

# 生活困窮者自立支援制度等について

令和7年6月

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
厚生労働省 社会・援護局保護課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

第1のネット

社会保険制度・労働保険制度

第2のネット

求職者支援制度  
(H23.10~)

生活困窮者自立支援制度  
(H27.4~)

第3のネット

生活保護制度

- ・ 最低生活の保障
- ・ 自立の助長

# 生活困窮者とは？

生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがある。複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※制度の対象となりうる、又は対象であったと考えられる者の例。それぞれは重複もある。

フリーランス

解雇等にあった  
非正規雇用労働者

福祉事務所来訪者のうち  
生活保護に至らない者  
約30万人  
(H29・厚生労働省推計)

ホームレス  
約0.3万人 (R7・ホームレス  
の実態に関する全国調査)

経済・生活問題を  
原因とする自殺者  
約0.3万人 (R3・自殺統計)

離職期間  
1年以上の  
長期失業者  
約66万人  
(R4・労働力調査)

ひきこもり状態に  
ある人

15～39歳までの者：約18万人  
(H27・内閣府推計による「狭  
義のひきこもり」)  
40～64歳までの者：約37万人  
(H30・内閣府推計による「狭  
義のひきこもり」)

個人事業主

(参考) 住居確保給  
付金の受給者のうち  
「自営」の割合：  
21.8% (※)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども  
約10万人 (H29)

孤独・孤立

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.6% (R3・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約245万世帯  
(R1・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者約122万人  
(R4.10末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

外国籍

既に  
顕在化

見え  
にくい

(※) 令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書(全国居住支援法人協議会)において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

# 生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

## 生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

## 支援のポイント

- ☑ 相談に際して資産・収入に関する具体的な要件はない。複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応。
- ☑ 生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多い。そのため、アウトリーチも行いながら早期に支援につながるよう配慮するとともに、孤立状態の解消などにも配慮。
- ☑ 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携。
- ☑ 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発。



# 生活困窮者自立支援制度の体系

R7年度予算：760億円の内数  
+ R6年度補正予算：80億円の内数



来所  
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に  
応じた支援

## ★ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

## ◆ 支援会議

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

住まいの確保の  
支援が必要

## ★ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

緊急に衣食住の  
確保が必要

## ◆ 居住支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

住まいに課題があり  
地域社会からも孤立

就労に向けた  
手厚い支援が必要

## ◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

家計の見直しが必要

## ◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する  
支援が必要

## □ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

# 住まいの相談に対応できる体制の整備の全体像

## 住まいの総合相談窓口

## 市町村・都道府県

- 自立相談支援機関に設置、または、既存の制度（重層事業、居住支援法人、居住支援協議会等）を活用
  - ※ 自立相談支援機関の支援員の加算創設【令和7年度予算】
- 主に4つの機能を想定
  - ① 住まいの相談対応、課題の把握・分析、支援方針の検討、必要な支援・連携先へのつなぎ、支援状況の確認等【相談支援】
  - ② 大家、不動産仲介業者、居住支援法人等からの相談対応
  - ③ 福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等からの相談対応
  - ④ 物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等

丸投げではない

後方支援・連携

## 居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
  - 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体
- <活動例>
- 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
  - 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
  - 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
  - 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

## 入居前

- 住まい不安定（ネットカフェ、知人宅、寮付き就労等）、ホームレス、家賃が払えない
- 高齢等の理由により、家探しが困難
- 大家に賃貸借契約の締結・更新を断られた
- 保証人がいない

## 入居中

- 日常の安否確認・見守りや、必要に応じた福祉サービス等へのつなぎが必要
- 高齢等の理由により定期的な見守りや支援が必要、地域で孤立している

## 退居時

- 残置物の処理が困難

## 【支援策】

- ✓ シェルター事業（生活困窮者）：一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援
- ✓ 地域居住支援事業（生活困窮者、被保護者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り・社会参加の支援
- ✓ 地域支援事業（高齢者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り支援
- ✓ 救護施設、日常生活支援住居施設等（被保護者）：住まいと生活の支援
- ✓ 居住支援法人等：入居支援や保証人機能の確保、日常の安否確認・見守り等の必要なサービスの実施
- ✓ セーフティネット登録住宅：低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない住宅
- ✓ 居住サポート住宅：日常的な安否確認・見守り、生活・心身の状況が不安定化した時の福祉サービスへのつなぎを行う住宅

# 住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策(見取り図) <令和6年6月時点> 参考

※ 赤字: 令和6年度に新設・拡充等の変更がある事項

対象者 支援施策	低所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	障害者	子育て世帯 (ひとり親・多子世帯)	DV被害者	社会的養護経験者等	刑務所出所者等
関係者の連携	【改正住宅SN法】居住支援協議会(基礎自治体レベルの活動の充実)★						
ハード面の供給	【改正生活困窮者自立支援法】生活困窮者自立支援制度(一時生活支援事業)★						
	保護施設★	特別養護老人ホーム★ 認知症高齢者グループホーム▲ 障害者グループホーム★ 有料老人ホーム★	障害者グループホーム (共同生活援助を行う場)▲		女性自立支援施設● 女性相談支援センター 一時保護所●	児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム等)●(※4)	更生保護施設☆
	無料低額宿泊所	サービス付き高齢者向け住宅★	福祉ホーム★		母子生活支援施設★	社会的養護自立支援 拠点事業●(※4)	自立準備ホーム☆ (保護観察所に登録した NPO法人等の空き室)
	公的賃貸住宅(公営住宅・地域優良賃貸住宅等)★						
	民間賃貸住宅: セーフティネット登録住宅(改修費補助・低所得者の家賃低廉化)★						
	【改正住宅SN法】民間賃貸住宅: 居住サポート住宅(改修費補助・低所得者の家賃低廉化)★						
連帯保証人・ 緊急連絡先 の確保	居住支援法人: ①家賃債務保証●、②家賃債務保証保険【改正住宅SN法】						
	家賃債務保証会社: ①家賃債務保証会社の登録☆、②家賃債務保証会社の認定☆【改正住宅SN法】、③家賃債務保証保険【改正住宅SN法】						
	生活保護制度 (住宅扶助費)★			身元保証人確保対策 事業★(※3)	身元保証人確保対策 事業★(※3)	身元保証人確保対策 事業★	
	生活困窮者自立支援制度(地域居住支援事業)★【改正生活困窮者自立支援法】、不安定居住者に係る支援情報サイト及び総合相談窓口(=すまこま。)☆(※1)						
入居支援等 (相談、住宅情報、 契約サポート、 コーディネート等)	【改正住宅SN法】居住支援協議会★、居住支援法人●(※2)						
生活支援 の提供	【改正生活困窮者自立支援法】 生活困窮者自立支援制度 (住居確保給付金)★	地域支援事業▲ (高齢者の安心な住まい の確保に資する事業)	地域移行支援▲	ひとり親家庭住宅支援 資金貸付事業●		社会的養護自立支援 拠点事業● (※4)	生活環境の調整☆ 地域生活定着促進事業 (地域生活定着支援センター) (高齢者・障害者)●
	居住不安定者等居宅生活 移行支援事業★	(介護予防・日常生活支 援 総合事業)	地域生活支援拠点等 ▲	母子・父子 自立支援 員★	母子父子 寡婦福祉 資金貸付 金●		児童養護施設退所者等 に対する自立支援資金 貸付事業●
	保護施設★	介護保険サービス▲	障害福祉サービス等 (自立生活援助・地域定 着支援・居宅介護等)▲	ひとり親家庭等 日常生活支援事業★		児童自立生活援助 事業●(※4)	緊急的住居確保・自立支援対 策事業☆(自立準備ホーム)
	無料低額宿泊所	日常生活自立支援事業 (認知症高齢者、知的障害者、精神障害者のうち 判断能力が不十分な人を対象)		ひとり親家庭等 生活向上事業★	母子生活支援施設★		更生緊急保護の実施☆
【改正生活困窮者自立支援法】生活困窮者自立支援制度(地域居住支援事業)★							

【施策】

- : 国交省
- : 厚労省
- : こども家庭庁
- : 国交・厚労共管
- : 法務省

【実際の措置等】

- ☆: 国
- ★: 都道府県、市町村
- : 都道府県
- ▲: 市町村

+ 安否確認・見守り  
福祉サービスへのつなぎ

(※1) すまこま。は「入居支援等」について対応。  
 (※2) 居住支援協議会等活動支援事業により、国による直接補助を実施  
 (※3) ひとり親及びDV被害者は、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設退所者に限る。  
 (※4) 児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業は児童福祉法改正(令和6年4月施行)により拡充

[参考: 改正法の施行日]  
 ・ 改正住宅SN法: 令和6年6月5日(公布日)から1年6月を超えない範囲で政令で定める日施行  
 ・ 改正生活困窮者自立支援法: 令和7年4月1日施行

# 自立相談支援事業

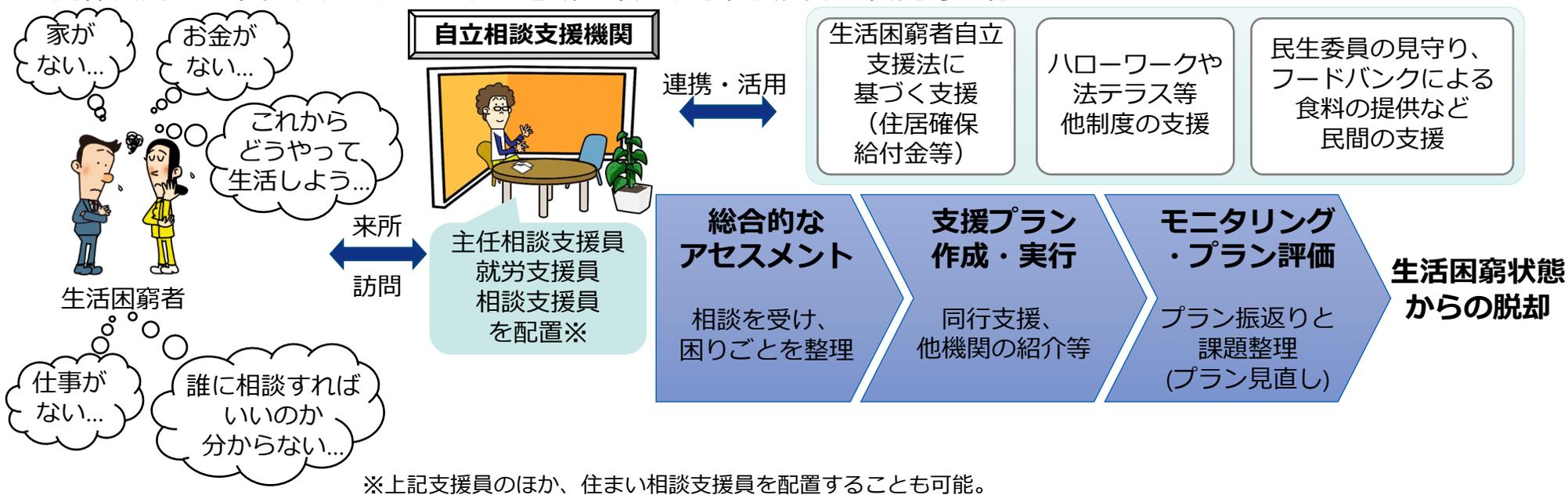
【実績等】 ・ 907自治体1,387か所 (R5)  
 ・ 新規相談受付件数293,455件 (R5)  
 ・ プラン作成件数93,282件 (R5)

## 対象者

生活困窮者・生活困窮者の家族その他の関係者

## 支援の概要

- ・ 制度の入り口として相談に応じ、就労や住まいの課題をはじめとする様々な課題を評価・分析（アセスメント）してその状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要な支援の提供につなげる。
- ・ 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行う。



## 期待される効果

- ・ 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、より早く生活困窮状態から抜け出すことができる。
- ・ 地域における相談支援機能や居場所等を充実させることができる。

# (住宅セーフティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化

令和7年10月1日施行

## 改正の趣旨・効果

- 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。  
(R7.3末時点：155協議会(全都道府県、117市区町村))
- 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。

### <想定される効果の例>

- ✓ 福祉部局・住宅部局・不動産関係団体・居住支援団体等の相互理解や連携が深まることにより、住まいの課題に対する個別具体的な支援に当たって活用可能な方策が可視化され、必要な方策を円滑に活用できるようになる。  
(事務局が住宅相談事業の実施や、物件・関係サービスの紹介を行うこともある。)
- ✓ 地域における住まいのニーズや不動産関係団体・大家等が抱える課題が共有されることにより、今後必要な支援等が明らかになり、地域づくりや活用可能な住宅ストックの確保等につながる。

## 改正後の業務イメージ

- それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。  
(自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。)

### 主な活動内容

- ・ 会議での協議、情報交換
- ・ 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・ 住宅相談事業、物件の紹介
- ・ 家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介



### 構成員の例：

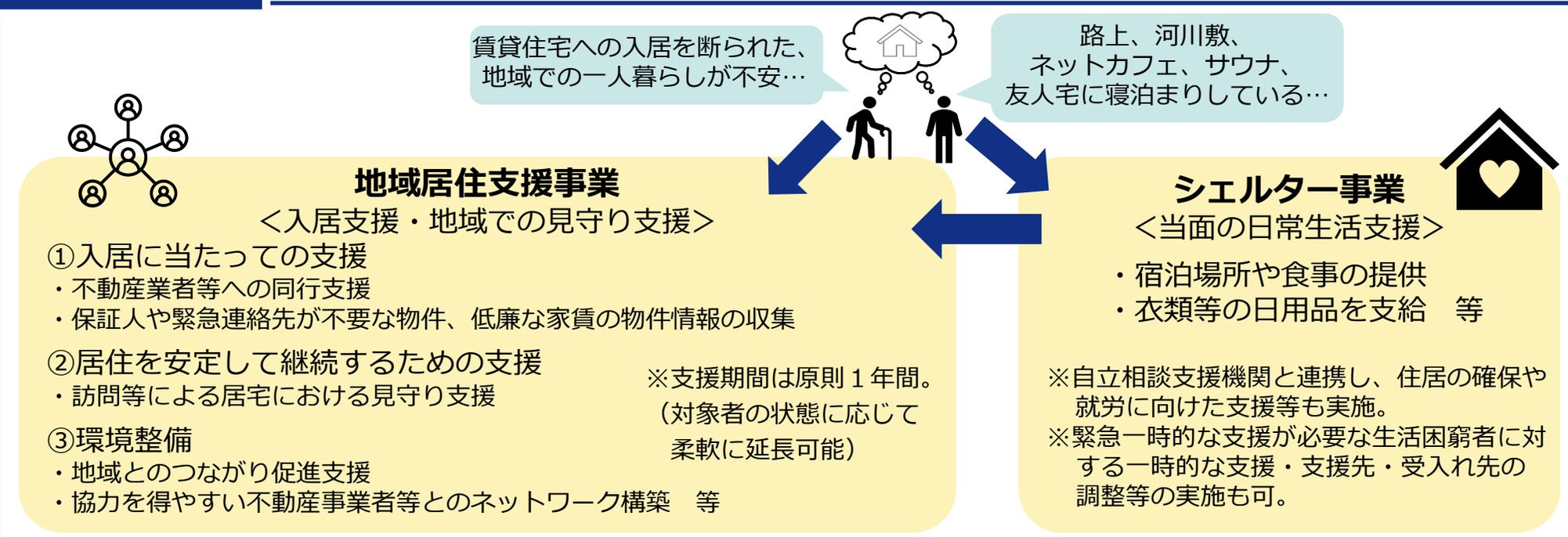
- ・ 住宅部局、福祉部局（生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等）
- ・ 住宅・不動産関係団体※、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
- ・ 士業団体（建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等）
- ・ 家賃債務保証会社、消費者団体、大学 等

※ 全国宅地建物取引協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、住宅供給公社、都市再生機構（UR）等の都道府県組織・支部など

## 対象者

- ・ シェルター事業：路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- ・ 地域居住支援事業：シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

## 支援の概要



## 期待される効果

- ・ シェルター事業：利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- ・ 地域居住支援事業：社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

# 住居確保給付金①（就職活動を支えるための家賃補助）

【実績】 ・新規申請10,306件  
 ・新規決定9,478件  
 ・支給済額22.6億円（いずれもR5実績）

## 対象者

住居を失うおそれが生じている以下①又は②の者であって、支給要件・就職活動要件を満たすもの

- ① 離職・廃業後2年以内（※）の者  
 （※当該期間に疾病等やむをえない事情により就職活動が困難な場合は最長4年以内）
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者



### <支給要件>

○**収入要件**：世帯収入の月額が市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）  
 + 家賃額（住宅扶助額を上限）より少ない

○**資産要件**：世帯の預貯金等が市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額  
 （特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

○**就職活動要件**：原則、①による就職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ① 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で就職の申込みをし、就職活動を行う。
- ② 公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づき業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

## 支援の概要

<支給額> 家賃額（住宅扶助額を上限） ※特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円

<支給期間> 原則3か月（就職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

## 期待される効果

- ・ 住まいの安定を確保することにより、安心して就職活動に取り組むことができ、就労を実現することができる。

## 住居確保給付金②（家計改善のための転居費用補助）

### 対象者

収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減（※）する必要がある生活困窮者であって、支給要件を満たすもの

例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者等

※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家賃負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等も含む

#### <支給要件>

○**収入要件**：世帯収入の月額が市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）+家賃額（住宅扶助額を上限）より少ない

○**資産要件**：世帯の預貯金等が市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額（特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

○**家計改善に関する要件**：家計改善の支援において転居によって家計が改善することが認められること



### 支援の概要

<支給額> 新たな住居の確保に要する費用（転居先の自治体における住宅扶助額に基づく額の3倍の額（これによりがたい場合は別に厚生労働大臣が定める額）を上限）ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

<対象経費> 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）、転居先への家財の運搬費用

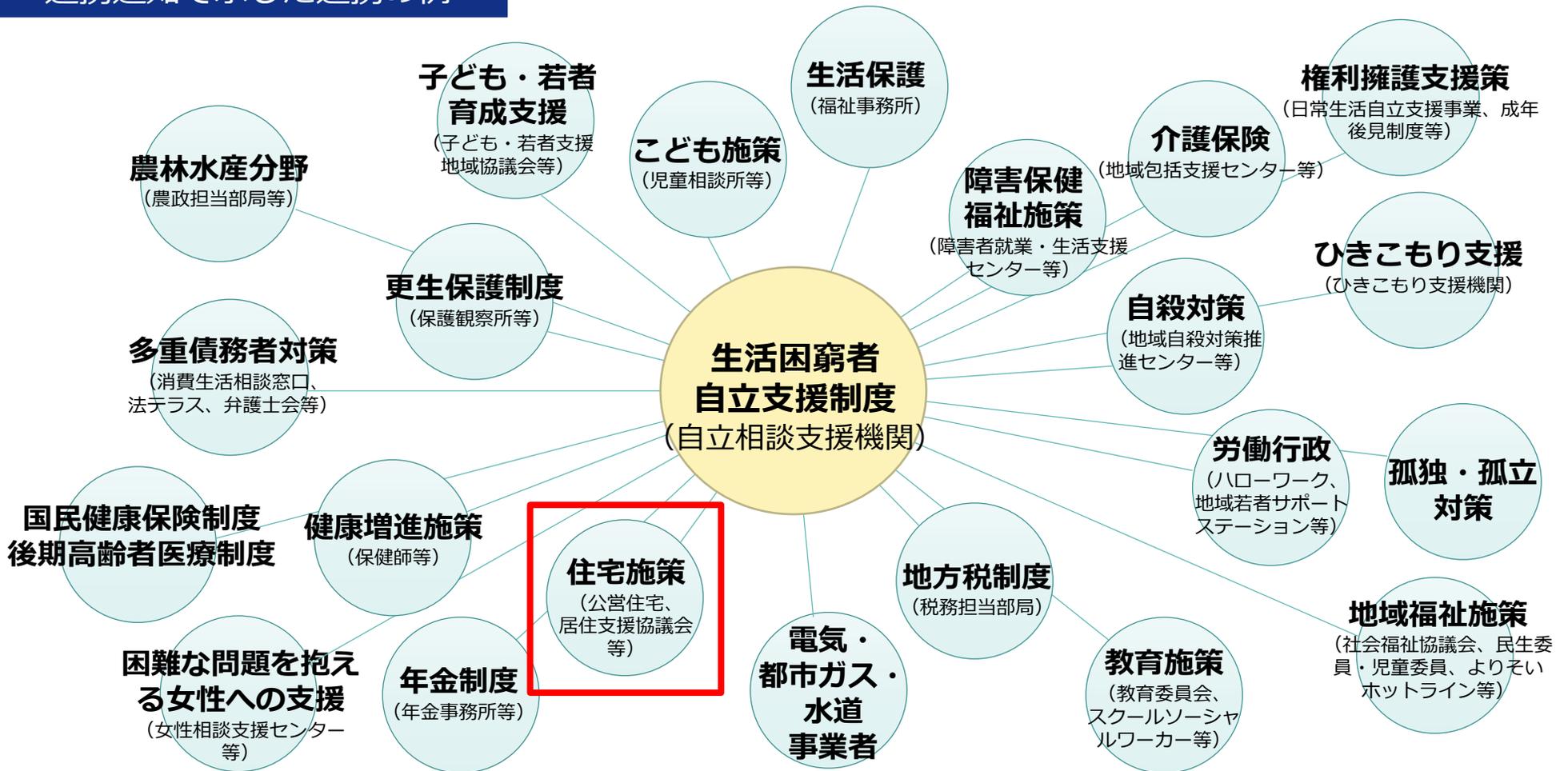
### 期待される効果

- 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる。

# 生活困窮者自立支援制度における他制度との連携

- 生活困窮者自立支援制度では、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じてきめ細かく支援することが重要。また、必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、**自立相談支援事業等の利用勧奨**を行うことが必要。
- さらに、**地域資源の開発**に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

## 連携通知で示した連携の例



# （概要） 「生活困窮者自立支援制度と住宅施策の連携について」

## 法に基づく会議体等を活用した連携

- 生活困窮者自立支援制度における支援調整会議や支援会議について、住宅部局を構成員にすることは有効。
- 住宅セーフティネット法改正により福祉関係者が居住支援協議会の構成員として明確化されたことを踏まえ、生活困窮者自立支援制度主管部局等が参画することも検討されたい。

## 自立相談支援機関の利用勧奨

- 住宅部局において、公営住宅入居者・入居希望者等で生活困窮者を把握した場合は自立相談支援事業等の利用勧奨を行うよう努めていただきたい。

## 生活困窮者自立支援制度と公営住宅施策の連携

- 家計改善支援事業の実施者と公営住宅担当部局で日ごろから連携し、家計改善支援事業による支援状況も踏まえた対応をお願いしたい。
- 公営住宅をシェルター事業に使用することも可能。空き住戸を活用した自立支援を推進いただきたい。

## 生活困窮者自立支援制度と居住支援法人等の連携

- 困窮法改正により居住支援法人との連携が努力義務化。
- 自立相談支援事業において居住の課題を抱える生活困窮者に対応する場合は居住支援法人との連携が有効。住まいに関する相談支援を居住支援法人に（再）委託することも可能。
- 地域居住支援事業の実施に当たっても居住支援法人との連携は有効。また、地域におけるネットワークづくりに居住支援協議会を活用することも考えられる。

# 被保護者地域居住支援事業（生活保護法第55条の10第4号）

○ 居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、定期的な戸別訪問による必要な情報の提供及び助言等現在の住居において日常生活を営むために必要な支援を行う事業

・実施主体 都道府県、市、福祉事務所設置町村（外部委託可能）

## 基本的事項（目的）

本事業は、居住の安定を図るための支援が必要な者に対し、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言等、現在の住居において日常生活を営むために必要な支援を行うことを目的とする。

## 対象者

支援が必要と福祉事務所が認めた者（本人同意が必要）

## 支援期間

一年間（福祉事務所判断で延長可）

## 職員配置

居住支援員を配置（兼務可）

日常生活上の相談支援業務又は不動産関連業務従事経験者など、事業を適切に実施出来る者

## 事業（支援）内容

- ・以下の①～④の事業（支援）を実施（③、④は任意）
- ・支援に当たってはケースワーカーと連携することとし、支援内容は個々の被保護者に係る「援助方針」を踏まえたものとする

### ①入居等に当たっての支援

入居・転居先の候補物件や関連する生活支援サービスに関する情報提供、契約手続き支援 など

### ②居住を安定して継続するための支援

定期的な戸別訪問等による見守り、生活支援

訪問時に食事・洗濯・掃除・ゴミ出しや公共料金の支払い状況の確認等を通じて、居宅生活を送る上での課題を把握するとともに、必要な相談・助言を行う

### ③地域社会との交流支援

### ④その他居住安定のために必要な支援

## その他

- ・適切な法人に外部委託可
- ・居住支援協議会が設置されている場合は当該協議会に参加
- ・著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な環境や不必要なサービスを強要しているなど不適切な事案を把握した際には、福祉事務所と連携して対応

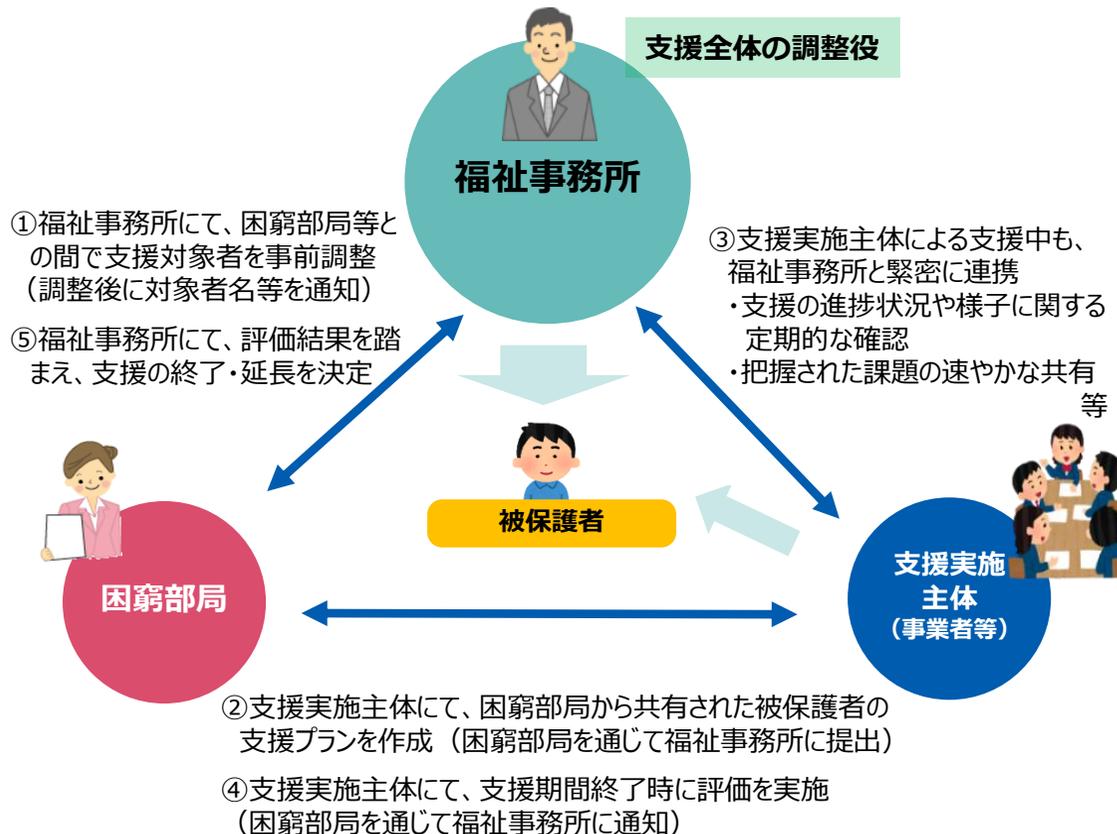
# 生活困窮者自立支援制度の事業による 被保護者の支援

生活保護法第55条の11  
生活困窮者自立支援法第3条第4項～第6項

## 事業の概要

- 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度については、一方の制度から他方の制度へ移行する者が一定数いる中、切れ目のない連続的な支援を行うことが重要。支援体制の整備に当たり、地域の実情に応じて支援資源を有効活用する観点も重要。
- このため、両制度に係る関係部局等の連携の下、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業により、被保護者を支援することを可能とする。 ※上記3事業を「特定被保護者対象事業」という。

## 支援体制のイメージ



## ポイント

- ✓ 生保主管部局・困窮主管部局は、管内における被保護者・生活困窮者の状況や支援ニーズ、生保事業の実施状況や特定被保護者対象事業の支援体制等を総合的に勘案し、本枠組みの活用について検討
- ✓ 本枠組みを活用する場合、支援対象とする被保護者の範囲、選定に関する考え方、具体的な支援の流れ等について、あらかじめ関係者間（生保主管部局、困窮主管部局、福祉事務所、自立相談支援機関、支援実施主体等）で調整
- ✓ 福祉事務所においては、本枠組みの活用により被保護者を支援する場合も、生保事業により支援する場合と同様に、当該支援対象者への関与を継続

# 生活保護法に規定する「調整会議」 (生活保護法第27条の3)

## 趣旨

- 多様で複雑な課題を抱える被保護者に対しては、個別の課題に応じた専門的な支援を行う必要
- 個々のケースワーカーが課題を抱え込むことなく、関係機関と円滑に連携し、適切に役割分担を図りつつ支援
- こうした連携を進める枠組みとして「調整会議」を法定化（構成機関は守秘義務あり）



- ✓ 保護の実施機関と調整会議の構成機関との間で「顔の見える関係」を構築
- ✓ 会議体の開催それ自体が目的化することのないよう留意
- ✓ 既に様々な会議体が開催されている際には、他の会議を調整会議として活用することや合同開催とすることも効果的・効率的（相互連携の努力義務あり）
- ✓ 構成機関間で個人情報を共有する際には、本人同意を得ることが原則



## 組織・運営のイメージ

### 所掌事項の例

- ・ 地域における被保護者の支援体制に関する検討
- ・ 個々の被保護者の支援・役割分担に関する検討
- ・ その他調整会議の目的を達成するために必要と認める事項など



- ✓ 当初の段階では、取り組みやすい内容から着手し、順次、連携強化の必要性を踏まえて所掌事項を見直していく視点も重要

### 運営の例

#### 【定期的な会議体】

日頃から互いの業務・状況を理解し、信頼関係を構築しておく観点から、各々の機関における事業・支援の実施状況や課題等に関して情報共有



#### <構成機関の例>

自治体の関係部局（福祉、保健、雇用、住宅、教育等）、被保護事業受託事業者、各種相談機関（地域包括支援センター等）、救護施設等の保護施設、日常生活支援住居施設、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、居住支援法人、医療機関、学校、高齢者・障害者関係サービス事業者等



- ✓ 当初の段階から、必ずしも多数の関係機関を構成機関とする必要はなく、順次、連携強化の必要性を踏まえて構成機関を見直していく視点も重要

#### 【随時開催の場合】

随時、被保護者の支援に当たり関係し得る構成機関との間で、当該被保護者の個人情報も含めた必要な情報共有、支援内容に関する検討などを行う



#### <参集する機関>

構成機関のうち、当該被保護者の支援に関係し得るもの（個人情報扱う点に留意）

### 守秘義務の徹底

全ての構成機関は、守秘義務の趣旨やルールを十分に理解し、遵守することが不可欠（法律上、守秘義務あり）

# 参考



# 住まいの困りごと相談窓口（すまこま。）の概要 （不安定居住者に係る支援情報サイト及び総合相談窓口の設置）

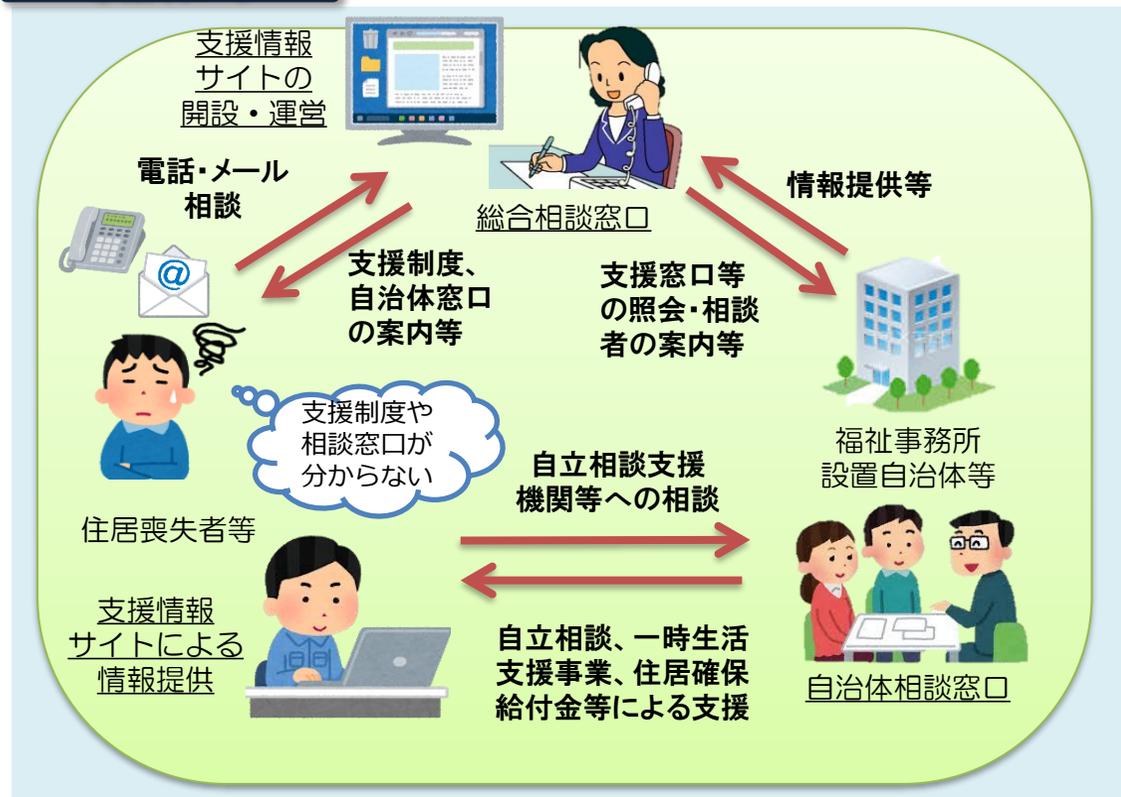
- 住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者には、路上等で生活するホームレスのほか、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりする不安定な居住環境にある者が含まれる。
- そうした不安定居住者においては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や一時生活支援事業、住居確保給付金といった各自治体が行っている支援や居住支援法人等につなげることが重要である。
- このため、住まいに困窮する方に対する支援情報サイトを開設するとともに電話やメールによる総合相談窓口を設置し、各支援策の情報提供、地域の自治体の相談窓口等への案内、不安定居住者の実態把握のための相談内容の分析等を行う。

## 事業内容

- 地域の自治体の相談窓口などを分かりやすく紹介した情報サイトの開設・運営等による情報発信。
- 電話相談窓口を設置し、相談内容に応じて各支援策の情報提供や、自治体の相談窓口等へのつなぎ。
- 相談内容のデータの集約・分析等による不安定居住者の実態把握。
- 自治体に対する居住支援の必要性に関する広報活動や、支援情報サイトの周知広報。

令和7年度「すまこま。」相談窓口  
0120-050-229  
<https://sumakoma.mhlw.go.jp/>

## 事業イメージ



# 地域共生社会の在り方検討会議 概要

## ①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

## ②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

## ③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

## ④今後のスケジュール（予定）

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回、11月26日：第6回、12月26日：第7回  
令和7年1月31日：第8回、3月27日：第9回、5月20日：第10回（中間取りまとめ）（以降、関係審議会での議論）

# 「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する相談窓口の在り方については、以下のとおり示している。

## 2. 身寄りのない高齢者等への対応

### (1) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方

#### 【現状・課題等】

- 高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれている中、単身男性世帯においては、「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人がいない者の割合が高くなっているほか、地域・家庭・職場といった支え合いの基盤も弱まっている。こうした状況を踏まえると、高齢者だけでなく、ひとり親世帯の親子、独身の若者、中年層なども、将来、身寄りのない状態となることは想定され、頼れる身寄りがいないことに着目した支援策を検討していく必要がある。
- こうした中で、現状、頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題に関する相談対応を受け止める窓口が明確でなく、こうした相談対応を受け止める機能が必要とされている。
- 厚生労働省においては、令和6年度から、身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組をモデル事業として実施し、課題の整理等を行っており、相談窓口の在り方の検討に当たっては、こうしたモデル事業の実施状況も踏まえる必要がある。

#### 【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
  - ・ 従来の介護・障害・こども・生活困窮者の支援体制に加えて、権利擁護や住まいの支援体制の整備が必要となる中、身寄りのない高齢者等の支援のための窓口を新設することは、既存の相談窓口に屋上屋を重ねる感があり、そうした人的資源が各自治体にあるとも思えない。**こうした複数の支援体制を活用し、地域固有のニーズや資源に照らして、身寄りのない高齢者等の相談支援や複数の支援体制相互の協働・連携をどのように図るかが課題。**
  - ・ 身寄りのない高齢者等が抱える課題に対応する包括的な相談・調整窓口は、既存の事業との役割の重複を避けるため、既存の事業との一体的な整備を視野に入れた発展が模索されることが望ましい。等の指摘があった。

#### 【対応の方向性】

- このため、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方については、既に各領域（介護、障害、**生活困窮等**）で支援体制の枠組みがあることを踏まえ、新たな相談窓口の設置という方法ではなく、**生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関、介護保険法に基づく地域包括支援センターなど、既存の支援体制の枠組みにおいて、その相談を受け止めることとし、身寄りのない高齢者等の相談支援機能を強化していくべきである。その際、相談支援等に適切に対応できるような人的配置を含めた体制の確保に努めるべきである。**

# 「地域共生社会の在り方検討会議」 中間とりまとめ

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方に関し、以下のように示している。

## 2. 身寄りのない高齢者等への対応

### (2) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

【現状・課題等】

- 頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題への対応として、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等がないため、必要なサービスの利用等が困難な場面が生じており、こうした課題に対応することが必要とされている。
- いわゆる「高齢者等終身サポート事業」はこうしたニーズへの対応策の一つであるが、費用が高額になることもあり、一定程度の収入・資産がなければ利用が困難等の課題があるため、資力が十分でない者も利用できる事業が求められている。また、そうした事業は、資力の有無に関わらず利用できるようにすべきとの指摘もある。
- 厚生労働省においては、令和6年度から、十分に資力がない等の理由から民間サービスを利用できない方に対して、意思決定支援を確保しながら総合的な支援パッケージ（日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務の支援）を提供する取組をモデル事業として実施し、課題の整理等を行っており、支援策の検討に当たっては、こうしたモデル事業の実施状況も踏まえる必要がある。
- **なお、生活に困窮する者に対しては、生活困窮者自立支援制度の居住支援事業（地域居住支援事業）において、居住を安定して継続するため、訪問等による見守りや生活支援など、上記の総合的な支援パッケージとも一部重なる取組が行われており、生活に困窮する身寄りのない高齢者等に対する支援策の検討に当たっては、同制度との関係や同事業の在り方も踏まえる必要がある。**

# 「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方に関し、以下のように示している。

## 2. 身寄りのない高齢者等への対応

### (2) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
  - ・ 総合的な支援パッケージの提供は、高齢者等終身サポート事業と類似の構造で、特定の事業者があらゆるニーズに対応することになり、ニーズが増大すると対象者の範囲を限定せざるを得なくなることも懸念。身寄りのない高齢者のどこまでの範囲をこうした事業だけでカバーすることができるか・すべきかは検討課題。費用の問題は、一定の公的な支援の拡充を大前提とした上で、民間財源の拡充も考えていかなければならない。
  - ・ 資力がない人も支援が必要ということは当然として、費用負担が可能な場合は民間サービスがあればそれでいいのかということ、考える必要がある。
  - ・ また、民間サービスの質の担保も必要であるとともに、現在でも「身元保証人」という名称が現場で使用されていることも、身近な家族が担ってきた包括的な役割を持つと誤解を生みやすい。
  - ・ 高齢者等終身サポート事業を総合的なパッケージとして、社会福祉協議会など公益性の高い事業者が提供する仕組みは、現場の切実なニーズに即したものとして積極的に評価。他方、利用者との関係性や支援の透明性という視点からは、全てのニーズを地域の1事業者が独占的に賄う事態を招くことは避ける必要があり、少なくとも地域に複数の信頼できる事業者の存在が必要。地域づくりの点からも、地域の官民の多数のアクターが終身サポート事業に関わる支援を適切に分担し、連携・協力しながら地域の支援体制を構築していくことこそが望ましい。
  - ・ 総合的な支援パッケージを提供する仕組みとして、日常生活自立支援事業の拡充・発展が考えられる。その際の検討課題は、地域での支援の担い手として、社会福祉協議会に限定する必要があるのかどうか。社会福祉法人も担い手として期待されると同時に、非営利組織などに開いていくこともあるのではないかと。同時に規制・監督をかけていくことも、あり得る検討課題。
  - ・ 総合的な支援パッケージが、家族代わり・24時間365日対応という受け止め方をされると重い事業になってしまう。この事業の守備範囲を示しながら、最終的な意思決定などは関係者みんなで受け止めるものという意識の醸成が図られるとよい。
  - ・ 総合的な支援パッケージを提供する事業については、身寄りのない高齢者への支援の中心であり、包括的な支援体制の中核でもある市町村が何らかに関与する形の検討が必要である。
  - ・ 身寄りのない人の日常生活の問題は、何でも制度の枠に収めるのではなく、地域の支え合いなど、もっと互助の考えを押し出していくべきではないか。
  - ・ 身寄りのない人の日常生活支援を互助で行うとしてもそもそも互助の仕組みやその条件がない地域が多いことが課題である。等の指摘があった。

# 「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方に関し、以下のように示している。

## 2. 身寄りのない高齢者等への対応

### (2) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

#### 【対応の方向性】

- このため、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対する支援策の在り方については、以下について対応を進めるべきである。
  - ・ 民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある。
  - ・ 新たな事業については、現場や当事者の意見等も踏まえつつ、家族代わりと誤解されないよう、地域の実情に応じた地域福祉との役割分担及び支援内容の専門性を考慮し、事業の守備範囲を整理する必要がある。また、民間サービスとの関係性、日常生活自立支援事業よりも対象者が広がることや制度の持続性の観点から体制面・費用面・運営監視面を考慮する必要がある。併せて、資力が少ない方については、その利用に関し、特別な配慮が必要である。
- また、**生活に困窮する者については、生活困窮者自立支援制度の他事業と一体的な支援を行う観点から、既に民間において進んでいる互助会等のインフォーマルな取組とも連携しつつ、地域居住支援事業などの支援を拡大して対応していく必要がある。**

# 「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ

身寄りのない高齢者等を地域で支える体制の在り方に関し、以下のように示している。

## 2. 身寄りのない高齢者等への対応

### (3) 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方

#### 【現状・課題等】

- 身寄りのない高齢者等を地域で支えていくには、地域の関係機関等のネットワークを構築し、支えていく必要があるが、一方で、既に自治体においては、介護、障害、生活困窮等での枠組み（地域ケア会議・（自立支援）協議会・生活困窮の支援会議等）のほか、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームや**居住支援協議会**等のプラットフォームが多数存在している。

#### 【検討会議での意見等】

- この点について、検討会議においては、既存のプラットフォームを活用することで、身寄りのない高齢者等を地域で支える体制を構築することが考えられるとの指摘があった。

#### 【対応の方向性】

- こうした点を踏まえ、地域において、身寄りのない高齢者等をネットワークで支えていくため、**市町村に既に存在する類似の協議会やプラットフォームを活用して、支援方策の議論を進めていくための具体的な実施方法を国において示すべき**である。

# 住まい相談に係る対応事例集①

相談窓口（「住まい支援センター」）の設置パターン等

パターン	自治体	相談窓口	重層の活用	物件所有の有無	事例	
①行政 + 民間機関連携型	岡崎市	住宅計画課が設置した居住支援協議会相談窓口 + 自立相談支援機関（福祉相談課が委託）	○		単身高齢者	
	半田市	自立相談支援機関 + 社会福祉協議会（居住支援法人・地域包括センター・障害者相談支援センター・多機関協働事業）	○	公営住宅シェルター	母子世帯	
	大牟田市	市住宅建築課が居住支援法人に委託		公営住宅シェルター サブリース	ひとり親・虐待	
	輪島市	自立相談支援機関 + 社会福祉法人			障害者・単身	
②居住支援法人型	ア 福祉系	北九州市	居住支援法人（地域福祉推進課が委託）		サブリース	単身高齢者
		仙台市	居住支援法人（自立相談支援機関も受託）		サブリース	高齢者・ホームレス
		宮城県	居住支援法人（自立相談支援機関も受託）		サブリース	生活困窮者
	イ 不動産系	座間市	居住支援法人（地域居住支援事業も受託）		サブリース	若年・障害 疑い
③民間育成型	宇和島市	NPOセンター（福祉課・危機管理課が機能を移管）	○		7040世帯	
④自治体直営型	伊丹市	自立支援課（自立相談支援機関を直営で実施）			ひとり親・多子世帯	
⑤居住支援協議会型	大牟田市	（居住支援協議会主催で空き家相談会を実施）				

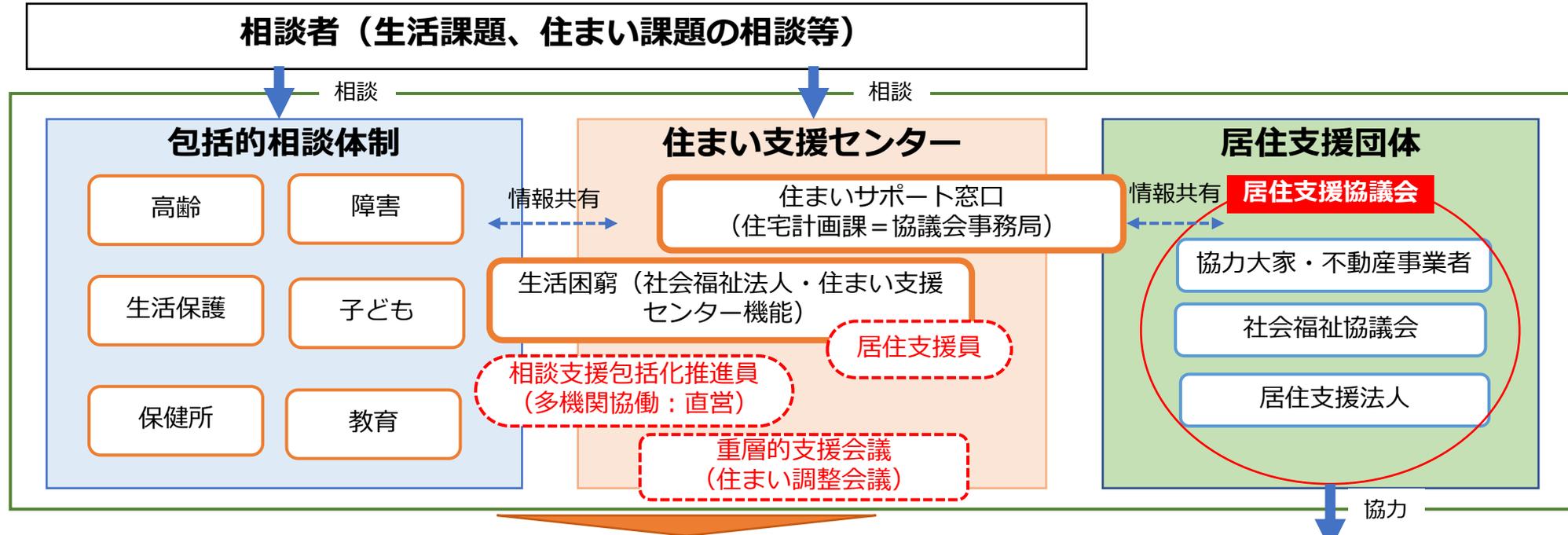
（資料出所）一般社団法人北海道総合研究調査会「令和5年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業  
地域共生社会づくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究事業 <報告書概要>  
（令和6年5月）

報告書全体はこちら▶



# 岡崎市「住まい支援システム」イメージ図

- 住宅セーフティネット制度を所管する住宅計画課が設置した既存の居住支援協議会の住まいサポート窓口のほかに、ふくし相談課内にある生活困窮者自立相談支援事業所（委託）の中に新たに住まい支援センターの機能を付加し、2つで「住まい支援センター」とする。
- 生活困窮者自立相談支援事業所に居住支援員を配置するとともに、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業（ふくし相談課直営）に「住まい」分野を位置づけ、重層的支援会議を活用して、支援プランを決定している。
- 市が、第三者による支援を必要とする高齢者等に対し、身元保証・日常生活支援・死後事務などの必要なサービスを提供できる信頼性の高い民間事業者を公募し採択（ずっとあんしん生活支援事業）。また、福祉事業者と不動産事業者の意見交換の場を設ける。



## 【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

<p><b>入居マッチング</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいサポートおかざきを介した民間賃貸住宅等</li> <li>・一時生活支援事業、住居確保給付金等によるつなぎ支援 など</li> </ul>	<p><b>ずっとあんしん生活支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護、死後事務（葬儀、残存家財処分、行政手続等）、相続、不動産処分 など</li> </ul>	<p><b>日常生活支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢、障害、その他制度サービス利用 など</li> </ul>	<p><b>伴走支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフォーマルサービス等社会参加支援</li> <li>・重層事業を通じた地域へのつなぎ など</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 【新たな取組み】

**ずっとあんしん生活支援事業**

死後事務、遺言作成など複数の民間事業者が得意分野を生かして実施

**福祉事業者と不動産事業者との連携強化**

- ・居住支援フォーラム、勉強会の開催
- ・住宅管理会社への個別ヒアリングの実施

## タイプ 単身高齢者

### 事例を 読む視点

- 家主がアパートを取り壊す予定で退去を求められているが、転居先が決まらない。
- 病院のMSWからの連絡で相談につながったケース。
- 病気をもった単身高齢者に対して死後事務等の先を考えた支援、地域包括支援センター等との連携がポイント。

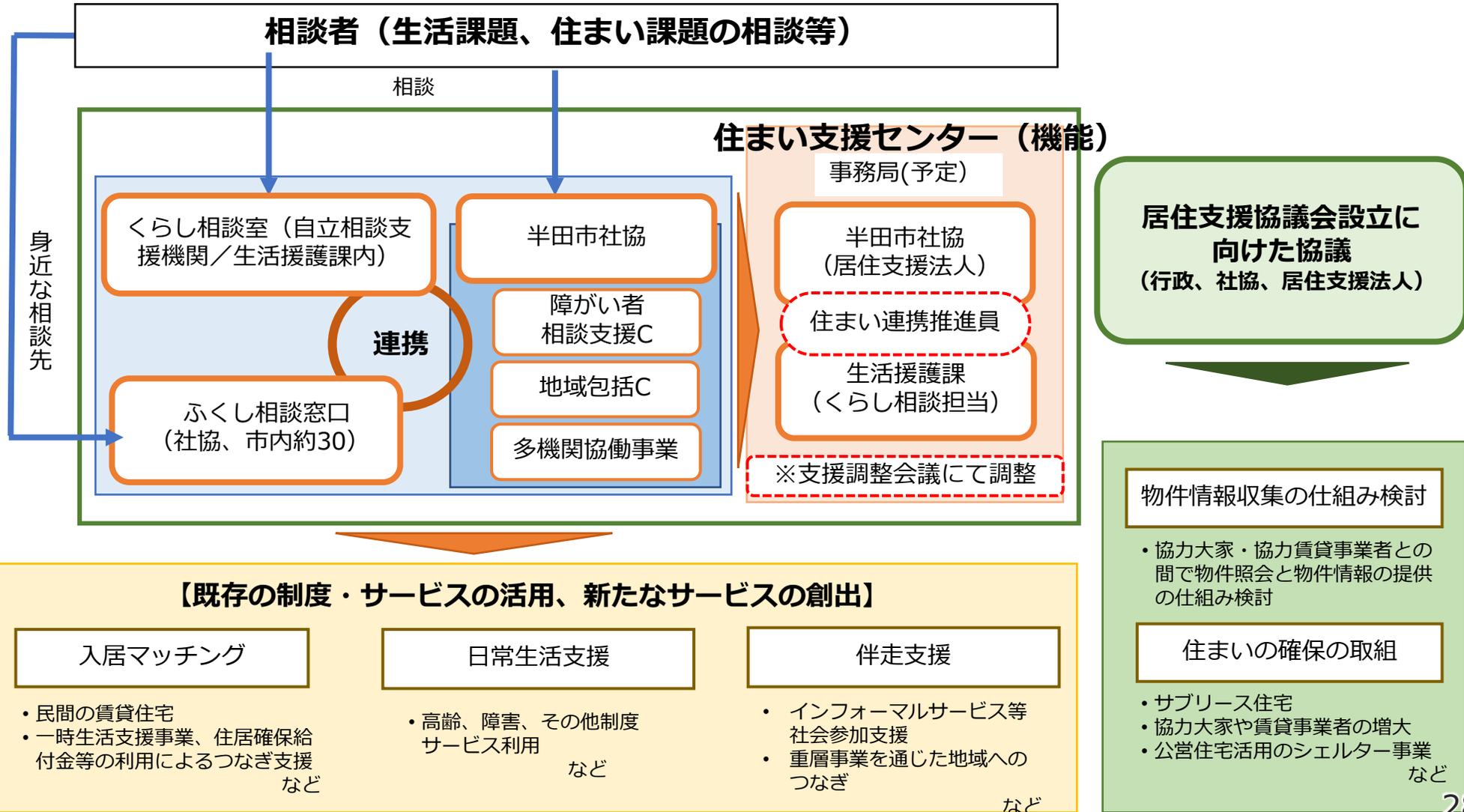
事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 70代、男性、単身</li> <li>● 抗がん剤によるがん治療中。</li> <li>● 住んでいたアパートが老朽化し、建て替えのため退去を求められた。高齢の兄弟に緊急連絡先を頼んでいたが、高齢のため断られた。不動産屋に行ってみたが、物件が見つからない。</li> <li>● 通院中であり、転居するなら病院の近くにしたい。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通院している病院のMSWから住まいサポート窓口（住宅計画課）に連絡があり相談受付</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢で持病がある。転居を機会に車を手放すことを考えており、通院に便のよいところを希望。基礎年金のみだが、預金があり、今のところ金銭に心配はない。</li> <li>● 要介護認定は受けていないが、転居後の生活に心配があり、地域包括支援センターにつなぐ。</li> </ul>
プラン内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入居先：居住支援法人を通じて賃貸住宅に入居が決まる (入居支援) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 物件紹介、引っ越し業者の紹介</li> <li>➢ 緊急連絡先の紹介</li> </ul> </li> <li>● (居住継続支援) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 居住支援法人による、単身高齢者見守り訪問（月1）</li> <li>➢ 民生委員による、声かけ訪問（月1）・地域包括支援センターの見守り</li> <li>➢ 居住支援法人による、死後事務、家財処分、葬儀・埋葬等の支援契約</li> </ul> </li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住まいが確保され、治療が継続している。地域包括支援センター、病院のMSWとの情報共有が始まった。</li> </ul>

### 経緯



# 半田市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談支援機能を市と社会福祉協議会が連携し、実施。社協は、地域包括センターや障がいの相談支援センター、重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）も受託している。多機関協働事業の重層的支援会議を活用して、支援プランを決定している。
- 居住支援協議会を設立し、事務局は市と社協で担っている。
- 物件情報収集の仕組みを検討する。サブリースや公営住宅活用シェルターなど新たな取組を開始する。



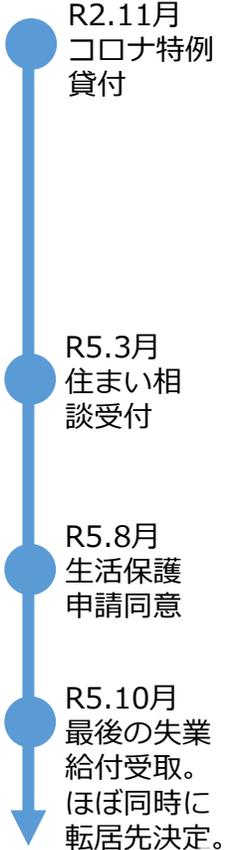
## タイプ 母子世帯

### 事例を 読む視点

- 失業、経済的困窮、本人のうつ、子どもの課題など3年前から社協が関わっており、状況の把握と対応の必要性を迅速に判断できたことがポイント。
- 生活保護からの自立を目指し、生活保護課と障害相談支援を中心に、関係機関で世帯の生活課題に対応するなど将来に向けた関係機関との連携がポイント。

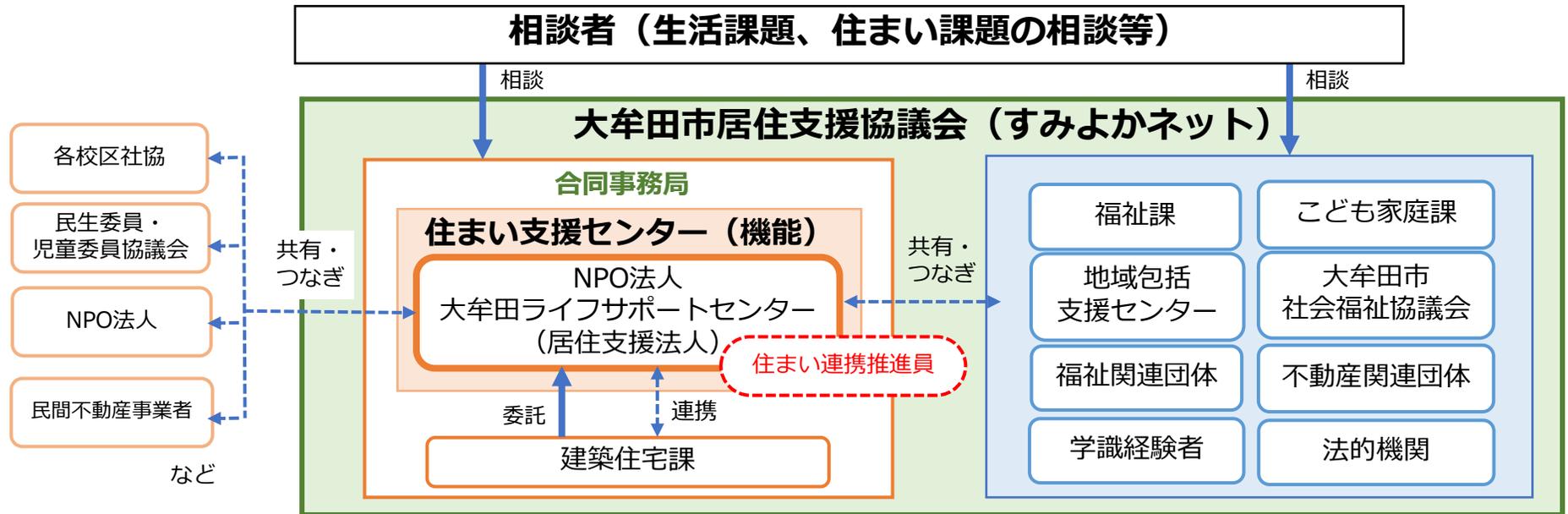
事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 40代、女性、夫とは別居中、子ども2人</li> <li>● R2年11月、社協でコロナ特例貸付の相談を受ける。夫と別居状態（その後離婚成立）、長男の非行、長女の不登校などがあり、R4年、本人がうつ病の診断を受ける。</li> <li>● うつ症状悪化により、休職から離職となり、フードバンクなど継続的に支援をしてきたが、失業手当が終了する時期になり、仕事探しや子どもへの対応、家賃の低い賃貸住宅への転居など困りごとが重なっている。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人が社協のふくし相談窓口に来所し、様々な相談をした。窓口担当者から住まい連携推進員に対し住まいに関する支援依頼があった。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コロナ禍や体調不良により失業、その後失業給付や住居確保給付金などを活用してきたが、基本的な課題は解決できず、生活保護と障害年金を受けながら生活の立て直しが必要。本人は生活保護を受給したくない意向があるが、給付の脱却を目指して生活改善を進めることが必要（生活保護と障害者相談支援で対応）。</li> <li>● 子どもにもそれぞれ支援者があり、情報共有しながら、世帯全体を支える。</li> <li>● まずは病状の安定が必要（医療機関MSWと情報共有）。</li> </ul>
プラン内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ようやく生活保護申請を納得し、居住支援法人経由で賃貸住宅入居が決定 (入居支援) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 賃貸の手続き支援</li> <li>➢ 転居支援</li> </ul> </li> <li>● (居住継続支援) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生活保護と障害者相談支援を中心に、学校など関係機関で情報を共有し支援</li> </ul> </li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当面家賃の心配はなくなったが、課題解決には至っていない。</li> </ul>

### 経緯



# 大牟田市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談支援機能を居住支援協議会の合同事務局として設立したNPO法人に委託。
- 居住支援協議会の取組みとして、同NPOと建築住宅課が中心となって、住宅要配慮者からの入居相談から入居マッチング、日常生活支援、伴走支援を行っている。
- 地域課題である空き家対策と居住支援を一体的に取り組むため、空き家の実態把握、所有者の意向確認、活用策の検討・実践を行政施策として位置付けて展開している。



## 【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

### 住まいの確保

- 空き家調査等による活用可能な物件確保
- 空き家相談会の開催
- 所有者の理解啓発 など

### 入居マッチング

- 空き家活用の仕組み整理
- 不動産事業者等との関係づくり
- 緊急連絡先、身元保証、死後事務の相談 など

### 日常生活支援

- 高齢、障害、その他制度・サービスへのつなぎ
- 電話、訪問による見守り など

### 伴走支援

- 引っ越し支援、生活相談、死後事務など
- インフォーマルサービス等の社会参加支援 など

### 普及啓発

- 住宅分野・福祉分野における市内関係機関や、全国自治体などに対する居住支援施策の普及・理解促進（サミット開催） など

### 空き家活用

- 所有者との調整のほか、要配慮者に対する空き家活用による入居支援から生活支援までの手続き等のモデルケースの整理 など

タイプ

ひとり親・虐待

事例を  
読む視点

- 実父から子への虐待により実家で暮らし続けることが困難なひとり親のケース。
- 転居費用が捻出できないため、大牟田市居住支援協議会で確保している初期費用が安価な空き家への入居支援を実施。
- 生活環境を分離したことにより、本人・子どもと実父との関係性が改善されたことがポイント

事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 20代、男性、子ども（長女・長男）との3人暮らし</li> <li>● 離婚を機に長女・長男を連れて両親がいる実家に戻ったが、長男に対する実父の虐待があった。</li> <li>● 親子3人で暮らせる住まいへの転居を希望するが、元妻から預金を引き落とされており転居費用を捻出できない。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体と社協から住まい支援センターに支援依頼があり、本人来所により相談対応。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの精神的にも早急に実家を出て親子3人で暮らせる住まいが必要。</li> <li>● 子どもがまだ小さいため、子ども家庭課と情報共有し、転居後の育児面でのサポートも必要。</li> <li>● 転居に係る初期費用を自力で準備できず、両親からの経済的な支援も見込めないため、大牟田市居住支援協議会が運営する空き家情報サイト（すみよかネット）に登録している物件紹介により、初期費用がかからない安価な物件への入居を促す。</li> </ul>
プラン内容	<p>(入居支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 物件紹介・内覧同行（すみよかネットの空き家物件に入居。）</li> <li>➢ 緊急連絡先の引き受け</li> <li>➢ 引っ越し時の搬出・搬入支援（提携している引っ越し業者の紹介）</li> </ul> <p>(居住継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 月1回の生活状況の確認（定期報告書の作成と適宜対応）</li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実父との生活環境を分離したことで子どもたちの精神面は安定しており、親子3人で実家に夕飯を食べに行くなど、家族の再構築もみられる。</li> <li>● 仕事、育児、家事など本人の負担が大きくなっており、本人に対する継続サポートが必要。</li> </ul>

経緯

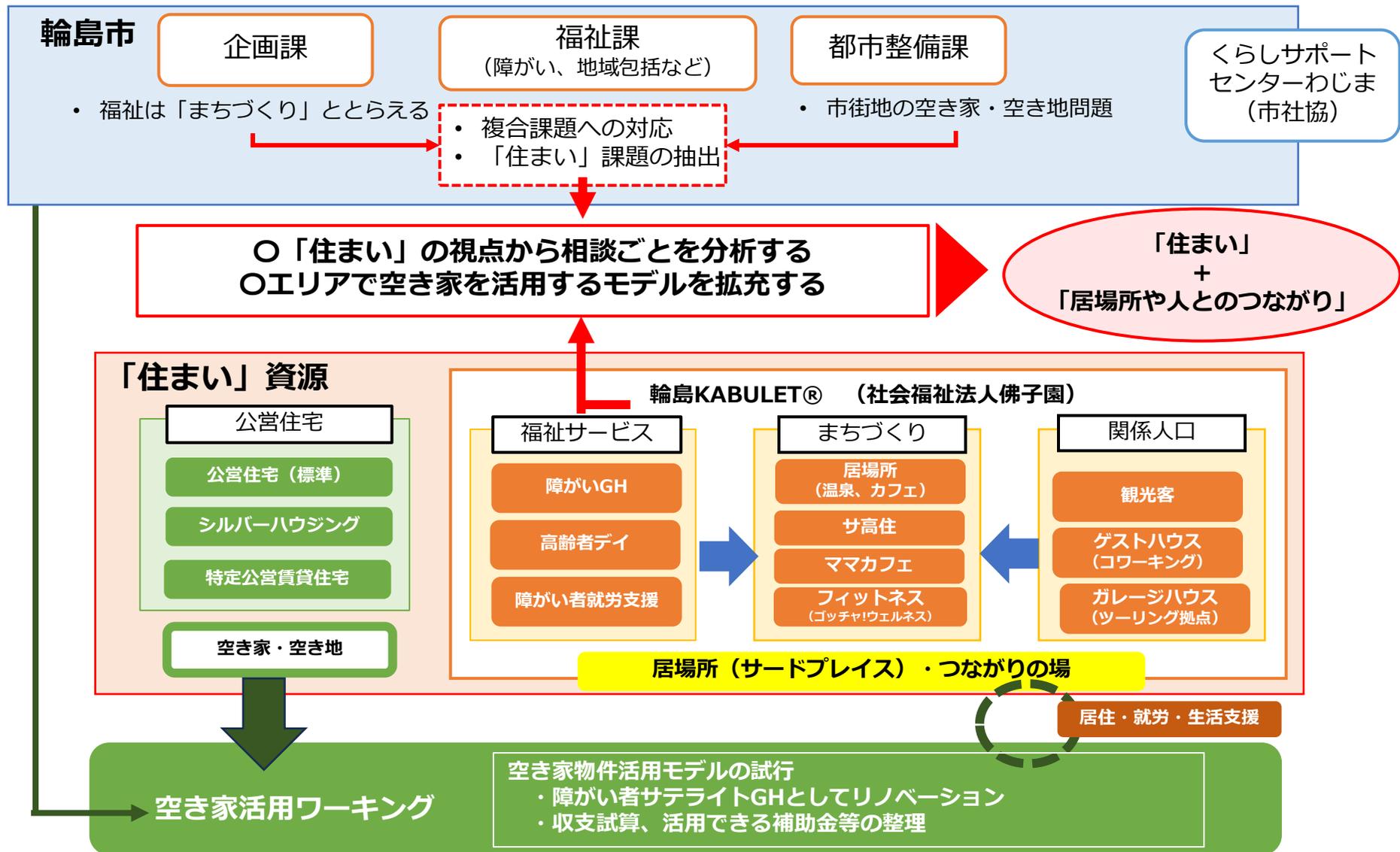
R5.9月  
相談受付

R5.10月  
転居

R5.11月  
住まい支援後のモニタリング

# 輪島市「住まい支援システム」イメージ図

- 市福祉課や暮らしサポートわじま（生活困窮者自立支援事業所）に寄せられる相談の中で住まい課題がある事例、社会福祉法事佛子園で把握される住まい課題をもつ対象者に対して、住まいの視点からアセスメントを実施。地域の住まい課題を把握する。
- 空き家活用ワーキングを立ち上げて、佛子園が運営する、市内に点在する空き家を活用した居場所づくりを参考に、空き家を活用した障害者の住まい確保の方策を、検討する。



タイプ

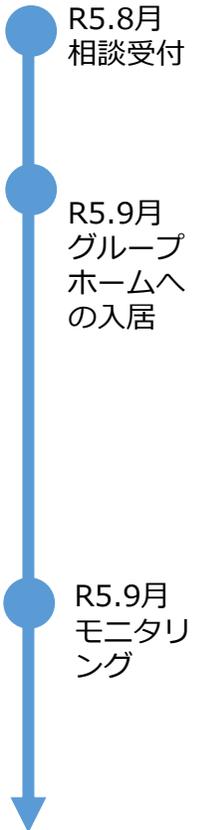
障害者単身

事例を  
読む視点

- 緊急性があり、障害グループホームへの入居による安心の確保
- 暮らしサポート、福祉課、佛子園の3者が状況を確認し、生活全般を支援
- 支援方針として、今後のアセスメントは、時間をかけて、適性を見出すこと

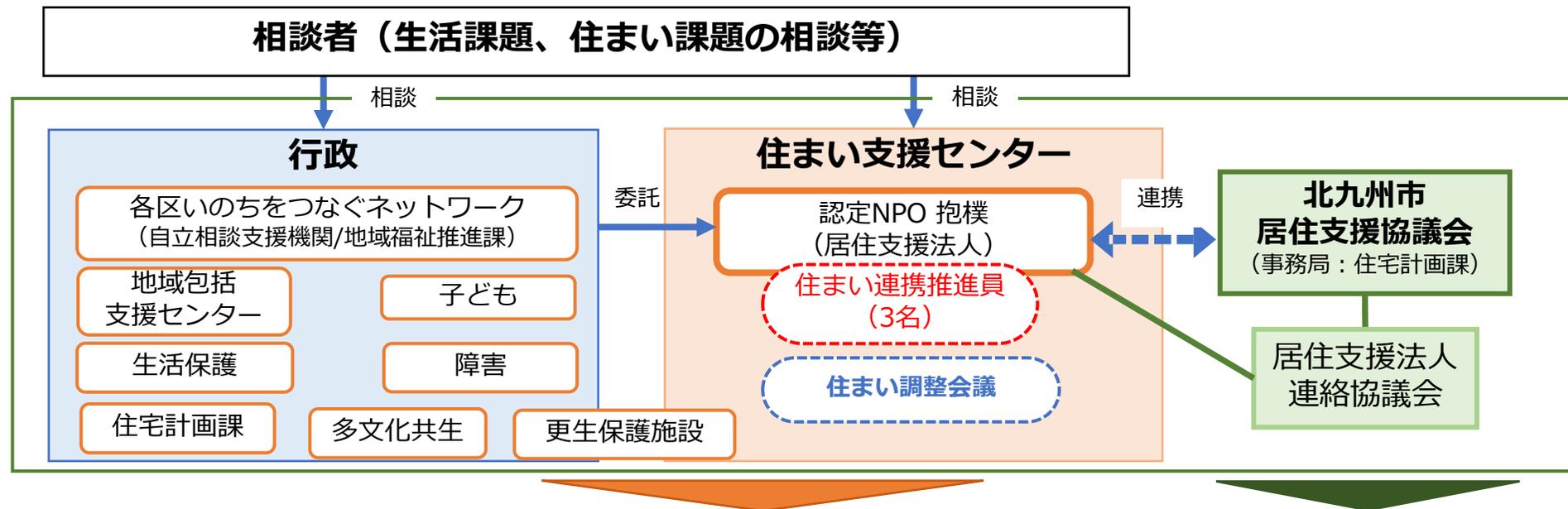
事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 30代、男性、単身</li> <li>● 母とは離別、父とは死別。弟が他市におり、連絡は取れる状況。</li> <li>● 高校卒業後、他市で就職したが、馴染めず帰郷し、アパートで一人暮らし。父親の自死後、精神状態が不安定で、双極性障害の診断がある。</li> <li>● 障害年金を受給しつつ、引きこもり状態。社協との相談・食糧支援等を受けていた。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人が生活に不安を感じ、社協（暮らしサポート）に相談。福祉課に、本人が障害年金の手続きを怠り、受給停止になった、と、情報提供と相談。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 部屋の中はゴミ屋敷状態で、床などの腐敗が進み、長期に住める状況ではない。</li> <li>● 障害に起因する生活能力の乏しさがあると考えられ、生活能力の獲得が必要。</li> </ul>
プラン内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 暮らしサポート、福祉課、佛子園の情報共有と連携で支援 (入居支援)</li> <li>● グループホームへの入居 (入居継続支援)</li> <li>● 障害年金復活までに生活保護を申請</li> <li>● 適性に応じた仕事を探す</li> <li>● 居場所に通う</li> <li>● 生活時間や家計管理を覚える</li> <li>● 通院支援</li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グループホームに入居し、落ち着いた様子。</li> <li>● これまで家賃滞納があり、返済等の整理を一緒に考える。</li> </ul>

経緯



# 北九州市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談支援機能を居住支援法人であるNPO法人に委託。同NPOはさまざまな困難を抱える対象者に対して住まいや就労などの支援を行っており、独自でサブリース物件を確保・運営している。
- 住まい支援センターに専属の3名の住まい連携推進員を配置し、市が区ごとに設置する直営の「いのちをつなぐネットワーク」（自立相談支援機関）などと連携して、住まいに関する相談、関係機関との支援調整などに対応する。
- 北九州市居住支援協議会が有するネットワークを生かして、市内の低廉物件を把握するための調査と福祉関係者との研修会を実施する。



## 【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

### 住まいの確保

- 公営住宅
- 支援付き住宅（プラザ抱樸）
- 民間の賃貸住宅
- セーフティネット登録住宅
- 日常生活支援住居施設
- 社会保障に資する新たな住まいの創出（サブリース） など

### 入居マッチング

- 不動産事業者との関係づくり（抱樸によるネットワークの活用）
- 市空き家バンク
- 廉価物件開拓 など

### 日常生活支援

- 見守り、相談
- 家族機能
- 高齢、障害、困窮、その他福祉サービスへのつなぎ
- 大家の相談
- 近隣住民相談 など

### 参加・つながり

- 自治会・校区社協などによる「地縁」
- NPO法人による参加の場（希望のまちなど）
- 住民の支え合い
- 地域の支え合い（互助会） など

### 低廉物件の把握

- 低廉物件の発掘とマッチングの仕組みの検討

### 研修会の開催

- 不動産事業者と福祉関係者の合同研修会
- 居住支援法人の活用検討など

## タイプ 単身高齢者

### 事例を 読む視点

- 本人から連絡を受けた親族（甥）が様子の変化に気づいて住まい支援センターに相談。
- 同居人が家から出ていったことで孤立状態と生活苦に陥った高齢者のケース。
- 年金収入で生活が可能な低廉物件への入居支援による生活の安定化と、親族からの見守りとデイサービス利用による孤立感の解消を一体的に図った支援がポイント。

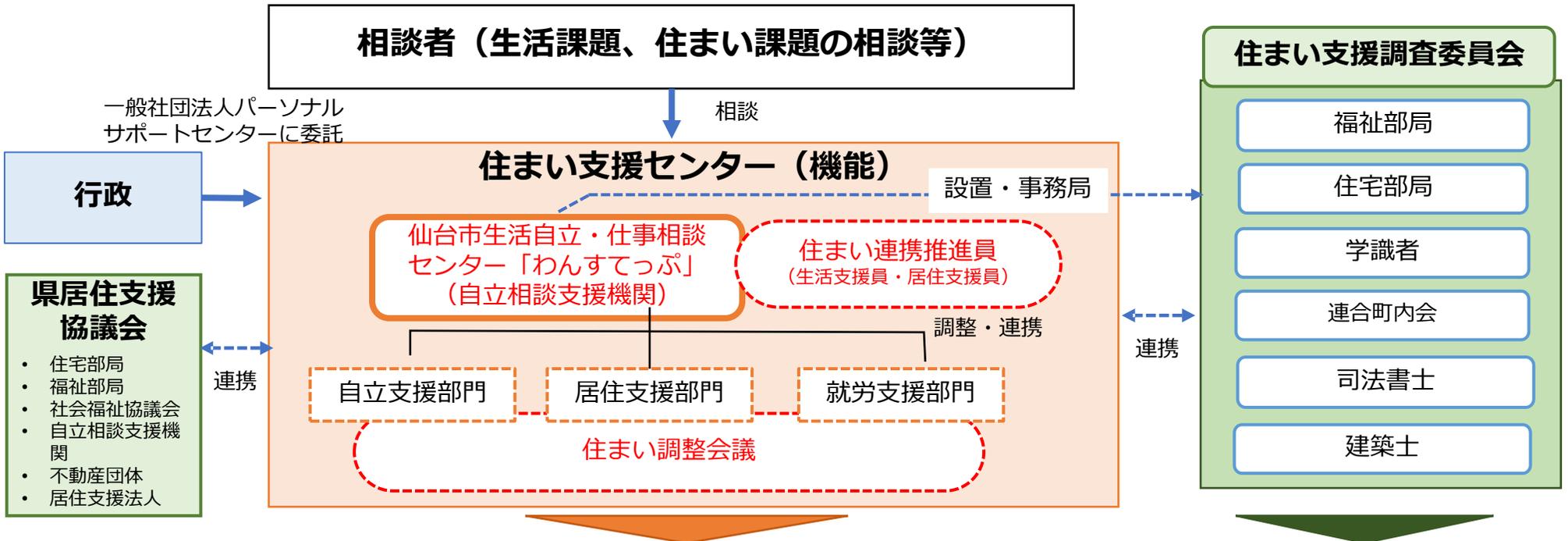
事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 80代、女性、単身</li> <li>・ 甥宛に本人（叔母）からお金の無心があった事で生活苦と気づき、甥が住まい支援センターに相談連絡。</li> <li>・ 本人と同居していた娘がパートナーを作って出ていき一人暮らし。娘にコンタクトをとるも娘からストーカー扱いされ警察から事情聴取を受ける等により、孤立状態となり引きこもるようになった。</li> <li>・ 年金収入に対して家賃が高いことから転居を希望している。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甥が住まい支援センターに来所し本人への支援依頼があった。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同居していた娘が出ていったことにより寂しさを感じるとともに、生活苦となり家賃負担が大きくなった。</li> <li>・ 年金収入で生活が可能な家賃の物件を探して入居支援を行う。</li> <li>・ 孤立対策として地域とのつながりを確保するためにデイサービスの利用を斡旋する。</li> <li>・ 甥の近隣に住むことが可能な低廉家賃の物件を探し、甥から見守りの協力をとりつける。</li> </ul>
プラン内容	<p>(入居支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 甥宅の近隣物件の紹介</li> <li>➢ 内覧同行</li> </ul> <p>(居住継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住まい支援センターによる定期・随時の見守り、安否確認、緊急時対応による生活支援</li> <li>➢ デイサービスの利用斡旋、受け入れ先との調整</li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初回相談から約3カ月後に新たな入居先（民間賃貸物件）が転居し、生活と精神的に安定した。</li> </ul>

### 経緯



# 仙台市「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立支援事業を委託されている一般社団法人（居住支援法人）が住まい支援センターとしての役割を担う。
- 生活支援員と居住支援員をそれぞれ配置し、相談者に対応する。行政や関係機関と連携しながら、自立、居住、就労を支援。
- 居住支援法人が住まい支援調査委員会を設置し、転居後の対象者の課題と対応を把握し、貸しやすさ、借りやすさを具体的に検討。また、空き屋活用のシミュレーションを行う。



**【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】**

<p>入居マッチング・入居支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物件の情報収集・提供</li> <li>不動産事業者、物件内覧の同行支援</li> <li>引っ越し手続きの支援など</li> </ul>	<p>日常生活支援・居住継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話による安否確認</li> <li>見守り機能付き電球による安否確認</li> <li>訪問による見守り支援など</li> </ul>	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大家支援（居室改善の助言、空室情報収集等）</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

貸しやすく・借りやすい住まいの確保

転居後の対象者の課題と対状況の把握

空き家調査と活用検討へのプロセス試行

## タイプ 高齢者・ ホームレス

### 事例を 読む視点

- 病気・障害のある高齢者がホームレス状態から脱却し、生活の安定を求める事例。
- 住居の確保、生活保護の申請、安定した治療、介護・福祉サービスの利用を支援。
- 複数の課題を抱える相談者に対し、支援機関がネットワークを駆使して必要な支援を行い、生活の安定に向けた環境整備を図った点がポイント。

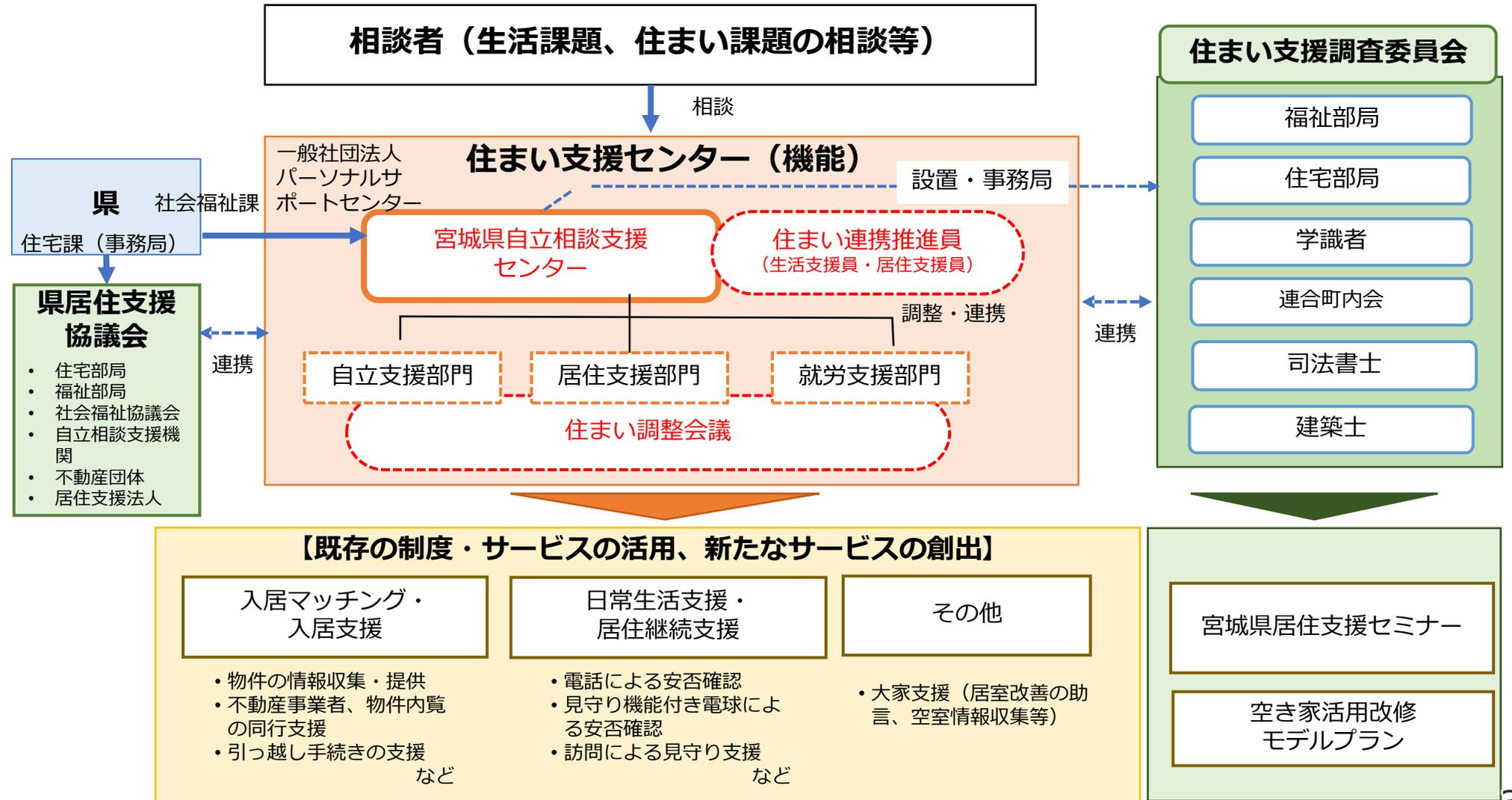
事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 60代、女性、単身</li> <li>・ 10代の頃より出生地を離れ、ホームレスを経験するなど居住環境が落ち着いていない。</li> <li>・ 支援者に恵まれ、10年程度、居住を継続できていたこともある。</li> <li>・ 実家とは疎遠で、迷惑をかけたくないので、緊急連絡先をお願いできない。</li> <li>・ 糖尿病を患っており、治療を希望。東京都発行の療育手帳も持っている。</li> <li>・ 生活保護を申請し、住まいを確保し、生活を安定させたい。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の来所、相談支援機関（青葉区保護課）からの情報。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡先の協力が得られないため、単身でのサブリース入居を検討し、支援を行う。</li> <li>・ 年齢と病状から、しばらくは就労が見込めず、生活保護の受給を進める。</li> <li>・ 療育手帳も持っていることから、障害福祉サービス、介護福祉サービスの利用を要する。</li> </ul>
プラン内容	<p>(入居支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ シェルターの利用を経て、サブリース物件への入居を支援</li> </ul> <p>(居住継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生活保護に至る過程への同行</li> <li>➢ 安定的な糖尿病の治療、障害・介護福祉サービスへのつなぎ</li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 孤立の解消を目標とする。</li> <li>・ 医療や福祉サービスの繋がりを支援し、居住環境を整えていく。</li> </ul>

### 経緯



# 宮城県「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立支援事業を委託されている一般社団法人PSC（居住支援法人）が住まい支援センターとしての役割を担う。
- 生活支援員と居住支援員をそれぞれ配置し、相談者に対応する。関係町村や関係機関と連携しながら、自立、居住、就労を支援。
- 居住支援法人が住まい支援調査委員会を設置し、町村部にも居住支援の必要性の理解を諮るため宮城県居住支援セミナーを開催、また、町村部に多い一軒家の空き家活用改修モデルプランを作成する。



## タイプ

# 生活困窮者

### 事例を 読む視点

- 雇い止めによる会社の寮からの退去により、就労と住まいを同時に失ったケース。
- 住まい支援の緊急度が高い事例。
- 生活支援員との信頼関係が徐々に築かれ、自分の希望を話すことができるようになったことがポイント。

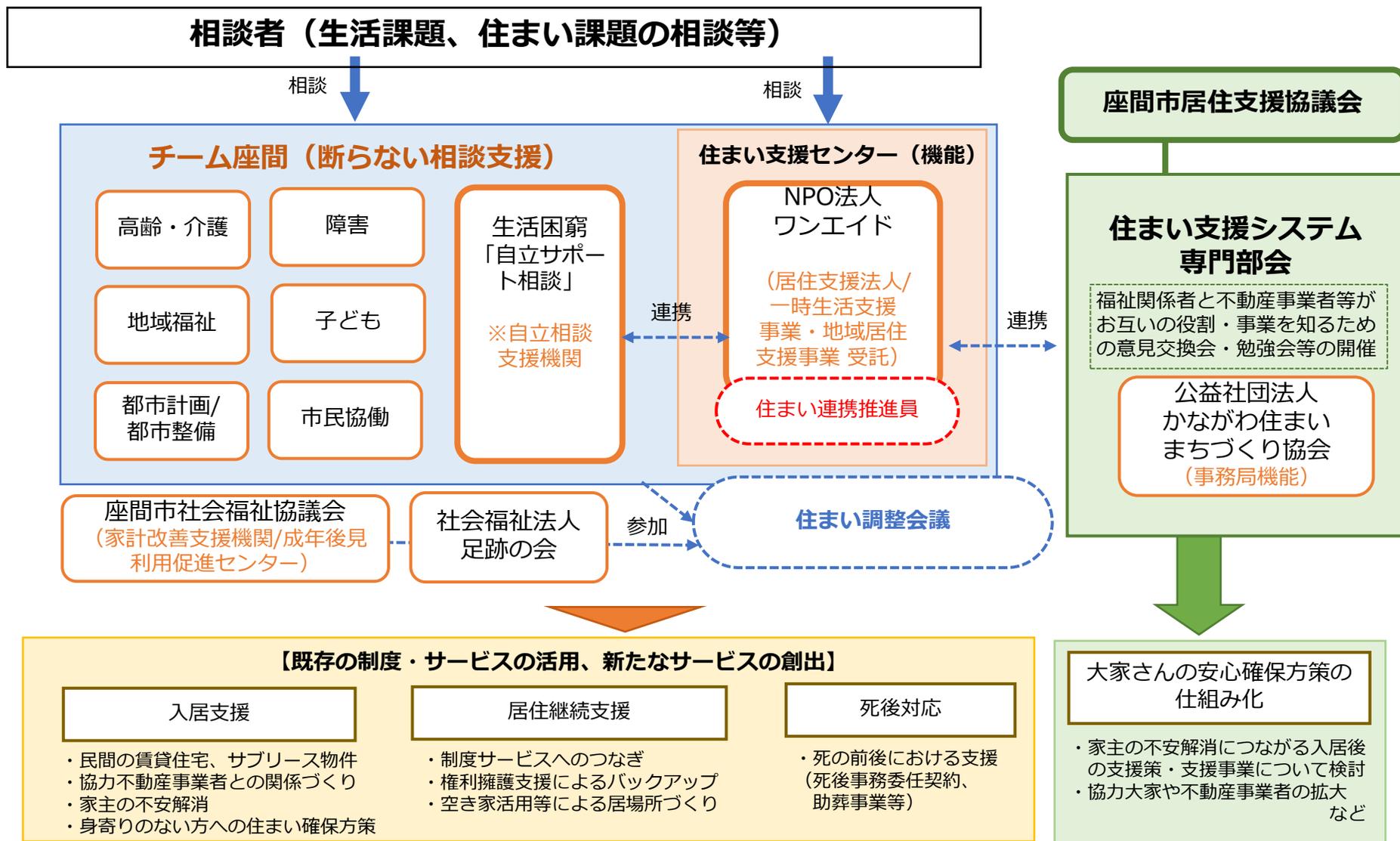
事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 40代、男性、単身</li> <li>● 派遣の仕事で寮に入っていたが、雇い止めとなって寮を退去。車中泊を続けている。</li> <li>● 家族はおらず、親類との交流もなく、実家もないことから帰る先がない。</li> <li>● 所持金もガソリンの残りも少なく、早急に就労と住まいを確保し、安心して生活できるようにしたい。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人が仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」に来所</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仕事と住まいを同時に失い、頼る先もなく、精神的にも疲弊している状態。</li> <li>● 車上生活中のため、即時シェルター入居とする。</li> <li>● 就労体験等を通じて本人のスキルの見極め、就労先を探すこととする。</li> </ul>
プラン内容	<p>(入居支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ シェルター入居（仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」）</li> </ul> <p>(居住継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 就労スキルの見極め、就労先の確保（仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」）</li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● シェルターからの早期退所を希望している。</li> <li>● 手先が器用で組み立て作業等の仕事を希望している。</li> </ul>

## 経緯



# 座間市「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業・地域居住支援事業の委託先である居住支援法人に住まい支援センターを設置。
- 座間市居住支援協議会の専門部会として「住まい支援システム専門部会」を設置。福祉関係者と不動産事業者等がお互いの役割・事業を知るための意見交換会・勉強会等の開催を通じて、大家の安心確保方策について検討し、協力可能な不動産事業者を増やすことを目指す。



## タイプ 若年・障害 疑い

### 事例を 読む視点

- 生活困窮者自立支援制度による一時生活支援事業利用後の住まい探し。
- 若年層で家族と疎遠、発達障害の疑いがあり仕事を転々として社会的に孤立。
- NPOである住まい支援センターの実務面を支える不動産会社のサブリース物件を紹介し、孤立しないようセンターによる継続的な関わりを行うサポート体制がポイント。

事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 20代、男性、単身、実家(母親)とは疎遠。</li> <li>● 派遣先の寮に住んでいたが職場でのトラブルにより退職、寮を退去することとなる。市の生活困窮者自立相談支援窓口につながり一時生活支援事業を利用、アパートに入居。</li> <li>● 生活保護申請。一時生活支援事業の期限が近く、今後の住まいを探す必要がある。</li> <li>● 発達障害の疑いあり。コミュニケーションが苦手で仕事を転々としてきた。できる限り自立した生活がしたいと希望するが、精神的に不安定な時がありひきこもる傾向が強い。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人が生活困窮者自立相談支援窓口(市直営)に相談。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達障害の疑いがあり、通院中。一時生活支援事業の利用期限が近く、また本人の検査費用の支給が必要なため、早めに住まいを確保する必要がある。</li> <li>● 精神的な落ち込みがあるとひきこもる傾向が強いため、今後も住まい支援センターとの関わりを継続できるようサブリース物件を紹介する。</li> </ul>
プラン内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入居先：     (株)プライム(住まい支援センターを不動産仲介の実務面で支える)のサブリース物件</li> <li>(入居支援) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 物件の紹介、内覧同行・賃貸借契約時の立会い</li> <li>➢ 緊急連絡先の確保・引受</li> </ul> </li> <li>(居住継続支援) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 孤立しないよう継続的な介入(近況報告を聞く、話し相手)</li> <li>➢ 生活保護を受けながら生活を立て直し、就労に向けた環境を整える(市の自立相談支援機関、生活保護ケースワーカーと連携)</li> </ul> </li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入居先が決まり、住まいを確保。精神的に不安定になるとひきこもる傾向にあるため、継続的に声かけ等を行いながら、自立相談支援機関と連携して就労に向けた環境を整える。</li> </ul>

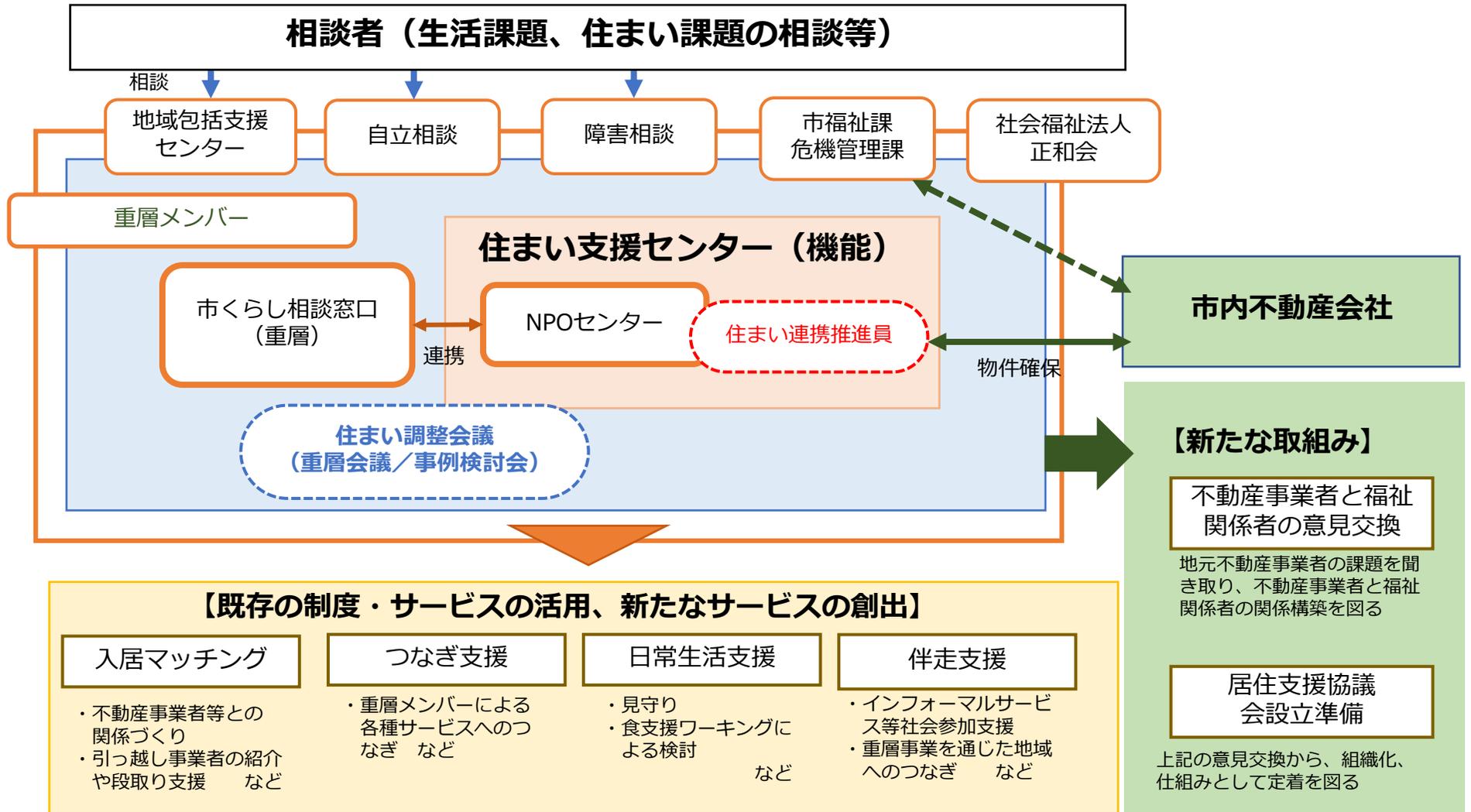
### 経緯

R5.2月  
相談受付

R5.3月  
入居決定  
転居

# 宇和島市「住まい支援システム」イメージ図

- 豪雨被害後、福祉課と危機管理課が市内不動産と連絡をとっていたつながりを市内のNPOセンターに機能として移管する。
- NPOセンターの職員を中心に、アセスメント情報の集約を図り、重層的支援体制の中に位置付ける。
- 重層的支援体制のもとに居住支援ワーキングを設置し、不動産事業者と福祉関係者の合同勉強会、意見交換会を開催し、次年度、居住支援協議会の設置を目指す。



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事業を活用した検討推進

タイプ

7040世帯

事例を  
読む視点

- 自宅の老朽化がひどく、売却して賃貸アパートに転居希望も不動産業者に断られる。
- 不動産業者からアドバイスを受け、福祉課へ相談したケース。
- 高齢女性とひきこもりの息子の世帯に対して、生活保護課、保健師、重層メンバーの連携がポイント。

事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 70代、女性、40代のひきこもりの息子と2人暮らし</li> <li>● 自宅の老朽化が激しく、住めない状況になってきたため、自宅を売却し、賃貸アパートに転居したい。いくつか不動産事業者をあたったが、身元保証人がいないこと、息子がひきこもりのため全て断られ、心身の疲れがたまっている。</li> <li>● ヘルパーの仕事をしているが、仕事がまばらにしかなく、収入が不安定のため転職、または掛け持ちで仕事がしたい。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ある不動産事業者から市の福祉課に相談したほうがよいとアドバイスを受け、来所。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持ち家は傾き、床はきしむなど老朽化が激しい。早期に転居が必要。</li> <li>● ヘルパーの仕事と年金(計約10万円)があるが、貯金(約100万円)を切り崩しながらの生活は、今後厳しくなる。</li> <li>● 母親亡き後を見据え、息子の生活基盤を整えることが必要。</li> </ul>
プラン内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入居先：不動産事業者からの物件紹介を受け、賃貸住宅に入居が決まる</li> <li>● 本人の心身の健康：保健師との面談</li> </ul> <p>(入居支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 不動産事業者から物件紹介</li> <li>➢ 社福による家賃債務保証</li> </ul> <p>(居住継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生活保護申請(生活保護課)</li> <li>➢ 本人のメンタルケア(保健師、月1回の面談)</li> <li>➢ 息子へのアプローチ(重層事業の活用)</li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人の体調面、金銭面の不安が残っている。息子へのアプローチを継続。</li> </ul>

経緯



# 伊丹市「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立制度の相談窓口である「暮らし・相談サポートセンター」に住まい支援センターの機能を置いた行政直営モデル。
- 既存職員が住まい連携推進員としての役割を担い、庁内各課の相談窓口で受ける相談内容のうち住まいに関する相談を集約し、関係機関との支援調整などに対応する。支援策については自立支援相談事業の支援調整会議を活用してを検討する。
- 住宅政策課が連携し、不動産関係者と福祉関係者による官民の連携体制を構築するための住まい支援システム推進会議を実施し、お互いの立場の相互理解や、協力的な事業者探しが可能な連携ツールの検討などを行う。

## 相談者（生活課題、住まい課題の相談等）

相談

相談

生活支援課

地域・高年福祉課

こども福祉課

男女共同参画課

障害福祉課

同和・人権・平和課

共生福祉社会推進担当

共有・  
つなぎ

## 住まい支援センター（機能）

暮らし・相談サポートセンター  
（自立相談課/生活困窮者窓口）

事務局

連携

住宅政策課

住まい連携推進員

住まい調整会議

※自立支援相談事業に係る支援調整会議を活用

## 住まい支援システム推進会議

不動産  
事業者

居住支援法人

社会福祉  
協議会

兵庫県  
住宅部局

サービス  
事業者

NPO法人

## 【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

### 入居マッチング

- ・ 居住支援法人、不動産事業者との関係づくり など

### 日常生活支援

- ・ 高齢、障害、その他制度サービスへのつなぎ など

### 参加・つながり

- ・ 社会福祉協議会の事業への参加
- ・ 重層的支援体制整備事業を通じた地域へのつなぎ など

## 官民連携体制の構築

- ・ 住宅サイドと福祉サイドの立場、役割り等の相互理解
- ・ 連携ツールの作成、活用策の検討（プロフィールシート） など

## タイプ

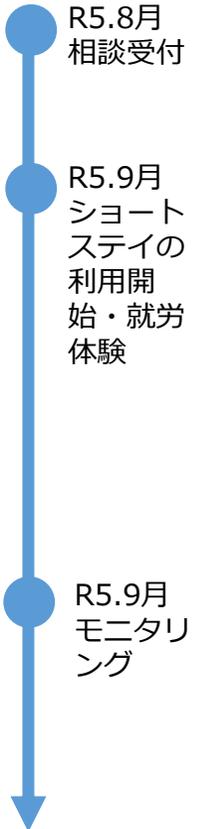
## ひとり親・多子世帯

### 事例を読む視点

- 多子世帯がゆえに、家賃、広さ、間取り等が適当な物件が見つからないケース。
- 本人、子どもともに複数の課題を抱えており、世帯単位で課題が複合化している事例。
- リスクに備えたシェルター等による心理的安心感の確保と母子双方に対する支援により、母親の育児負担の軽減と就労意欲が高まったことがポイント。

事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 41歳、女性、ひとり親・多子世帯、生活保護受給中</li> <li>● 夫のDVが原因で離婚。転出先を告げずに支援措置をかけて現住居（戸建賃貸）へ転居したが、前夫が子供の保護者等に居所を聞き込みしていることを知った。</li> <li>● 前夫の接近に恐怖を感じており、知らない遠方への転居を希望。</li> <li>● 婚姻と転居を繰り返したことで親族との関係は疎遠。</li> <li>● 子どものうち、何人かは発達障害の診断を受けている。</li> <li>● 子の施設入所意向はなく、自身での養育を希望している。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人から子ども福祉課に相談があり支援依頼があった。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人からの虐待が疑われる不適切な養育が慢性化している。こどもが癩癩を起し、対応ができずにイライラが高じ、親子関係が悪化するという悪循環を断ち切れない状況。</li> </ul>
プラン内容	<p>(入居支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 物件紹介（居住支援法人の活用）</li> <li>● 前夫の接近リスクが高まればシェルターや母子生活支援施設への一時入所を提案する。</li> </ul> <p>(居住継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人の養育負担の軽減（ショートステイの活用）</li> <li>● 就労（準備）支援</li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多子世帯であるため、家賃、広さ、間取りが適当な物件が見つからない。</li> <li>● 危険が迫ればシェルター等を利用することで、心理的安心感につながっている。</li> <li>● 子どものショートステイを活用することで母親の情緒の安定が図られ、就労体験に参加。レジ打ちの仕事を希望している。</li> </ul>

## 経緯



## 住まい相談に係る対応事例集②

### 相談窓口の設置パターン等

パターン		自治体	相談窓口	重層の活用	R5年度 住まい支援 モデル事業
①行政+民間機関連携型		【2】岡崎市	ふくし相談課・住宅計画課+(社福)愛恵協会/自立相談	○	○
		【3】坂井市	福総合相談課+坂井市社協/自立相談	○	
		【5】伊賀市	生活支援課+伊賀市社協/自立相談 ※居住支援法人	○	
		【6】宇和島市	くらし相談窓口+(社福)正和会 ※居住支援法人	○	○
		【9】日向市	建築住宅課+NPO Rim-Link(居住支援法人)の合同事務局		
②自立相談支援機関に委託型		【4】京都市	(公財)ソーシャルサービス協会ワークセンター		
		【10】沖縄県	(公財)沖縄県労福協/自立相談		
		【11】船橋市	(社福)生活クラブ「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる		
③居住支援法人型	③-1福祉系相談機関	【7】竹田市	(一社)権利擁護支援センター「たけたねっと」		
		【8】北九州市	NPO法人抱樸(一時生活支援事業も受託)		○
	③-2不動産系				
④民間育成型					
⑤自治体型		【1】常陸大宮市	社会福祉課保護G(自立相談支援事業は社協に委託)		
⑥居住支援協議会		【9】日向市	建築住宅課+NPO Rim-Link(居住支援法人)の合同事務局		

(資料出所) 一般社団法人北海道総合研究調査会「令和6年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業 生活困窮者自立支援制度における居住支援の効果的な実施に向けた調査研究事業」(令和7年3月)

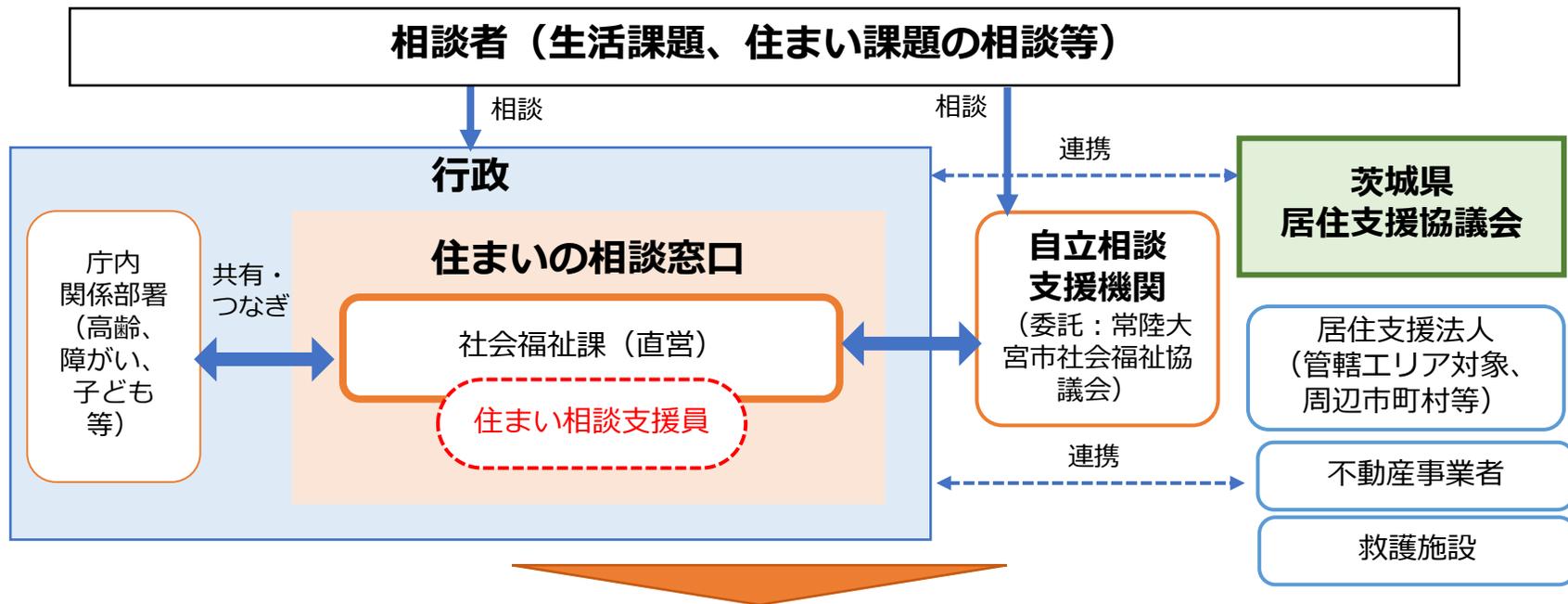


## 【1】茨城県常陸大宮市

自治体名	茨城県常陸大宮市	人口 (R6.1.1)	38,664人	高齢化率	39.2%
居住支援の取組経緯 (背景)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入口は生活困窮（自立相談支援事業）で、その中の相談の一つとして、住まいがない方に対応すべく地元不動産業者や庁内関係部署と連携して取り組んできており、延長線上にあるモデル事業と考えた。</li> </ul>				
住まいの相談窓口	設置機関	社会福祉課			
	住まい相談支援員の配置状況	配置人数	1名	配置先	社会福祉課
生活困窮者自立支援事業実施状況	自立相談支援事業	委託（常陸大宮市社会福祉協議会）			
	一時生活・地域居住支援事業	未実施			
居住支援協議会・居住支援法人等	居住支援協議会（事務局）	なし（茨城県居住支援協議会 構成員）			
	居住支援法人	なし			
地域の環境整備状況・今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>昔からの住人が多く、持ち家率が高い。家屋の老朽化、家賃が支払えない、などの相談が多い。</li> <li>本籍地が当市で更生施設から出てきた人に生活保護と住まいをセットで紹介した事例もある。</li> <li>DV、障害者からの相談もあるが、お金があれば解決できるものもある。</li> <li>市では、社会福祉法人が運営している救護施設と協定を結び、今年度から公営住宅を活用したシェルター事業を開始。</li> </ul>				

# 【1】茨城県常陸大宮市 相談支援体制イメージ図

- 住まいの相談窓口を、生活困窮・生活保護を所管する社会福祉課に設置し、住まいの相談に対応する（直営）。市内の福祉関係部署との連携も従来からできている。
- 地元の大家・不動産事業者と連携し、住宅を確保する。
- 既存のサービスを活用して支援を行うほか、社会福祉法人が運営している救護施設と協定を結び、公営住宅を活用したシェルター事業を開始。



## 【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

### 住まいの確保

- 大手メーカー等による比較的低廉な賃貸物件
- 地元の大家（仲介不要等）
- 一時生活支援事業（都道府県による広域事業の活用）

### 入居マッチング

- 健康状態によっては住み込みの仕事（寮付き）の紹介

### 日常生活支援

- 住居確保給付金支給の場合、定期的な面談や就労支援（就労準備支援事業等）とセット

### 公営住宅の活用

- 広域でのシェルター利用等

### 社会福祉法人等との連携

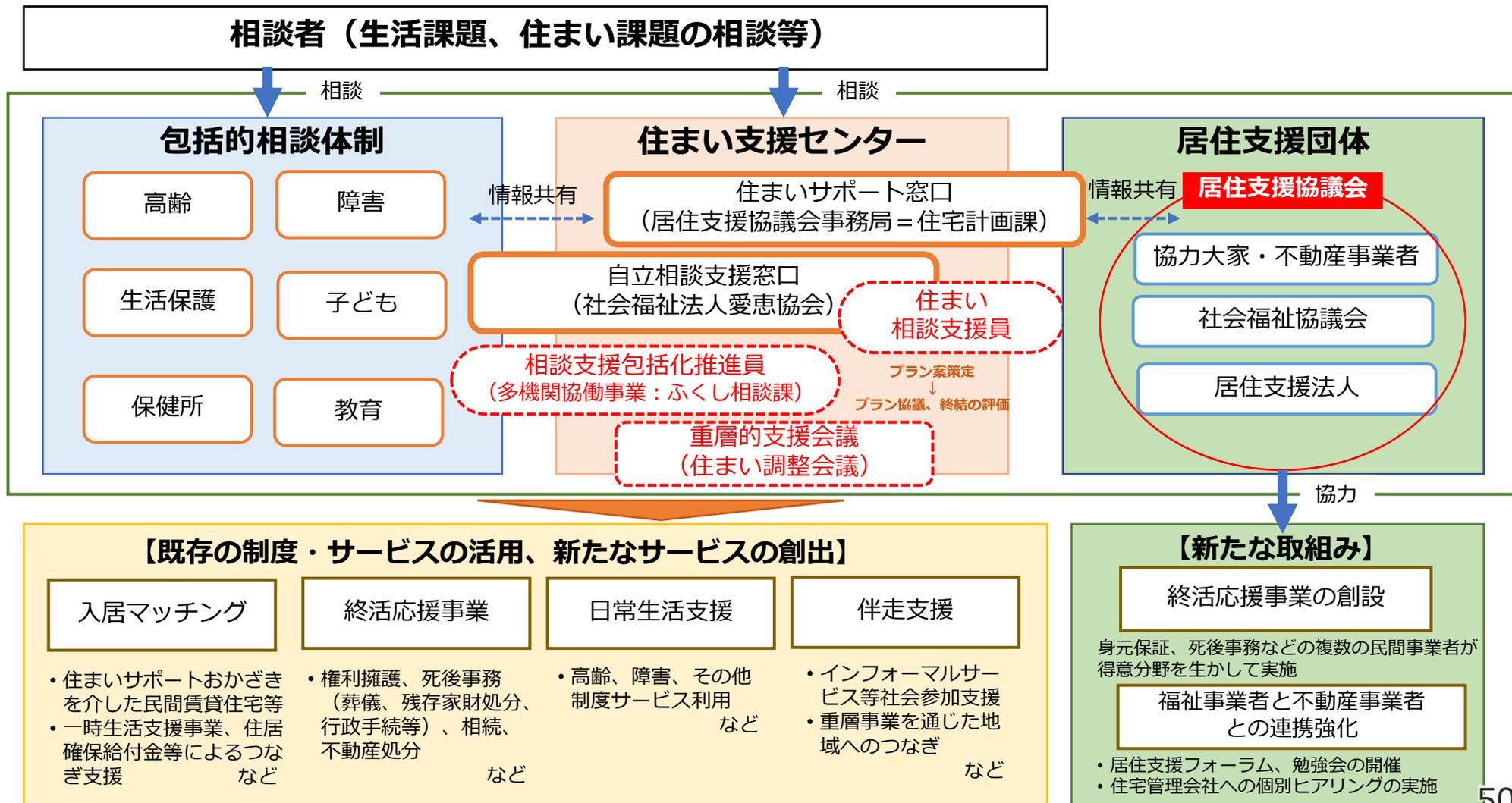
- 救護施設との協定によるシェルター事業

## 【2】愛知県岡崎市

自治体名	愛知県岡崎市	人口 (R6.1.1)	383,915人	高齢化率	24.5%
居住支援の取組経緯 (背景)	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業が盛んであることから他県・他地域から寮付きの住み込み工場や民間賃貸で生活する人たちも多く、何らかの理由で職を失う場合や高齢になり住まい探しに困ることが散見された。</li> <li>住宅計画課に居住支援係を新設、2019年に居住支援協議会を設立し、「住まいサポートおかざき」の仕組みを構築、SN住宅の取組等を進めてきた。</li> <li>一方で、多様な生活相談に対応する「ふくし相談課（ふくサポ）」を重層的支援体制整備事業により整備。住宅サイドのみならず、福祉サイドにも住まい相談の窓口を置き、福祉サービスへのつなぎを円滑にするため2024年1月「住まい支援センター」を設置。</li> </ul>				
住まいの相談窓口	設置機関	ふくし相談課 + 社会福祉法人愛恵協会			
	住まい相談支援員の配置状況	配置人数	1名	配置先	自立相談支援窓口（ふくし相談課）
生活困窮者自立支援事業実施状況	自立相談支援事業	委託（社会福祉法人愛恵協会）			
	一時生活・地域居住支援事業	一時生活のみ実施（直営）			
居住支援協議会・居住支援法人等	居住支援協議会（事務局）	岡崎市居住支援協議会（住宅計画課）			
	居住支援法人	市内1社（社会福祉法人愛恵協会）			
地域の環境整備状況・今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居支援を実施する「住まいサポート」と一体的に支援実施するため、居住支援協議会とも密な連携が構築され支援内容のフィードバックが大家等不動産業者の不安を解消し生活困窮者等の入居を促進させる。</li> <li>身寄りのない高齢者等への居住継続支援として、公民連携により身元保証、日常生活支援、死後事務などのサービスを一体的に提供できる終活応援事業「ずっとあんしん生活支援事業」を2023年度に整備し、今年度の事業開始を予定。</li> <li>福祉事業者と不動産事業者等の関係機関による意見交換の場を継続的に設ける。</li> </ul>				

## 【2】愛知県岡崎市 相談支援体制イメージ図

- 住宅セーフティネット制度を所管する住宅計画課が設置した既存の居住支援協議会の住まいサポート窓口のほかに、ふくし相談課内にある自立相談支援窓口の中に新たに住まい支援センターの機能を付加し、2つで「住まい支援センター」を開設（令和6年1月）。
- 自立相談支援窓口に住まい相談支援員（社会福祉法人愛恵協会）を配置するとともに、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業（ふくし相談課直営）に「住まい」分野を位置づけ、重層的支援会議を活用して、支援プランを決定している。
- 市が、第三者による支援を必要とする高齢者等に対し、身元保証・日常生活支援・死後事務などの必要なサービスを提供できる信頼性の高い民間事業者を公募し採択（ずっとあんしん生活支援事業）。

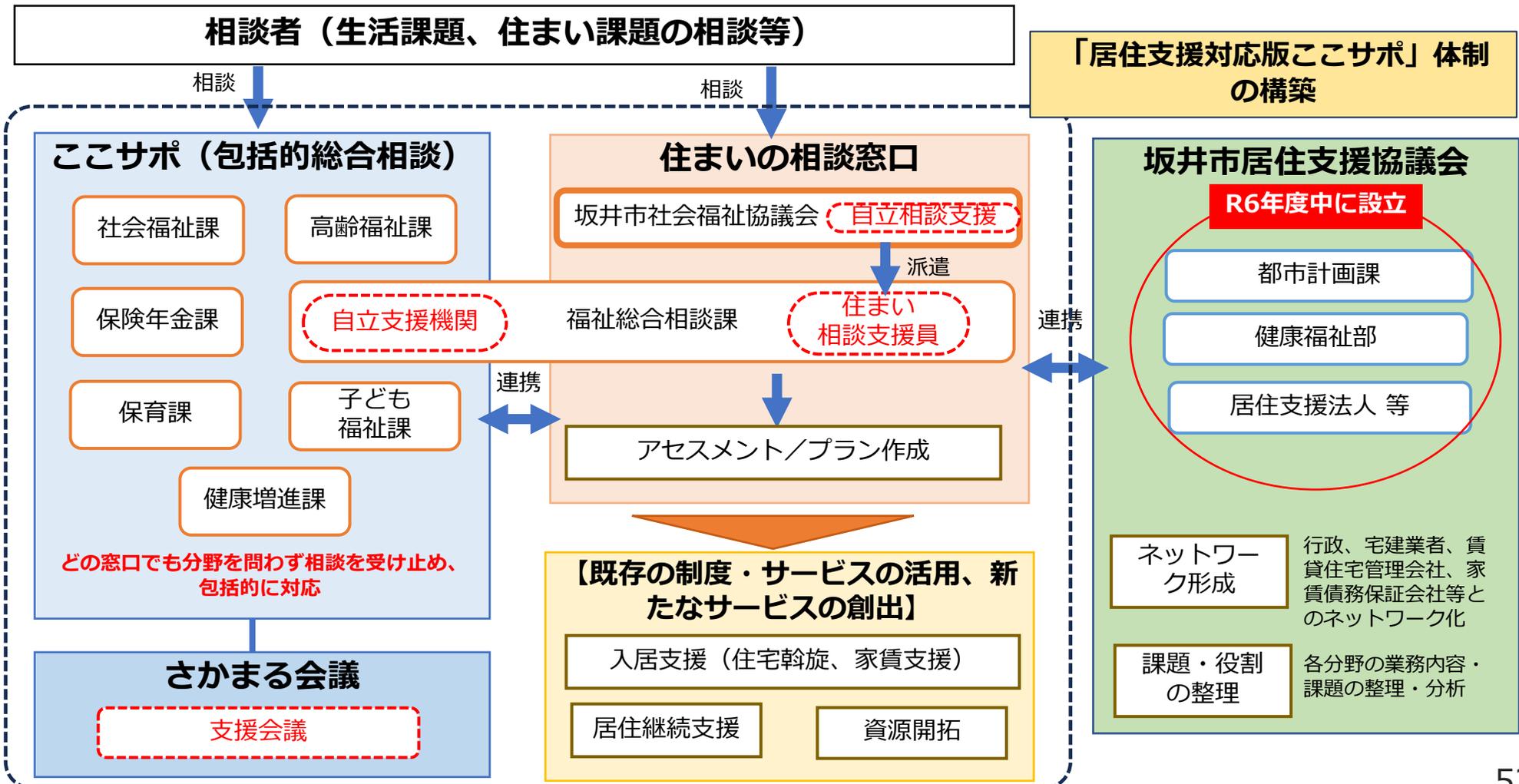


### 【3】 福井県坂井市

自治体名	福井県坂井市	人口 (R6.1.1)	88,986人	高齢化率	29.3%
居住支援の取組経緯 (背景)	<ul style="list-style-type: none"> <li>坂井市では、健康福祉部各課及び各相談支援機関が連携し、どの窓口でも分野を問わず相談を受け止め、包括的に対応する総合相談体制（「ここサポ」体制）を構築済み。</li> <li>住宅確保支援のみならず、地域で自立した日常生活を継続していけるよう、地域とつながり、居住整備や見守り・相談支援の提供をあわせて行うことが必要であり、そのため、部局（福祉部局・住宅部局）を超えて、住宅確保要配慮者の住まい相談にも対応する「居住支援対応版ここサポ」体制を構築する。</li> <li>高齢化、精神障害者の増加に加え、生活困窮相談も増加傾向であるため、今後さらに住宅確保要配慮者の相談の増加が見込まれる状況にある。</li> <li>福祉総合相談課に住まい相談支援員（社会福祉協議会から派遣）を配置するとともに、R6年度中に居住支援協議会を設置予定（都市計画課、健康福祉部、居住支援法人等で構成）</li> </ul>				
住まいの相談窓口	設置機関	福祉総合相談課 + 坂井市社会福祉協議会			
	住まい相談支援員の配置状況	配置人数	1名	配置先	自立相談支援窓口（福祉総合相談課）
生活困窮者自立支援事業実施状況	自立相談支援事業	委託（坂井市社会福祉協議会）			
	一時生活・地域居住支援事業	一時生活のみ実施（直営）			
居住支援協議会・居住支援法人等	居住支援協議会（事務局）	坂井市居住支援協議会（R6年度中に設立予定）			
	居住支援法人	1社（丸岡土地開発㈱）			
地域の環境整備状況・今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>主な相談者は、低所得者が最も多く、高齢者、障がい者、ひとり親など。高齢者等の低所得者が総相談件数の49%を占める（R2年度）。福祉総合相談課における住まい関連の相談件数は年々増加傾向。</li> <li>市営住宅や一軒家に住んでいる一人暮らしの人が一人で住めなくなり、相談するケースも多い。</li> <li>社会福祉士と精神保健福祉士が在籍する不動産会社（居住支援法人）が市内にある。不動産事業所、行政、福祉関係者の顔が見える関係づくりを進める。</li> </ul>				

# 【3】 福井県坂井市 相談支援体制イメージ図

- 住まいの相談支援は、坂井市（直営）のほか、坂井市社会福祉協議会に委託。福祉総合相談課に相談窓口を設置し、住まい相談支援員（社会福祉協議会から派遣）を配置している。
- どの窓口でも分野を問わず相談を受け止め、包括的に対応する総合相談体制（「ここサポ」体制）を構築済みであり、居住支援についても、部局（福祉部局・住宅部局）を超えて、住宅確保要配慮者の住まい相談にも対応する「居住支援対応版ここサポ」体制を構築する。
- R6年度中に居住支援協議会を設置予定（都市計画課、健康福祉部、居住支援法人等で構成）



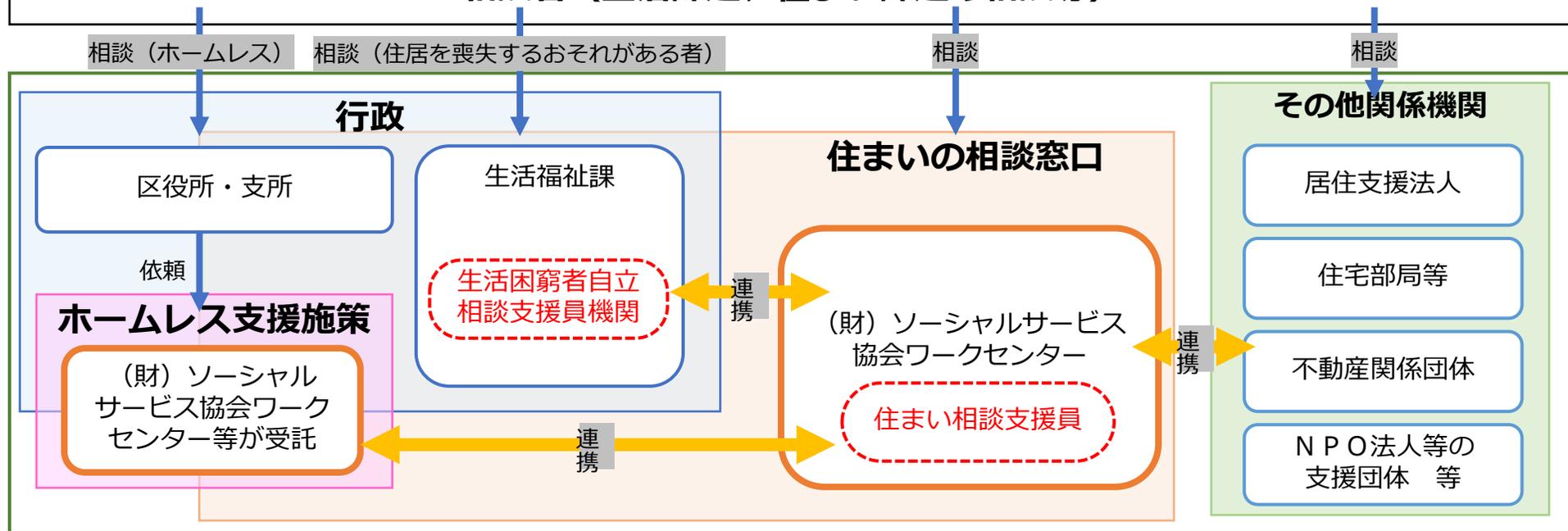
## 【4】京都府京都市

自治体名	京都府京都市	人口 (R6.1.1)	1,379,529人	高齢化率	28.4%
居住支援の取組経緯 (背景)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームレス状態から施設や住宅に入居した後も安定した居宅生活を送ることが難しい方が一定数いる。</li> <li>居住支援法人等の関係団体と連携を図りながらホームレス支援を実施してきたが、居宅確保後の生活困窮者支援とのつなぎ（ホームレス事業と生活困窮者の住居確保給付金等の各事業）が十分ではなかった。</li> <li>そのため、入居前から入居中、退去時を見据えて円滑に支援する仕組みが必要と考え、「住まい支援システム構築に関するモデル事業」に手を上げた。</li> <li>これまでホームレス支援としての「居宅定着支援事業」から生活困窮者全体としての「居宅定着支援事業」に枠組みを改め、生困事業や居住支援法人等とのコーディネートを実施するとともに、10月より一時生活支援事業の中で居宅移行を想定したアパートの居室を活用した「日常生活訓練事業」を実施。</li> </ul>				
住まいの相談窓口	設置機関	(財) ソーシャルサービス協会ワークセンター (京都市自立支援センター)			
	住まい相談支援員の配置状況	配置人数	1名	配置先	京都市自立支援センター
生活困窮者自立支援事業実施状況	自立相談支援事業	委託 (NPO法人ゆい、公益財団ソーシャルサービス協会ワークセンター、京都弁護士会、株式会社 東京リーガルマインド、京都市社会福祉協議会)			
	一時生活・地域居住支援事業	一時生活 (直営・委託) ・地域居住支援事業 (委託)			
生活困窮者自立支援事業実施状況	自立相談支援事業	委託 (NPO法人ゆい、公益財団ソーシャルサービス協会ワークセンター、京都弁護士会、株式会社 東京リーガルマインド、京都市社会福祉協議会)			
	一時生活・地域居住支援事業	一時生活 (直営・委託) ・地域居住支援事業 (委託)			
地域の環境整備状況・今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>(財) ソーシャルサービス協会ワークセンターは、ホームレスの自立支援を実施 (自立支援センター) してきた中で、居住の確保のノウハウ、経験、関係機関との連携が構築できている ((財) ソーシャルサービス協会ワークセンター自体としてはサブリース物件は運営していない。)</li> <li>ホームレスの関係者が集まる会議等において、居住支援法人等とも意見交換や課題の共有を行いながら、関係性を構築している。</li> <li>対象者が居宅を確保した時から居宅を退去 (死亡を含む。) するまで、(財) ソーシャルサービス協会ワークセンターがすべて支援をすることは現実的に困難である。当モデルの実施に当たっては、死亡時の対応や残置物処理などの退去時の対応も見据え、関係機関を巻き込みながら、支援につなげていくためのスキームを構築することが重要である。</li> </ul>				

## 【4】 京都府京都市 相談支援体制イメージ図

- 住まいの相談窓口を（財）ソーシャルサービス協会ワークセンターに委託、住まい相談支援員を配置。ホームレス自立支援センター事業等を実施してきた経験を活かし、居住の確保のノウハウ・経験を活かし、生困事業や居住支援法人等とのコーディネートを実施。
- 居住支援法人や不動産関係団体、NPO法人等の支援団体と連携して住まいの確保方を推進する。
- 入所後の退去時支援、死後事務、残置物処理については、居住支援法人や不動産関係団体、NPO法人等に引き継ぐ。

### 相談者（生活課題、住まい課題の相談等）



### 【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

#### 住まいの確保

- ・ ホームレス自立支援センター
- ・ 居宅定着支援事業

#### 入居マッチング

- ・ 居住支援法人等の活用

#### 日常生活支援

- ・ 10月より一時生活支援事業の中で「日常生活訓練事業」実施
- ・ 地域居住支援事業

#### 関係機関との連携強化

- ・ 居住支援法人やNPO、医療機関等との連携・つなぎ

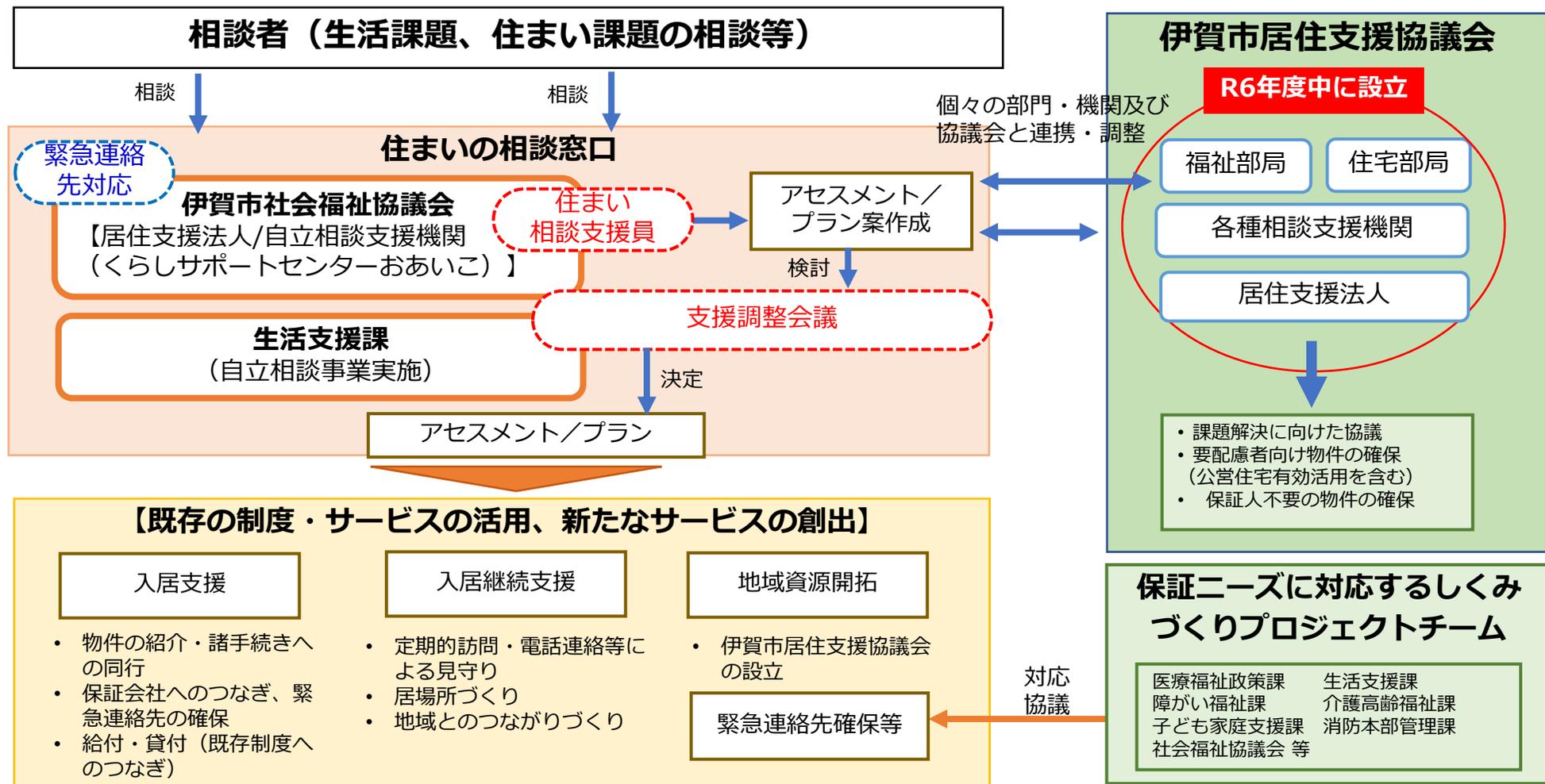
残置物処理や死後事務を見据えた支援のつなぎ

## 【5】三重県伊賀市

自治体名	三重県伊賀市	人口 (R6.1.1)	85,989人	高齢化率	33.9%
居住支援の取組経緯 (背景)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の生活支援課及び社会福祉協議会で自立相談事業を実施。社会福祉協議会は居住支援法人となっており、社協内に住まい相談支援員（自立：相談支援員も兼務）を配置して相談対応をしている。</li> <li>民間賃貸会社と行政、居住支援法人（伊賀市社会福祉協議会）がお互い意見を交わす場がないため、伊賀市居住支援協議会の設立を目指し、取り組みを進めている。R5年度、国交省の居住支援法人伴走支援プロジェクトに採択され、民間住宅業者と課題を共有。</li> <li>社協（居住支援法人）が緊急連絡先となる場合があるが、そうした対応を敬遠する保証会社もあり、社協がカバーすることでどの程度フォローできるかが課題。「保証ニーズに対応するしくみづくりプロジェクトチーム」を組成し、保証人や緊急連絡先を確保できない人に向けた支援方法を検討中。</li> </ul>				
住まいの相談窓口	設置機関	生活支援課 + 伊賀市社会福祉協議会			
	住まい相談支援員の配置状況	配置人数	1名（自立相談支援員兼務）	配置先	伊賀市社会福祉協議会
生活困窮者自立支援事業実施状況	自立相談支援事業	直営（生活支援課） + 委託（伊賀市社会福祉協議会）			
	一時生活・地域居住支援事業	一時生活のみ実施（委託 伊賀市社会福祉協議会）			
居住支援協議会・居住支援法人等	居住支援協議会（事務局）	伊賀市居住支援協議会（立ち上げ準備中）			
	居住支援法人	伊賀市社会福祉協議会			
地域の環境整備状況・今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者はシングルマザーと高齢者が同数程度。高齢者は死後の残置物等がありなかなか進まない。障害を持つ方、障害を持つ高齢者も増えている。家賃滞納で強制退去の方も多く、最近20～30代で信用情報に傷がある方の相談が目立つ。</li> <li>低廉な賃貸物件が少なく、完全に貸し手市場。生活保護の住宅扶助費内で借りられる物件に限られ、住宅確保に苦慮、</li> <li>大家の立場や意識を理解せずに進めてきた感があり、対話を重ねていくことが必要。キックオフとして市独自の準備会の場はもったが、継続するための議題や合意形成をどう図っていくかが課題。</li> <li>保証会社との間に温度差がある。居住支援法人としての社協が緊急連絡先となる場合があるが、その対応を敬遠する保証会社もあり、社協がカバーすることでどの程度フォローできるかが課題。</li> </ul>				

# 【5】三重県伊賀市 相談支援体制イメージ図

- 住まいの相談支援は、伊賀市（直営）のほか、伊賀市社会福祉協議会に委託。相談窓口は、生活支援課のほか、社会福祉協議会（居住支援法人）に設置し、社協に住まい相談支援員（自立相談支援員も兼務）を配置して対応。
- 賃貸会社や大家、居住支援法人、行政がそれぞれの立場で話し合い、要配慮者への支援や住まいに関する課題解決に向けて協議する。
- 協議結果も踏まえ、R6年度中に居住支援協議会を立ち上げるとともに、「保証ニーズに対応するしくみづくりプロジェクトチーム」を組成し、保証人や緊急連絡先を確保できない人に向けた支援方法を検討。

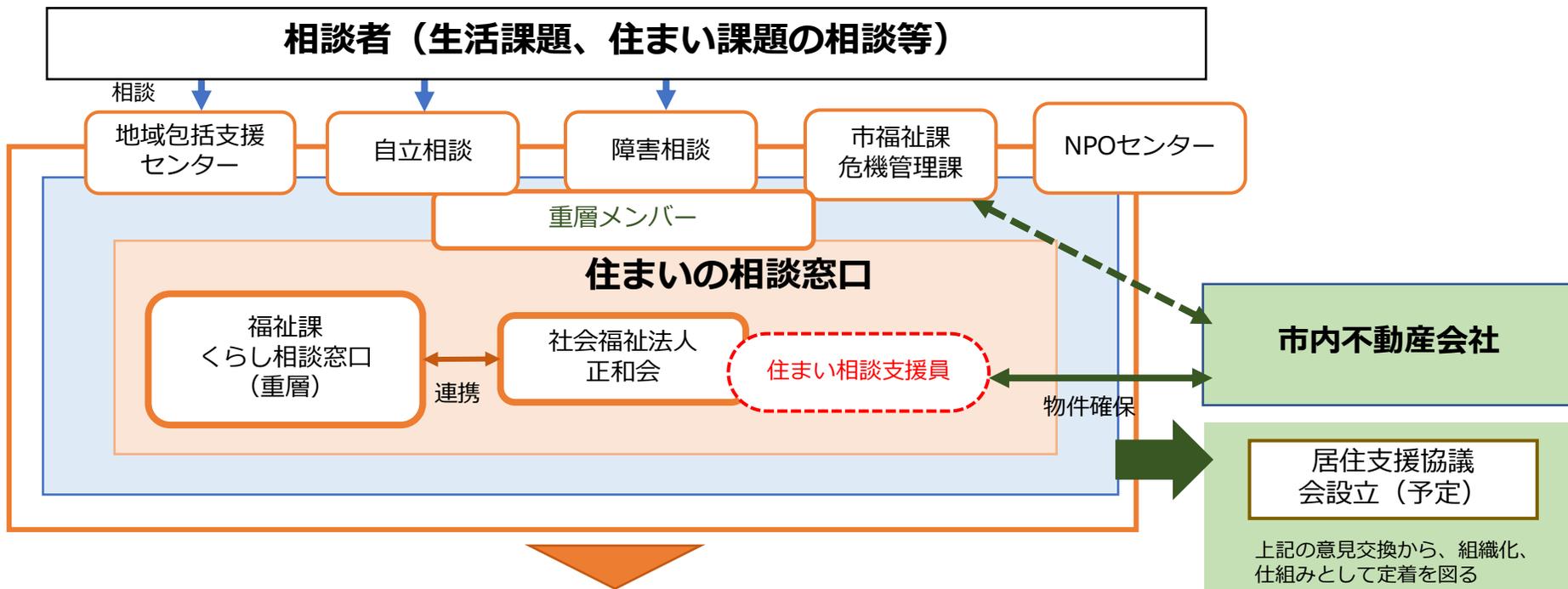


## 【6】愛媛県宇和島市

自治体名	愛媛県宇和島市	人口 (R6.1.1)	68,585人	高齢化率	40.7%
居住支援の取組経緯 (背景)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年7月豪雨により、住まいを失った被災者に対して、市が直接住まい探しを支援。単身高齢者や障がい者を中心に、災害以外の住まい課題に直面するようになった。</li> <li>2022年度、厚労省の支援を受けて勉強会を開催し、関係各課が住まい支援の必要性について共通の認識を持つようになった。</li> <li>これまで市内の医療法人（精神科病院）が退院後の患者さんの住まいのフォローを自主的に実施していた。そのグループ法人である正和会に重層的支援体制整備事業（地域づくり・アウトリーチ支援）を委託していた中、勉強会を通じ、居住支援法人を立ち上げたいとの意向を得た。</li> </ul>				
住まいの相談窓口	設置機関	社会福祉法人正和会			
	住まい相談支援員の配置状況	配置人数	1名（当初2.5人を想定。担当全体で動いている）	配置先	社会福祉法人正和会
生活困窮者自立支援事業実施状況	自立相談支援事業	直営			
	一時生活・地域居住支援事業	一時生活のみ実施（一般社団法人 愛媛県労働者福祉協議会）			
居住支援協議会・居住支援法人等	居住支援協議会（事務局）	今年度居住支援協議会設立（予定）			
	居住支援法人	市内1法人（社会福祉法人正和会）			
地域の環境整備状況・今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害を機に市民のニーズに応じて賃貸物件や一戸建て住宅を探す中で、市内のいくつかの不動産事業者と情報交換することができるようになった。</li> <li>居住支援協議会は、今年度中に設立予定。</li> <li>今年度も伴走支援PJに参加。不動産協会と合同で地域の実態を踏まえた居住支援の協力体制を検討・構築するための研修会・意見交換等を9月下旬に実施。</li> </ul>				

# 【6】愛媛県宇和島市 相談支援体制イメージ図

- 豪雨被害後、福祉課と危機管理課が市内不動産と連携したノウハウをもつ行政がバックアップし、精神障害者の地域移行支援をしている社会福祉法人正和会が居住支援法人として登録したことに伴い、住まい相談の窓口を設置。
- R5年度、重層的支援体制のもとに居住支援ワーキングを設置し、不動産事業者と福祉関係者の合同勉強会、意見交換会を開催し、今年度、居住支援協議会の設置を目指す。
- 重層及び孤立・孤独対策により立ち上げてきた見守りや食支援などのサービス等を活用した生活支援を提供する。



### 【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

<b>入居マッチング</b> ・不動産事業者等との関係づくり ・引っ越し事業者の紹介や段取り支援 など	<b>つなぎ支援</b> ・重層メンバーによる各種サービスへのつなぎ など	<b>日常生活支援</b> ・見守り ・食支援ワーキングによる検討 など	<b>伴走支援</b> ・インフォーマルサービス等社会参加支援 ・重層事業を通じた地域へのつなぎ など
-----------------------------------------------------------	------------------------------------------	--------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

**不動産事業者と福祉関係者の意見交換**

伴走支援PJに参加。不動産協会と合同で地域の実態を踏まえた居住支援の協力体制を検討・構築するための研修会・意見交換等を9月下旬に開催。

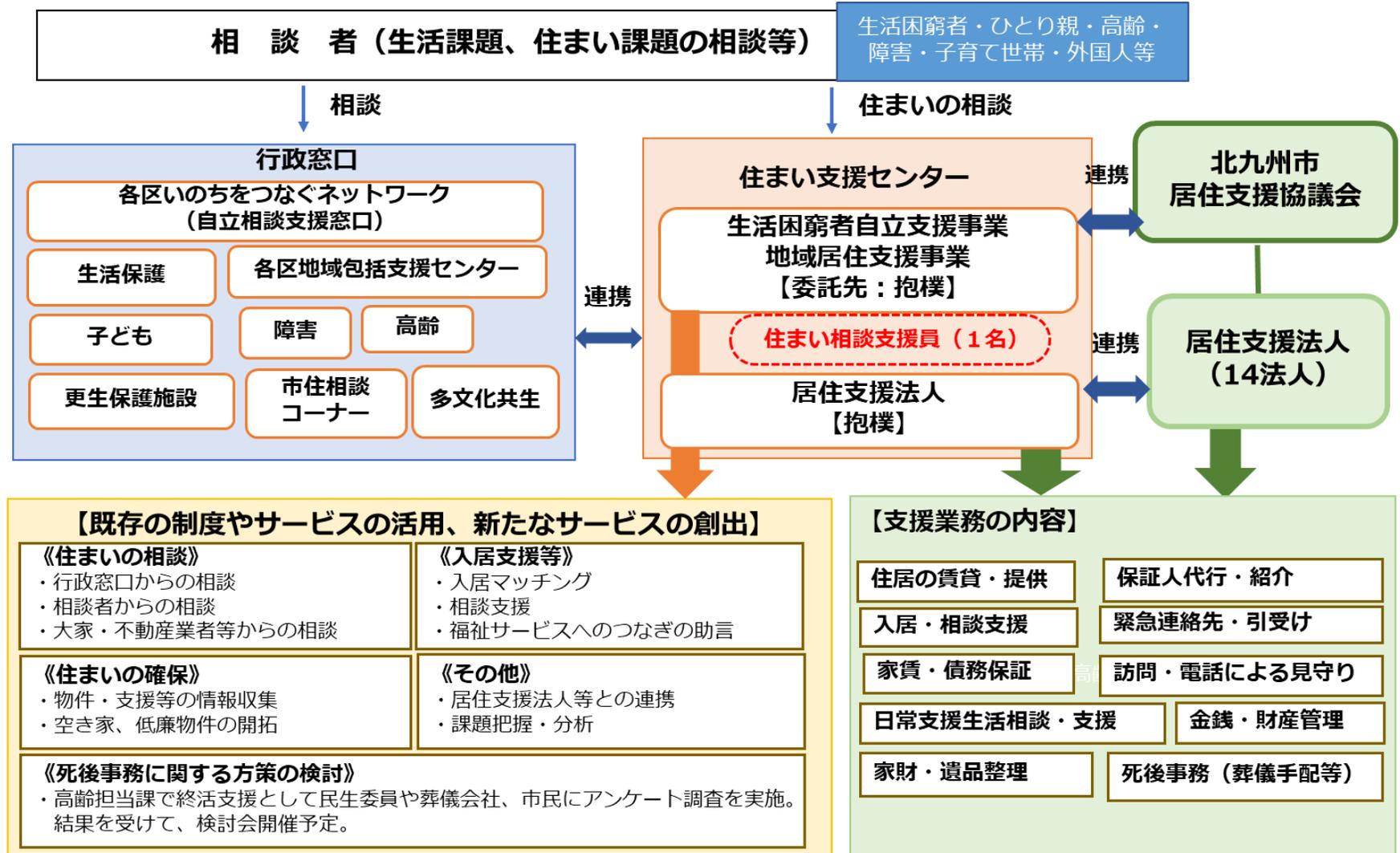
地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事業を活用した検討推進

## 【7】福岡県北九州市

自治体名	福岡県北九州市	人口 (R6.1.1)	921,241人	高齢化率	31.4%
居住支援の取組経緯 (背景)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が区ごとに設置する「いのちをつなぐネットワーク」において生活困窮者自立支援を含む生活全般の相談に対応しており、そこと連携する形で居住支援を中心に担う「住まい支援センター」をホームレス支援の実績を有する居住支援法人に委託し2022年よりモデル事業を開始。</li> </ul>				
住まいの相談窓口	設置機関	認定NPO法人 抱樸			
	住まい相談支援員の配置状況	配置人数	1名	配置先	ホームレス自立支援センター北九州 (委託先: NPO法人抱樸)
生活困窮者自立支援事業実施状況	自立相談支援事業	直営 (北九州市) + 委託 (北九州市社会福祉協議会・グリーンコープ共同事業体)			
	一時生活・地域居住支援事業	両事業とも実施 (委託: 認定NPO法人 抱樸)			
居住支援協議会・居住支援法人等	居住支援協議会 (事務局)	北九州市居住支援協議会 (事務局: 都市整備局住宅部住宅計画課)			
	居住支援法人	市内14法人 ※令和6年4月1日時点 (都市整備局住宅部住宅計画課webサイトより)			
地域の環境整備状況・今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>「住まい支援センター」を運営する居住支援法人の所有物件を確保している。</li> <li>北九州市居住支援協議会と連携し、低廉な物件の確保に向けた取組を進めているところ。</li> <li>居住支援協議会及び居住支援法人連絡協議会のネットワークを活用し、低廉物件の<b>把握・確保・マッチング</b>の検討や不動産事業者と福祉関係者、居住支援法人等への研修会などを展開。</li> <li>行政としては、単身高齢者の死後事務が課題。</li> <li>精神障害者や刑余者といった大家の拒否感の強い対象者への支援方策を広げたい。</li> </ul>				

# 【7】福岡県北九州市 相談支援体制（地域居住支援体制）イメージ図

- 住まいの相談支援機能を居住支援法人である認定NPO法人に抱樸に委託。同NPOはさまざまな困難を抱える対象者に対して住まいや就労などの支援を行っており、独自でも物件を確保・運営している。
- 「北九州市住まい支援センター」（ホームレス自立支援センター北九州内）において、市が区ごとに設置する直営の「いのちをつなぐネットワーク」（自立相談支援機関）などの行政窓口と連携し、住まいに関する相談、関係機関との支援調整などに対応する。
- 北九州市居住支援協議会が有するネットワークを生かして、市内の低廉物件の確保・マッチングを行っている。



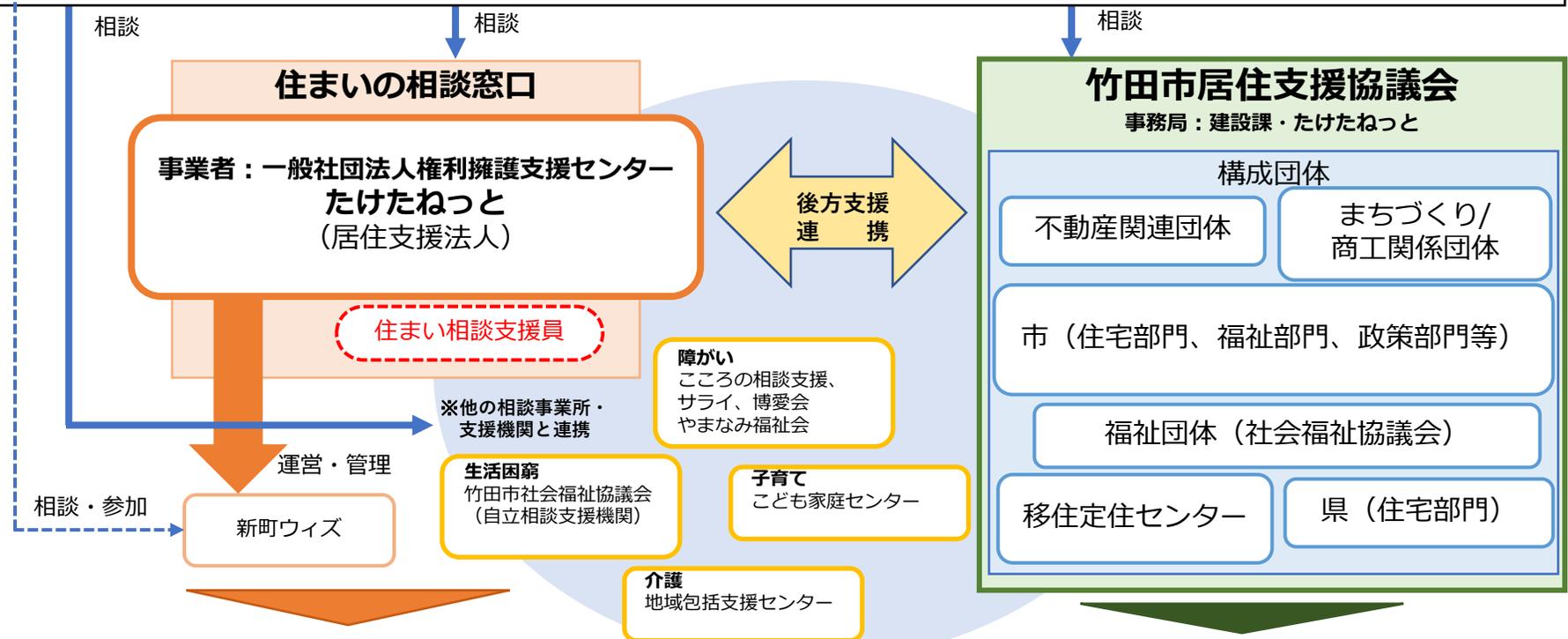
## 【8】大分県竹田市

自治体名	大分県竹田市	人口 (R6.1.1)	19,380人	高齢化率	49.1%
居住支援の 取組経緯 (背景)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人権利擁護支援センターたけたねっとは、公益社団法人大分県社会福祉士会・元会長が立ち上げた独立型の民間の社会福祉士事務所を前身とし、成年後見制度の利用推進等を中心とする相談支援を行ってきた。</li> <li>その中で、判断能力が低下してきている単身高齢者が、介護施設等に入居することになった場合や、身内が遠方である場合など、空き家の処分・対応等に係る住まいの課題を抱える相談が増えている。</li> <li>また、高齢・障がい・子ども等の複合的な地域課題に直面することが増えており、今後の社会問題に発展することを危惧し、社会福祉活動の必要性を認識し、たけたねっとが大分県と相談した。</li> <li>県建築住宅課が豊肥地区から居住支援に取り組む中で、竹田市において居住支援協議会設立について助言・サポートを開始し、R2(2020)年7月にたけたねっとが居住支援法人に指定、R4(2022)年4月よりたけたねっとを事務局として県内初の居住支援協議会が設立された。</li> <li>生活困窮者自立支援については、竹田市社協が担うが、住まいに係る相談窓口が明確化されていなかった。たけたねっとがR5年度居住生活支援加速化事業の委託を受け生活困窮者を含む居住支援を展開することとなった。ハード(住居)+ソフト(相談支援)=居住支援との認識により、竹田市の住まい支援システムの構築を目指す。</li> </ul>				
住まいの 相談窓口	設置機関	一般社団法人 権利擁護支援センター たけたねっと			
	住まい相談支援員の配置状況	配置人数	※法人スタッフ約8名で兼務	配置先	たけたねっと
生活困窮者 自立支援事 業実施状況	自立相談支援事業	委託(竹田市社会福祉協議会)			
	一時生活・地域居住支援事業	両事業未実施			
居住支援協 議会・居住 支援法人等	居住支援協議会(事務局)	竹田市居住支援協議会(事務局:竹田市建設課・たけたねっと)			
	居住支援法人	市内1カ所(一般社団法人 権利擁護支援センターたけたねっと)			
地域の環境 整備状況・ 今後の取組 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>城下町にある築56年の建物をリノベーションし、地域開放型の多世代交流 多文化シェアハウス女性専用「新町ウィズ」をオープン。入居者は女性シニア、ひとり親世帯、技能実習生、女子高生。特別室一室は、車椅子利用の男性も短期入居可。</li> <li>大広間を活用した居場所づくりの推進や、入居者や利用者が集う、ユニバーサル農園の取組も行っている。</li> <li>居住支援協議会設立時、市内のSN住宅の登録はなかったが、構成員である不動産事業者の協力を得て自社物件をSN住宅に登録。</li> <li>新規開業した不動産会社や竹田市移住定住支援センター、竹田市商工会議所に対して協議会構成員の加入を働きかけ、情報集約を進めている。また、空き家の家庭ごみ残置物処理は許可が必要となるため、免許取得事業所の事業者も構成員に加入している。</li> <li>竹田市では、500万円以下の安価な中古空き家(土地付き)が多く、相談者に対して、賃貸のほか、住宅取得も提案している。</li> </ul>				

# 【8】大分県竹田市 相談支援体制イメージ図

- 住まいの相談支援機能を居住支援法人たけたねつとに委託し、住まい相談支援員を配置（たけたねつと職員が兼務で対応）。
- 相談窓口は、主にたけたねつとであり、たけたねつとが運営に関わるシェアハウス型交流施設「新町ウィズ」事務所においても受け付ける。直接の相談のほか、庁内関係部局や自立相談支援機関（社協）からつながる住まいに課題を抱える相談者に対し、居住支援協議会の構成員等の不動産関係事業者とも協力し、入居相談から入居マッチング、見守り等の入居後サポートを行っている。
- 地域の居住支援ニーズを把握した上で、居住支援協議会等と連携しながら地域資源開発（公営住宅、空き家、施設の有効活用等）に向けた取組を検討する。

## 相談者（生活課題、住まい課題の相談等）



### 住まいの確保

- ・ 民間の賃貸住宅
- ・ 市営住宅
- ・ 新町ウィズ（女性専用）

### 入居マッチング

- ・ 協力不動産事業者への相談・同行、SN住宅登録支援

### 日常生活支援

- ・ 成年後見制度等や既存制度・サービスのつなぎ

### 参加・つながり

- ・ 新町ウィズにおけるコミュニティ活動

### 低廉物件の把握

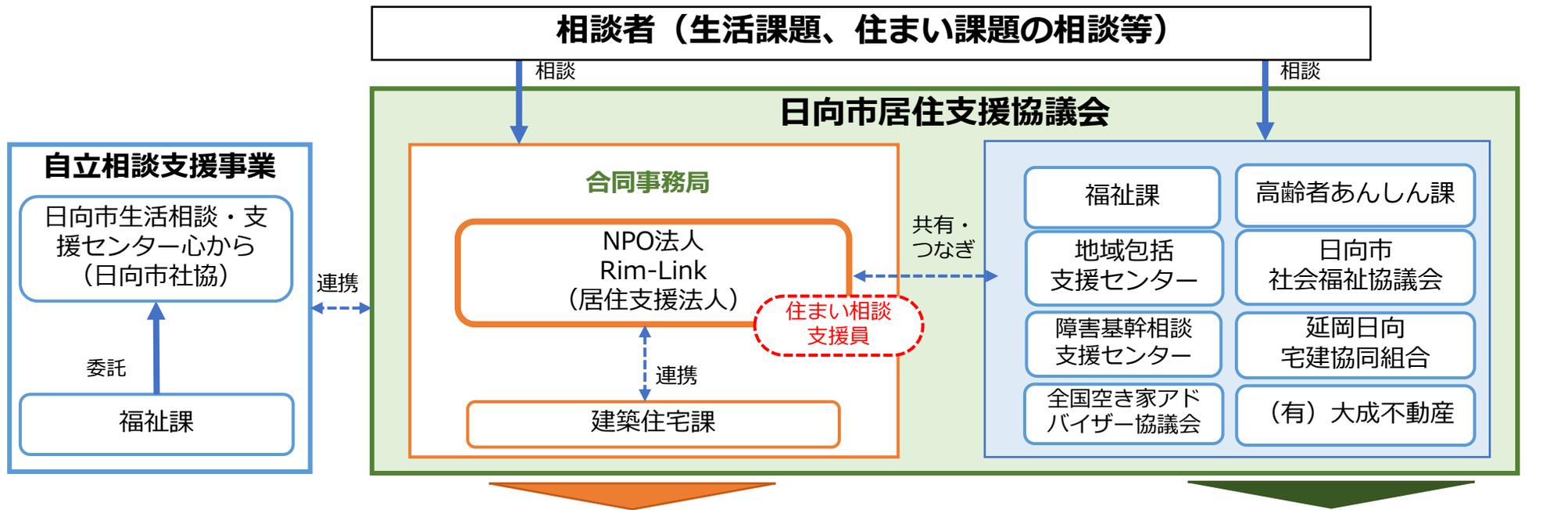
- ・ 空き家等利活用
- ・ 市営住宅、施設等の活用

## 【9】宮崎県日向市

自治体名	宮崎県日向市	人口 (R6.1.1)	58,687人	高齢化率	33.5%
居住支援の取組経緯 (背景)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅セーフティネットとしての市営住宅の老朽化や入居者の変化（半数以上は高齢者、8050や精神疾患等さまざまな課題を抱える世帯の顕在化）に対応するため、「箱」の管理から「暮らし」を考える住宅施策への転換が必要と認識。</li> <li>令和3年度の住生活基本計画（住宅マスタープラン）改定の検討を機に、「地域共生×住宅ストック政策検討チーム（福祉×住宅）」と「地域防災×建築マネジメント政策検討チーム（防災×建築）」を立ち上げ、多部局連携により市営住宅の管理戸数適正化と役割を踏まえた新たな住宅セーフティネットの構築を図るための方策を検討。</li> <li>また、セミナー開催や、関係機関へのヒアリング等により居住支援ニーズの把握と関係機関とのネットワークづくりも並行して実施。</li> <li>令和3年度末に住宅マスタープラン「ひゅうが暮らし計画」を策定し、重点戦略として「福祉と住まいをつなぐ暮らしづくり」を掲げ、「日向市居住支援協議会」の設立を最重要施策として打ち出した。</li> <li>令和4年11月に居住支援協議会を立ち上げ。合同事務局としてR5年4月にNPO法人Rim-Link設立し、住まいの相談窓口として、居住支援のハブとして機能している。</li> </ul>				
住まいの相談窓口	設置機関	NPO法人Rim-Link			
	住まい相談支援員の配置状況	配置人数	2名 ※Rim-Link職員	配置先	NPO法人Rim-Link
生活困窮者自立支援事業実施状況	自立相談支援事業	委託（日向市社会福祉協議会「日向市生活相談・支援センター心から(ここから)」）			
	一時生活・地域居住支援事業	未実施			
居住支援協議会・居住支援法人等	居住支援協議会（事務局）	日向市居住支援協議会（建築住宅課とNPO法人Rim-Linkによる合同事務局）			
	居住支援法人	市内1社（NPO法人Rim-Link）			
地域の環境整備状況・今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅の空き室の目的外使用により、精神障害者等の地域移行に際し、基幹相談支援センターと協力して自立生活訓練のための一時利用等を検討。</li> <li>空き家・空き店舗の利活用により、大学や社協等と連携して、地域とのつながりを持たない方のコミュニティスペースの設置を検討。</li> <li>既存の相談支援では、アセスメントをして、属性に応じた記録を取っているが、プラン策定に関するシートが整っていない。</li> </ul>				

# 【9】宮崎県日向市 相談支援体制イメージ図

- 令和4年11月に居住支援協議会を立ち上げ。合同事務局としてR5年4月にNPO法人Rim-Link設立し、住まいの相談窓口として、居住支援のハブとして機能している。
- 市営住宅の空き室の目的外使用により、精神障害者等の地域移行に際し、基幹相談支援センターと協力して自立生活訓練のための一時利用等を検討。
- 空き家・空き店舗の利活用により、大学や社協等と連携して、地域とのつながりを持たない方のコミュニティスペースの設置を検討。



### 【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

<h4>住まいの確保</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅の目的外使用</li> <li>空き家活用 など</li> </ul>	<h4>入居マッチング</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>空き家活用の仕組み整理</li> <li>不動産事業者等との関係づくり</li> <li>緊急連絡先、身元保証、死後事務の相談 など</li> </ul>	<h4>日常生活支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉関係機関とのネットワークづくり など</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------

### 市営住宅の目的外使用

- 精神障害者等の地域移行に際し、基幹相談支援センターと協力して自立生活訓練のための一時利用等を検討

### 居場所・つながりの場づくり

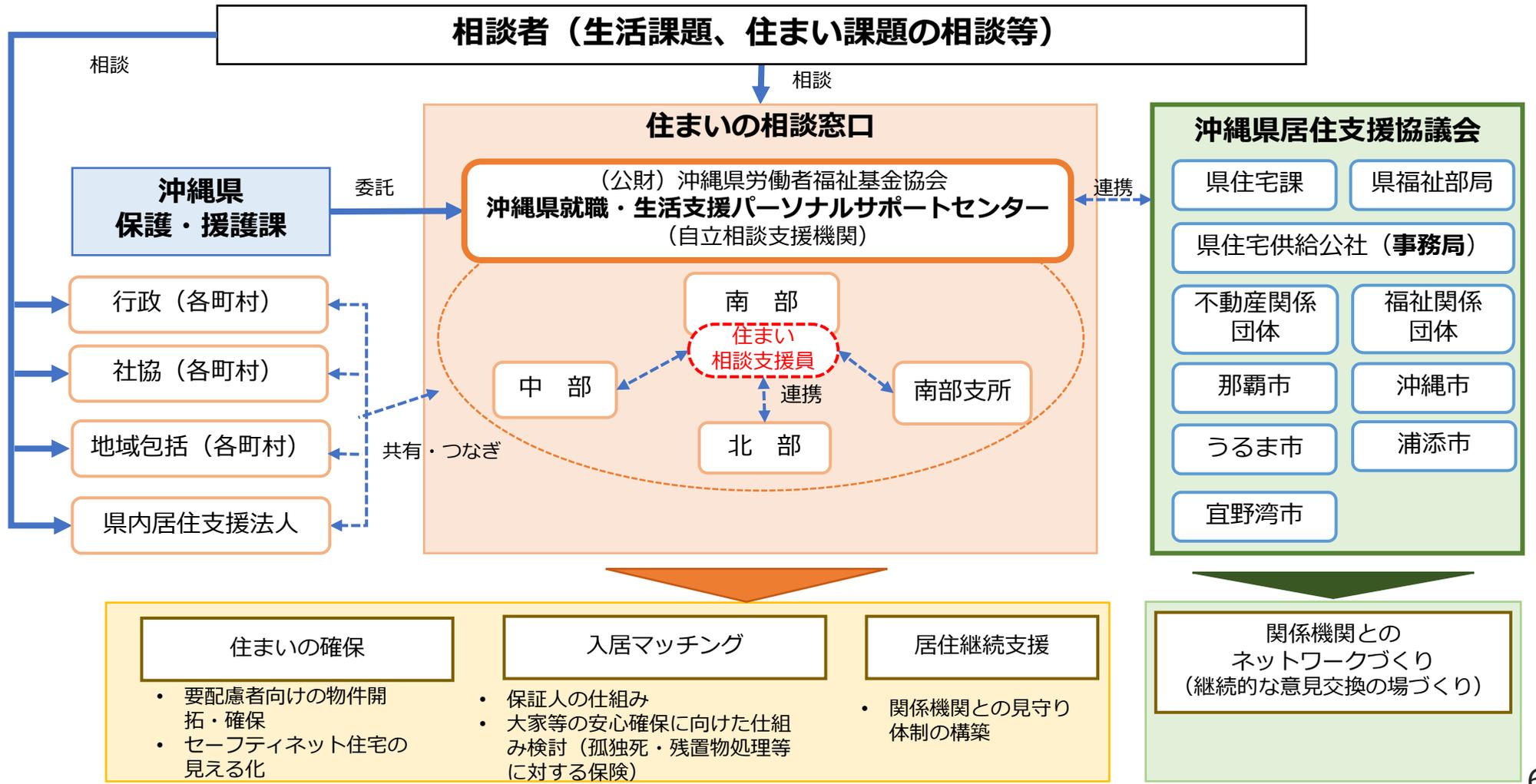
- 空き家・空き店舗の利活用により、大学や社協等と連携して、地域とのつながりを持たない方のコミュニティスペースの設置を検討

## 【10】 沖縄県（町村部）

自治体名	沖縄県	人口（R6.1.1）	339,884人（30町村）	高齢化率	24.4%
居住支援の取組経緯（背景）	<ul style="list-style-type: none"> <li>県保護・援護課と労福協（委託先）で意見交換する中で、自立相談支援事業において、生活困窮者が住宅を借りる際に、保証人や保証会社の両方が必要となるなど、福祉だけでは対応できない居住支援の課題が顕在化していた。</li> <li>モデル事業に依拠することで、住宅部局や県内住宅及び福祉関連事業者とともに、住まい支援システム構築に向けた諸課題を整理し、居住支援の問題に意識的に取り組むきっかけになると考えている。</li> <li>住まいを確保する上での課題として、地代高騰により低廉家賃物件が不足していること、賃貸借契約を結ぶ際に家賃保証会社と連帯保証人の両方が必要となり、さらに連帯保証人については3親等内、かつ2人必要といった地域特有の事情がある。</li> </ul>				
住まいの相談窓口	設置機関	（公財）沖縄県労働者福祉基金協会（労福協）			
	住まい相談支援員の配置状況	配置人数	1名	配置先	沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター南部
生活困窮者自立支援事業実施状況	自立相談支援事業	委託（（公財）沖縄県労働者福祉基金協会 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター 4支所）			
	一時生活・地域居住支援事業	一時生活のみ実施（（公財）沖縄県労働者福祉基金協会に委託）			
居住支援協議会・居住支援法人等	居住支援協議会（事務局）	沖縄県居住支援協議会（沖縄県住宅供給公社）			
	居住支援法人	県内10社			
地域の環境整備状況・今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度から、県と市の生困部局と住宅部局を集めて意見交換会を行い、居住支援を行っていく上で、住宅部局と福祉部局が連携する必要性に対する共通認識を図った。意見交換の場は継続化する予定。</li> <li>沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター南部に住まい相談支援員を1名配置。北部・中部・南部支所の各拠点の相談支援員と連携し、住まいに課題を抱える生活困窮者、身よりのない高齢者等の要配慮者に対し、総合的な相談支援を行うことで、県内全域（町村部）をカバーする。</li> <li>地域の居住支援ニーズの把握に努め、県内の居住支援体制について課題の整理を行いながら、居住支援協議会等の関係機関と連携し、地域資源の開発について検討をする。具体的には、要配慮者の入居に協力的な大家や不動産事業者の開拓・ネットワークの構築、セーフティネット住宅等の見える化、大家・不動産事業者の安心確保に向けた継続的な見守り体制構築等に取り組む。</li> </ul>				

# 【10】 沖縄県 相談支援体制イメージ図

- 住まいの相談支援機能を委託（公財）沖縄県労働者福祉基金協会に委託し、自立相談支援窓口である沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター南部に住まい相談支援員を配置。
- 北部・中部・南部支所の各拠点の相談支援員と連携し、住まいに課題を抱える生活困窮者、身よりのない高齢者等の要配慮者に対し、総合的な相談支援を行うことで、県内全域（町村部）をカバー。
- 居住支援協議会等の関係機関と連携し、要配慮者の入居に協力的な大家や不動産事業者の開拓・ネットワークの構築、セーフティネット住宅等の見える化、大家・不動産事業者の安心確保に向けた継続的な見守り体制構築等に取り組む。



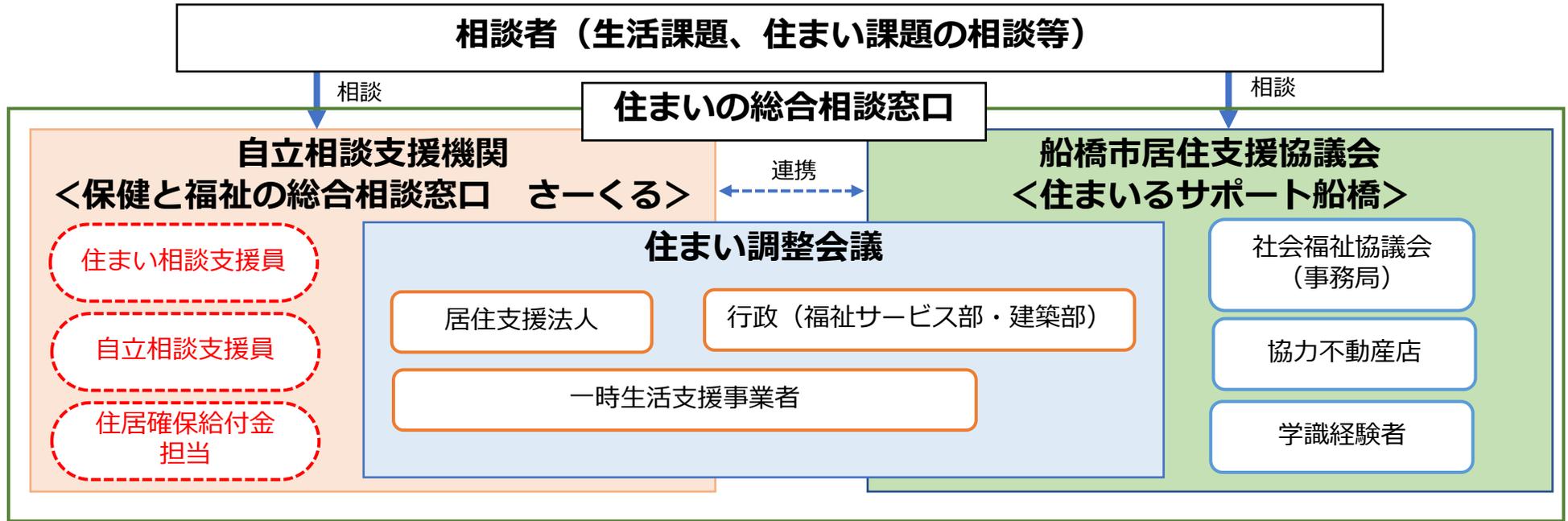
## 【11】千葉県船橋市

自治体名	千葉県船橋市	人口 (R6.1.1)	648,331人	高齢化率	24.0%
居住支援の取組経緯 (背景)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これまでも住まいに関する相談があった場合、「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」と「住まいるサポート船橋」が相談を受け、相互に連携し、居住支援法人や不動産事業者、一時生活支援事業等を活用しながら支援を行ってきたが、近年、居所を失ったまたは失うおそれがあるという相談が目立つようになり（多いときは週に数件）、支援体制の機能強化が求められていた。</li> <li>• 当初、住まい相談支援員は改正生活困窮者自立支援法が施行されるR7年度から配置する予定だったが、国の説明会等を通じ、居住支援体制強化の必要性を再認識し、早期に支援体制を整えておくべきと考え、さーくるや住宅部局と協議した結果、モデル事業の手上げに至った。</li> </ul>				
住まいの相談窓口	設置機関	「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」（（福）生活クラブ委託）、 「住まいるサポート船橋」（（福）船橋市社会福祉協議会直営）			
	住まい相談支援員の配置状況	配置人数	1名	配置先	自立相談支援機関（さーくる）
生活困窮者自立支援事業実施状況	自立相談支援事業	委託（（福）生活クラブ「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」）			
	一時生活・地域居住支援事業	一時生活のみ実施（委託：特定労働者協同組合ワーカーズコープちば）			
居住支援協議会・居住支援法人等	居住支援協議会（事務局）	船橋市居住支援協議会（事務局：（福）船橋市社会福祉協議会）			
	居住支援法人	市内3法人（株式会社あんど、一般社団法人 honeybee、特定労働者協同組合ワーカーズコープちば）			
地域の環境整備状況・今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「さーくる」と「住まいるサポート船橋」の両機関を「住まいの総合相談窓口」とする。</li> <li>• 「さーくる」に住まい相談支援員を配置するとともに、住まいに関することに特化して困難ケースの支援方針を検討する「住まい調整会議」を開催することにより、支援機能を強化する。</li> <li>• 会議の中で出た住まいに関する課題（社会資源の不足等）については、居住支援協議会で検討してもらうとともに、課題が複合化・複雑化したケースは、適宜重層的支援体制整備事業につなげる。</li> </ul>				

# 【11】千葉県船橋市 相談支援体制イメージ図

- 自立相談支援機関である「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」と居住支援協議会の事務局を担う船橋市社会福祉協議会が運営する「住まいるサポート船橋」の2機関で「住まいる総合相談窓口」とする。
- 「住まいるサポート船橋」は、地域包括支援センターからのつなぎなど高齢者の相談を中心に対応。「さーくる」は、生活困窮者のほか、内容及び対象を限定せず総合的に相談対応。相互に連携して、住まいに関する支援を行う。
- 困難ケースについては、「さーくる」、「住まいるサポート船橋」、市内居住支援法人、一時生活支援事業者、行政が参加する「住まい調整会議」を開催し、支援方針等を検討。
- 会議の中で出た住まいに関する課題（社会資源の不足等）については、居住支援協議会で検討してもらうとともに、課題が複合化・複雑化したケースは、適宜重層的支援体制整備事業につなげる。

## 相談者（生活課題、住まい課題の相談等）



## 【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

### 住まいるの確保

- ・ 居住支援法人
- ・ 一時生活支援事業
- ・ 住宅確保要配慮者の入居に積極的な不動産事業者との協力

### 入居マッチング

- ・ 自立相談支援機関の相談員等の個別ネットワークにより不動産事業者等と調整
- ・ 居住支援協議会との連携

### 日常生活支援

- ・ 住まいるサポート船橋が提供するサービス(主に高齢者等)
- ・ 上記対象者以外にも活用可能な身元保証・死後事務等の地域資源開発

### 重層的支援体制整備事業

- ・ 複合化・複雑化したケースについては、重層的支援体制整備事業につなぐ。

### 課題の検討

- ・ 住まいに関する課題（社会資源の不足等）は、居住支援協議会において検討。

# 高齢者に関する居住支援施策について

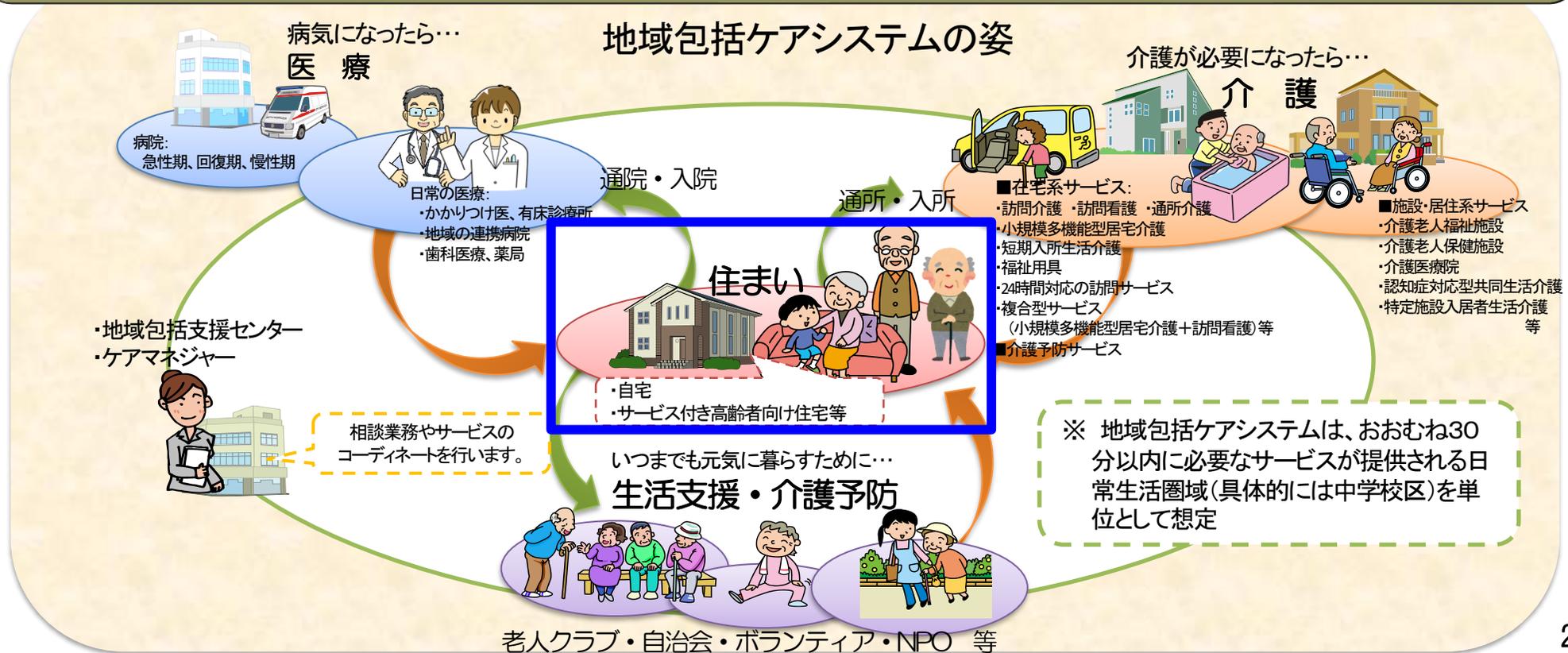
改正住宅セーフティネット法 全国説明会（令和7年6月）

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



- 前回の制度改正（※）では、医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化に向けて、
  - ・ 介護情報基盤を整備し、医療・介護サービスの質の向上を図ること、
  - ・ 介護サービス事業所等における職場環境改善・生産性の向上への支援等に取り組んでいる。

（※）全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）

- 次期制度改正に向けては、高齢化の進展（85歳以上人口の増加）、生産年齢人口の減少に対応し、介護人材の確保が課題の中、地域の介護需要に応じて、サービス確保を図っていく必要がある。  
このような中、引き続き、地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくりの推進、持続可能性の構築・介護人材確保等を図っていく必要がある。このため、本介護保険部会において、別紙のようなテーマについて議論していくことが考えられるのではないか。  
また、2040年に向けて、人口減少のスピードは地域によって異なり人口構造も大きく変わっていく中で、介護サービスをどう確保するかが課題であり、このような時間軸・地域軸を踏まえた検討については、介護現場の方も含めた検討会（※）を立ち上げ、議論した上で、本介護保険部会に報告し、本部会において様々な関係者のもと議論を行うこととする。

（※）「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

## (別紙)

### 1. 地域包括ケアシステムの推進

(多様なニーズに対応した介護の提供・整備、医療と介護の連携、経営基盤の強化)

### 2. 認知症施策の推進・地域共生社会の実現

(相談支援、住まい支援)

### 3. 介護予防・健康づくりの推進

### 4. 保険者機能の強化

(地域づくり・マネジメント機能の強化)

### 5. 持続可能な制度の構築、介護人材確保・職場環境改善

(介護現場におけるテクノロジー活用と生産性向上)

※検討項目については、今後の議論に応じて見直す。

# 地域包括ケアシステムにおける高齢者向け住まいについて

## 論点

### I 介護を必要とする高齢者向け住まいについて

（高齢者住まいの選択肢の多様化と適切な選択ができる環境整備）

- 多種多様な高齢者住まいが存在している中で、高齢者向け住まいについての十分かつ正確な情報に基づき、高齢者自身が、自らのニーズに合った高齢者住まいを適切に選択できるようにするためには、どのような方策が求められるか。
- 有料老人ホーム等の増加に伴い、経営・運営主体やサービスの提供形態も多様化している。不適切な運営を行う事業者に対する規制や指導監督、違反事案の発生時の迅速な対応のためには、どのような方策が必要か。
- 入居者に対する過剰な介護サービスの提供（いわゆる「困り込み」）への実効性のある対応について、どのような方策が考えられるか。

（高齢者向け住まいの整備状況を踏まえた介護基盤の整備）

- 有料老人ホームやサ高住が介護需要の受け皿となっている状況が適切に介護保険事業（支援）計画に反映され、地域におけるニーズに応じて介護サービスが適切に供給されるためには、どのような方策が有効か。

### II 住まいの確保が困難な事情を抱える高齢者への住まい支援について

（住まいと生活の一体的な支援、養護・軽費老人ホーム）

- 住まい確保支援と介護保険制度との連携について、今般の住宅セーフティネット法改正を踏まえ、改正法に基づき国が定める基本方針や第10期介護保険（支援）計画の基本方針に盛り込むべきことは何か。
- 養護老人ホーム・軽費老人ホームについて、認知度向上や各自治体における活用促進にどのような方策が有効か。
- 市町村における養護老人ホーム（老人福祉法に基づく措置）の業務を円滑に進めるため、都道府県の役割・支援をどのように考えるか。

※有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方について

有料老人ホームの多様な運営方法やサービスの提供実態を把握するとともに、多様なニーズに対応しつつ、運営やサービスの透明性や公平性、質の確保を図るための方策等を検討するため、有識者による検討会を立ち上げ、議論を行う予定。夏頃までにとりまとめを行い、介護保険部会に報告。

# 有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会

## 目的

- 地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護等のサービスが包括的に提供される前提となる高齢者の住まいの確保は重要であり、そのニーズの高まりや多様化に伴い、有料老人ホーム<sup>(※)</sup>の数は増加するとともに、提供されるサービスも民間の創意工夫により多様化している。一方、**入居者に対する過剰な介護サービスの提供（いわゆる「囲い込み」）に加え、入居者保護や入居紹介業をめぐる事案など、有料老人ホームの運営や提供されるサービスに関する透明性・質の確保に関する課題**もある。(※) サ高住の約96%は有料老人ホームに該当
- こうした状況を踏まえ、**有料老人ホームの多様な運営方法やサービスの提供実態を把握**するとともに、多様なニーズに対応しつつ、**運営やサービスの透明性・質の確保を図るための方策等**を検討する。

## 主な課題

(1)有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方

- ・「住宅型」有料老人ホームでは、自社や外部のサービスと組みあわせ、多様なサービス展開が行われているが、各地域で、必ずしもサービスの提供実態の全体像を把握できていない
- ・入居希望者の介護度等に応じた手数料の設定を行う等、入居紹介業において事業運営の透明性に疑念がもたれる事例が存在

(2)有料老人ホームの指導監督のあり方

- ・届出制において運営主体の体制や事業計画の事前チェックが困難であり、自治体の迅速な権限行使も行いづらい状況

(3)有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込み」対策のあり方

- ・自治体による入居者への過剰なサービス提供のおそれがあるホームに対する家賃やケアプランの確認点検が十分に進んでいない

等

## 主な論点

- ・高齢者が都市部を中心に急増する局面において、有料老人ホームに求められる役割や機能をどのように考えるか
- ・自治体はどのように高齢者の住まい・介護ニーズを把握し、地域に必要なサービス提供体制を確保すべきか
- ・入居紹介業の運営の透明性の確保のためどのような方策が考えられるか
- ・有料老人ホームの届出制の運用状況を踏まえ、より効果的な指導監督のあり方をどのように考えるか
- ・利用者ニーズに即したケアプラン作成の遵守や、いわゆる「囲い込み」が疑われるホームへの実効性の高い対策としてどのような対応が考えられるか

等

## 委員等

- ・老健局長参集検討会として、学識者、事業者団体、消費者団体、専門職団体、自治体等からの参画を得る。
- ・また、オブザーバーとして国土交通省住宅局や関連する事業者団体からの参画を得る。

## スケジュール

- ・第1回は4月14日に実施。第2回（4月28日）、第3回（5月19日）においてヒアリングを実施。
- ・夏頃までに議論の整理を行い、介護保険部会に報告。必要に応じ、次期制度改正に向けた議論につないでいく。

# 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業（地域支援事業）

## 概要

- 高齢者の安心な住まいの確保と入居後の生活の安定を図る観点から、高齢者が民間賃貸住宅等に円滑に入居し安心して生活ができるよう、**不動産関係団体や地域の関係者、住宅部局・福祉関係部局等が連携して、入居前から入居中、退居時に至るまでの総合的な支援等の実施**や、シルバーハウジング等の高齢者が多数居住する集合住宅の入居者を対象に生活援助員の派遣を行う。
- 令和6年に改正住宅セーフティネット法が成立したことを踏まえ、取組の具体的な例示や居住支援法人等への事業委託が可能である旨を明確化するなどの実施要綱の見直しを行い、総合的・包括的な住まい支援の推進を図る。

## 支援の内容

市町村は、居住支援協議会や居住支援法人等の仕組みを積極的に活用し、地域の実情に応じて以下の事業を行う。

なお、事業実施にあたり、福祉施策に限らず、住宅施策やまちづくり施策、既存の相談支援窓口、地域のネットワーク、地域資源や民間活力も活かしながら、事業を実施いただくことを想定。

### (1) 総合的・包括的な「住まい支援」の実施

#### ア 入居前から入居後、退居時まで対応する総合的な相談支援の実施

- ・住宅情報の提供、入居相談の実施
- ・必要な支援のコーディネートの実施
- ・入居後の見守り等生活支援の実施 等

#### イ 住まい支援に必要な地域資源の情報収集や開発

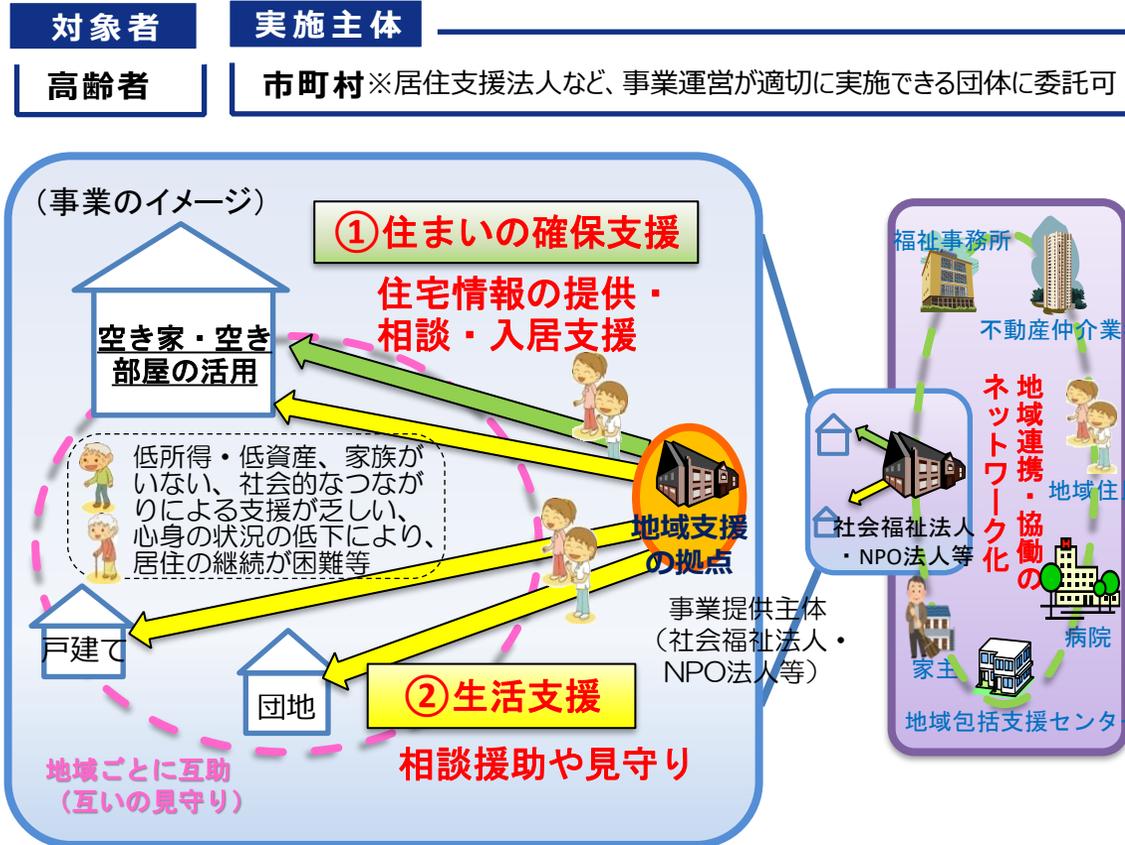
- ・高齢者の入居を拒まない住宅や不動産事業者等の調査
- ・居住支援協議会の運営 等

#### ウ 住宅関係者と福祉関係者が連携した住まい支援体制の構築

- ・住まい支援に関する各種制度や地域の取組・資源を活用した総合的・包括的な地域連携・協働のネットワークの構築 等

### (2) 生活援助員の派遣事業

高齢者が多数居住する集合住宅等の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣する。



# 事例：地域支援事業「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」の取組（福島県白河市）

- 白河市では、地域支援事業交付金（「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」）を活用し、令和5年4月から「白河市高齢者住まい生活支援事業」を実施。
- 介護保険外サービスを得意とする一般社団法人に委託をし、高齢者の円滑な入居支援、住宅の情報提供、不動産関係団体との連携等に取組んでいる。

## 1. 事業立ち上げの経緯

- 高齢者の住まいに関する問題※が生じ、対応が、ケアマネージャー等に委ねられていた。

※身寄りが無い（緊急連絡先がないこと）で施設入所や公営住宅、民間アパートへの住み替えができない、ゴミ屋敷問題、自宅で介護サービスを利用しようとしてもベッドを置く場所がない 等

- 一方、住まいの支援は介護保険外であるため、自分たちの仕事外とする介護事業所が多く、利用者によって格差が生じた。
- そのため、行政が住まい支援体制を構築し、公営住宅、民賃等への住み替え支援が必要となった。

## 2. 事業予算化までのプロセス

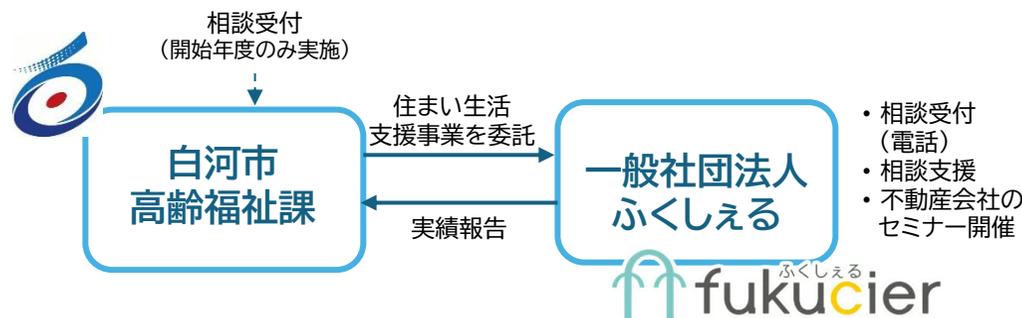
- ①事業化の検討にあたり、ニーズ把握のため、市内の介護保険事業者へのアンケート調査を実施
- ②アンケート調査の結果を踏まえ、事業設計書の作成
- ③県への事業開始に係る協議（地域支援事業を行うにあたり県に要綱の確認等）
- ④委託先業者との調整協議



### 【介護保険事業者へのアンケート調査】

- 調査対象は居宅介護支援事業所（25件）、地域包括支援センター（4件）
- 調査内容は
  - ①身寄りのない高齢者の入居支援の専門窓口の必要性
  - ②貴事業所のサービス提供者の内、本事業に該当する案件がどれくらいあるか
- 調査結果、②の該当案件が50件あることを踏まえ、本事業のニーズがあることを把握

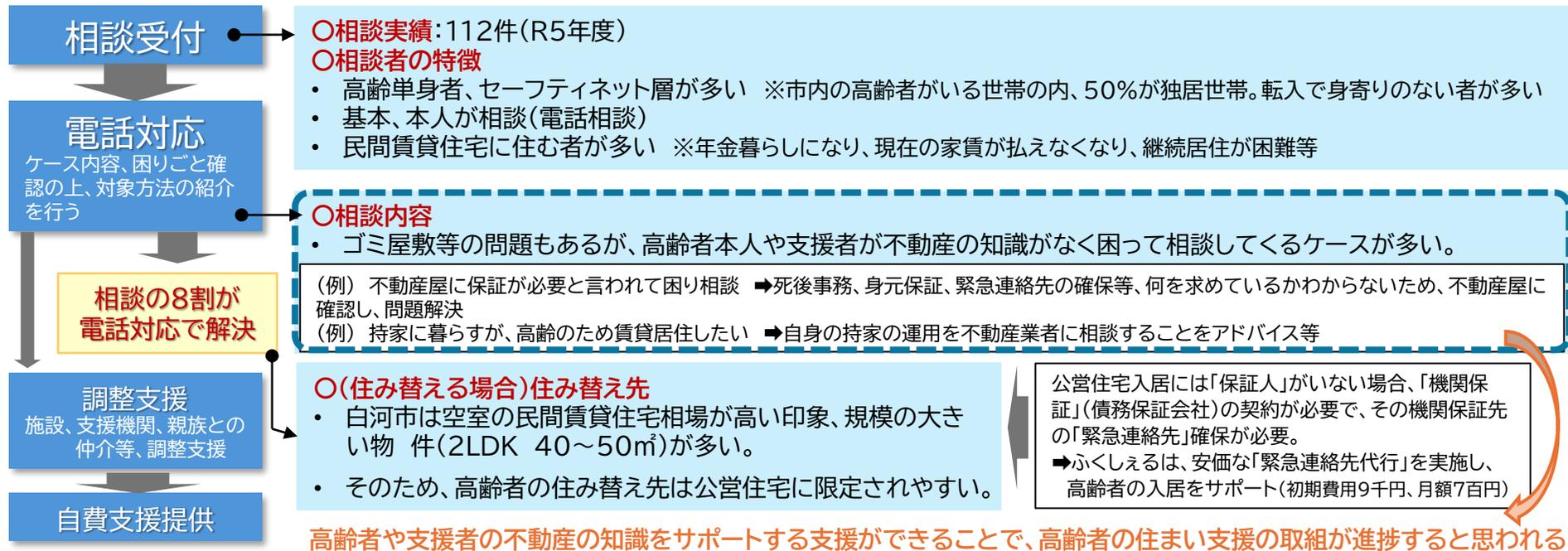
## 3. 事業実施体制



### 【ふくしえるの概要】

- 福島県の居住支援法人（2018年～）
- 事業内容は、介護保険外サービスの提供、身元保証サービス等
- スタッフが県全域に190名（登録制）いるため、サービス提供範囲は県全域
- （介護福祉士、理学療法士、行政書士、建築士、主婦、行政退職者等）
- \*白河市は高齢者の賃貸住宅入居に際して身元保証の問題が大きいと認識しており、身元保証サービスを提供するふくしえるとの事業連携するきっかけとなる。

## 4. 相談対応の流れ・実績



## 5. 関係主体との連携体制等

### ●不動産会社との連携

- ・ 不動産会社へのセミナーを開催し、高齢者の住まい支援の手助けを依頼
- ・ 地場の不動産会社は高齢者の住まい支援の制度について十分理解されておらず、気づきの機会となる(不動産会社が管理する賃貸物件も高齢化が進展)
- ・ ゴミ屋敷問題等、これまで不動産会社やケアマネ頼みであったのが行政が関与すること、早めの調整が可能。

### ●住宅部局との連携

- ・ 今後、住宅部局と連携し、県居住支援協議会を交えて、福祉連携住宅会議を開催。
- ・ 地域の高齢者の住まいの課題の洗い出しを行う予定

### ●市の介護保険事業計画に「住まい」の位置づけが明記

「白河市 第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6年度~令和8年度)」

- \*「第6章 誰でも安心して暮らし、生涯活躍できるまち」「施策の展開(高齢者の生活支援体制の整備)」の中で、「高齢者にやさしい住まいづくり助成事業」「高齢者住まい生活支援事業(入居支援)」が位置付けられている。
- \*また地域包括ケアシステムの定義にも「医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み」が明記されている。

## 6. 今後の課題

- 高齢者の住み替え支援で、債務保証会社が別途保証人を立てることを望むケースが多い。独居高齢者にとって保証人確保は問題。
- 高齢者の住み替え先として公営住宅しか選択肢がなく、民間賃貸住宅の活用に至っておらず課題。
- 高齢者の住み替えは、住み替え後の身体弱化する高齢者への見守り等ができる仕組みの構築が課題。

令和7年度当初予算案 25百万円 (20百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 単身高齢者の増加、持ち家率の低下により、都市部を中心に住宅確保が困難な高齢者に対する支援ニーズが高まることが想定される。
- 一方、高齢者の住まい支援に対しては、地域支援事業交付金を活用して自治体が取組むことができるが、実施している自治体が少ない。その理由として、自治体が高齢者の住まいニーズの把握が十分でないこと、取組の実施にあたり、行政内の住宅部局と福祉部局、地域の社会福祉法人と不動産業者等といった多岐にわたる関係者との調整が困難であるため、検討が進まないとの意見がある。
- 令和7年度には、厚労省が共管となる改正住宅セーフティネット法の施行など、制度的枠組みが整うことから、特に高齢者福祉に関わる行政や支援機関の職員等に対して関連制度等の周知の徹底を図るとともに、課題が多い大都市部を中心に、住まい支援体制の構築を強力に推進する必要がある。
- そこで、本事業においては、大都市部を中心に働きかけを行うとともに、特に、機運が高まった自治体に対してアウトリーチ的に伴走支援を行い、単身高齢者等に対する総合的・包括的な住まい支援の全国展開を図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### 2. 事業実施に向けた伴走支援

### 3. 全国展開に向けた取組

#### 1. 必要性が高い自治体に対する働きかけ・対象自治体の選定

##### ①対象の設定

ニーズが高い大都市部中心に、住まい支援体制が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取り組む意向がある自治体を抽出  
 \* 居住支援協議会未設置 (R6年9月末現在)  
 ・ 政令指定都市：7市  
 ・ 中核市：48市

##### ②集合形式の研修会を開催

\* 高齢者の住まい確保に関する現状と課題  
 \* 活用可能な最新の制度・施策説明  
 \* 取組のポイントの解説  
 \* グループワーク



##### ③研修会を通じて取組の機運が高まった自治体を選定。

→ 住まい支援の体制構築と事業実施に向けて伴走支援につなげる

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

#### ○ 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

- ・ 有識者や自治体職員等による支援チームを構成
- ・ 実態把握を行った上で、課題と取組の方向性等について意見交換や検討等を行うに当たり、有識者や自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣してアドバイスをを行う。

#### ○ 取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える事例集の作成、フォーラムの開催による普及



#### ○自治体における地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・ 実態把握  
 大家の入居制限、支援機関と不動産事業者とのつながり 等
- ・ 庁内外の関係者調整、ネットワーク構築  
 庁内連携体制、行政と社会福祉法人・不動産団体等との協働体制
- ・ 住まい支援の具体的な事業化を検討  
 住まい支援の担い手発掘、住まい支援体制の検討 等



地域支援事業交付金等

支援

#### ○事業の実施

- ・ 地域における住まい支援体制の構築
- ・ 住まいに係る相談対応
- ・ 社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施 等

# 令和6年度 厚生労働省「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」支援団体一覧

自治体	応募部局	応募概要
東京都国立市	福祉部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の公営住宅がなく住宅担当部署もないため、福祉部門で住宅相談に対応している。宅建協会と協定を結んでいるが、連携がうまく取れていない。また庁内においても、課題共有のみで連携は進んでおらず、業務の棲み分けが整理できていない。</li> <li><b>居住支援協議会を立ち上げ、相談から契約、死後事務委任契約も含めた効果的な支援をしたい。</b>またセーフティーネット住宅や支援付き住宅、他自治体の事例含め、情報が欲しい。</li> </ul>
大阪府八尾市	府 市:福祉・住宅部局、社会福祉協議会、居住支援法人八尾隣保館、	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅確保要配慮者の住まいの確保に関する複合的な課題を抱えたケースが増加しており、居住支援法人と連携しながら対応している。その中で本人の意向に沿う物件がない、途中で支援中断になるなど、ケースの約半数は解決に至っていない。</li> <li>不動産に関係する人(不動産仲介業者、大家等)の理解が得られにくい。居住支援法人と不動産仲介業者等がつながる機会がなく、居住支援法人は不動産仲介業者に1件ずつ掛け合い、理解を求めている状態である。</li> <li><b>協議会設立により、住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で住み続けられるよう、関係団体が有機的に連携できる居住支援体制を整えたい。</b>行政が後ろ盾になっている体制を整備することで、不動産事業者・大家からの居住支援事業への理解を得られるようにしたい。</li> </ul>
安来市社会福祉協議会 (居住支援法人) 〔継続〕	社会福祉協議会 市:福祉部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>身寄りがなく、親族と疎遠の単身高齢者の住居確保は保証人・死後対応・地域関係等の懸念から困難である。その中でも、家事のできない男性では、ゴミ屋敷化、地域からの孤立が起こりやすい。特に、山間地域で住居も老朽化した高齢者の場合、地域での生活維持も困難になり、施設入所や市街地への住替えを希望する方が増えている。</li> <li><b>協議会を設立し、行政、社協、不動産等各団体が協働できる体制を構築したい。また、空き家の利活用の検討、「終活事業」の創設に向けた取組を進めたい。</b></li> </ul>
愛媛県宇和島市 〔継続〕	福祉部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度発足した居住支援法人と不動産業界との関係構築を図りたいが不十分である。居住支援法人としての活動は開始したばかりであり、福祉部局とともに相談対応や入居中支援を行っているが、手探り状態である。</li> <li>今年度は、<b>居住支援協議会設立・組織化し、支援のスキーム構築と、各関係機関との関係性づくりを目指したい。</b>他自治体がどのように支援・連携しているかを知り、自分事として考えられるよう、研修会、勉強会を実施したい。</li> </ul>
大分県日出町 大分県 〔令和3年度採択団体〕	市:福祉部局 県:住宅部局 社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>暘谷福祉会と日出町の合同事務局で令和6年3月に居住支援協議会を設立。</b>不動産関係団体、社会福祉法人、居住支援法人、大学、市関係各課、県等が構成員として参画したが、相談事例はない。<b>関係部局や民間団体との連携を強化し、相談窓口の設置、協議会周知に努めたい。</b></li> <li>高齢による身体や認知機能の低下等により、利便性のよい地域への住み替えを行う際、保証人や身元引受人の不在、持ち家がある等の理由で住み替えが進みにくい。孤立・孤独化しない住まい(居場所)と暮らしの確保・継続につなげたい。</li> <li>重層的支援体制整備事業(令和4年度～)に取り組み、入口の相談体制を整えたが、不動産業者との連携など居住支援の出口部分の重要性を再認識した。</li> <li>空き家の利活用、緊急連絡先・身元引受人・残置物など、関係機関等での課題共有と解決策を検討したい。体制構築に向け、勉強会など庁内の問題意識の共有、行政・社協・社会福祉法人・不動産業者との意見交換会を行いたい。</li> </ul>

# 住宅セーフティネット法等の改正について（介護担当部局向け）

## 改正の趣旨

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持家率の低下等、単身高齢者などの住宅確保要配慮者への住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定されるとともに、住宅確保要配慮者は住宅以外の困りごとを抱えていることも多い。このため、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し安心して生活できるよう、**賃貸人（大家）が住宅を提供しやすい市場環境を整備**するとともに、**住まいに関する相談から適切な福祉サービスにつなぐ総合的・包括的な支援体制の構築**を図る。【令和7年10月1日施行（予定）】

## 課題

### 市場環境の整備

- ・死亡後の残置物処理や孤独死による事故物件のおそれなど、大家は高齢者等の住宅確保要配慮者の入居に対して一定の拒否感を有している。

### 居住支援体制の構築

- ・住宅施策と福祉施策の連携不足により、住まいや複合的な課題に関する相談を受け付ける窓口・一元的な情報提供を行う体制がない。
- ・高齢者の住まいに関する地域課題を把握できていない。

## 住宅セーフティネット法等の見直しの内容

### <円滑に入居できる賃貸住宅の市場環境の整備>

- ・終身建物賃貸借の利用促進
- ・居住支援法人による残置物処理の推進
- ・家賃債務保証業者の認定制度の創設

### <入居中のサポートを行う住宅の創設>

- ・「居住サポート住宅」の認定制度の創設  
居住支援法人等が、住宅確保要配慮者に対して安否確認や見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う「居住サポート住宅」の供給を促進（※市区町村長等が認定を行う）

### <賃貸住宅供給促進計画と介護保険事業(支援)計画との調和>

- ・国土交通大臣と厚生労働大臣による基本方針の共同策定
- ・基本方針及び賃貸住宅供給促進計画の記載事項に「福祉サービスの提供体制の確保に関する(基本的な)事項」を追加
  - + 基本方針及び賃貸住宅供給促進計画が国の指針や介護保険事業（支援）計画等の福祉関係計画と調和すべき旨を規定

### <居住支援協議会への参画・相互連携>

- ・市区町村における居住支援協議会設置の努力義務化
- ・居住支援協議会と福祉関係の会議体との連携を努力義務化するとともに、構成員として社会福祉協議会など「住居確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者」を追加

## 期待される効果

- ・賃貸人（大家）の不安軽減により、単身高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居につながる。
- ・住宅と福祉が連携した総合的・包括的な居住支援体制が構築される。
- ・空き家などの住宅ストックを含め、住まいに関する地域課題が把握される。

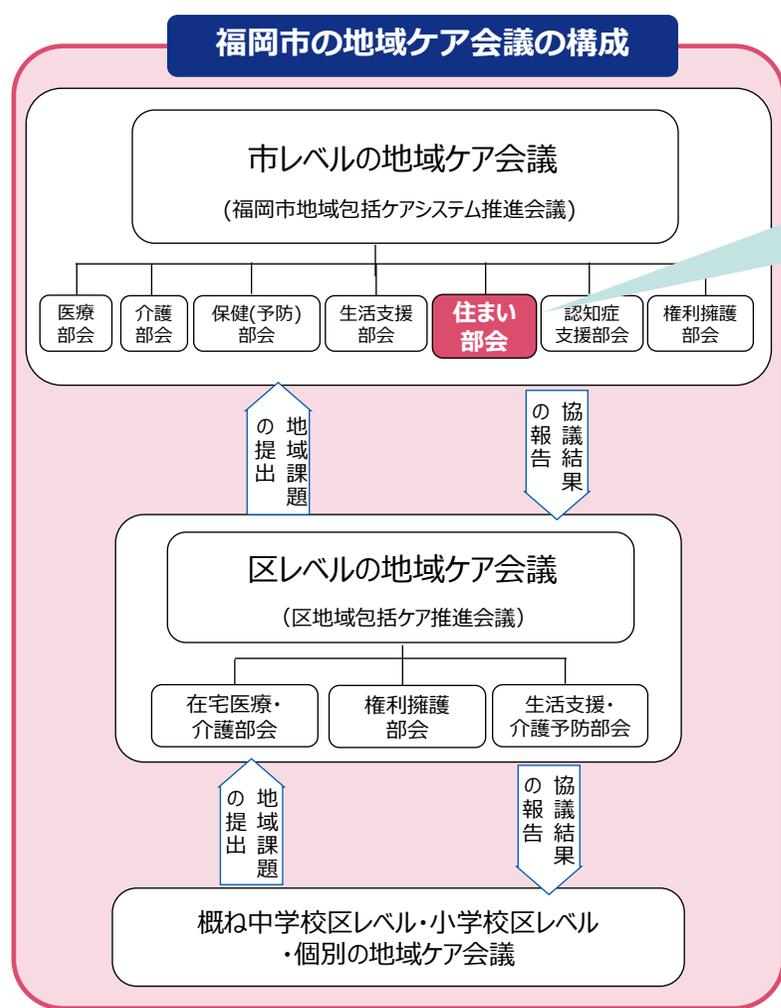
賃貸住宅供給促進計画策定に当たり、介護保険事業計画等におけるサービスの実施状況や今後の方策等を把握すること等を想定

福祉部局が居住支援協議会へ参画すること等を想定

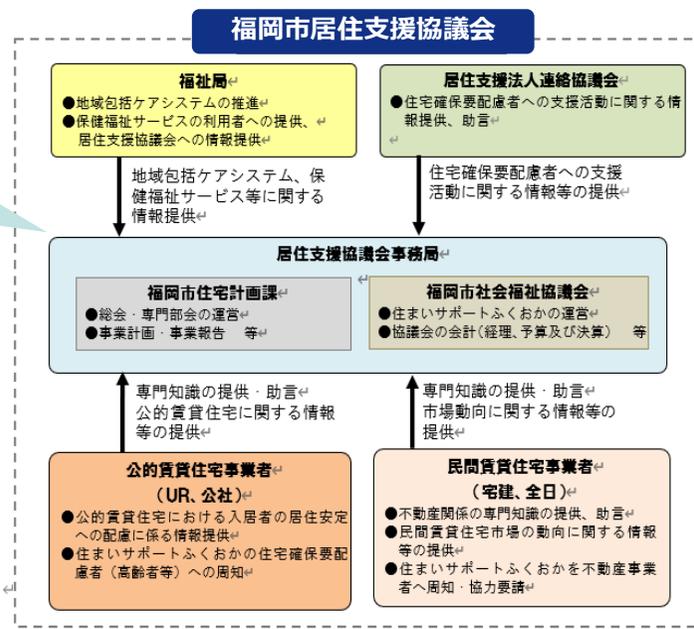
地域ケア会議で明らかになった住まい関係の課題を居住支援協議会に共有すること等を想定

# <事例> 福岡市における地域ケア会議と居住支援協議会の相互連携

- 福岡市では、市・区・概ね中学校区・小学校区・個別の各階層で「地域ケア会議」を実施。市レベルでの地域ケア会議である「**福岡市地域包括ケアシステム推進会議**」の専門部会として「**住まい部会**」を設置しており、**福岡市居住支援協議会専門部会**と兼ねている。



**福岡市居住支援協議会 専門部会**



## 【相互連携による成果の例】

不動産会社、住宅管理組合等住まいに関心のある方、地域関係者の方のみさまへ

【チェックリストに関するお問い合わせ先】  
福岡市 福祉局 高齢社会課 地域包括ケア推進課 電話1234567

オートロックマンションの普及や地域住居のつながりの希薄化により、高齢者やご家族が必要としている情報や支援が行き届いていない場合があります。また、孤立化やご高齢などの問題は、隠れた課題に早く気づき介入できれば、顕性化する前に対応できる可能性もあります。ご近所の方などについて下記チェックリストをご活用いただき、緊急度のレベルに合わせて長寿や、関係機関への相談などをお願いいたします。

緊急度レベル	(暮らし)	(家族)	(身体・気持ち)	(認知機能)	(経済状況)
①	□独居である	□高齢者の一人暮らし	□歩行が不安定・遅い	□同じ話を繰り返す(認知症の兆候)	□いつも現金を握っている
②	□車を運転しているのか、最近運転しなくなった	□高齢者のみの世帯	□食事が瘦せたり・減量がない	□言葉が聞き取れない(認知症の兆候)	□浪費が激しい
③	□家が荒れている	□高齢者と若い世代の世帯	□今年で定年を迎えた人が、健康を心配している	□約束を忘れる・間違える	□お金の使い方がわからない
④	□ゴミが散らかっている	□認知症が疑われる	□認知症が疑われる	□自分の名前や住所がわからない	□お金の使い方がわからない
⑤	□ゴミが散らかっている	□認知症が疑われる	□認知症が疑われる	□自分の名前や住所がわからない	□お金の使い方がわからない

●緊急度のレベルが高い場合でも、目標から様子を見て、戻りかけてください。  
●心配なときや複数チェックが付き場合は、いきいきセンターふくおかや関係機関へ相談をお願いします  
●緊急度のレベルが高い場合は、いきいきセンターふくおかや、関係機関への相談をお願いします。

いきいきセンターふくおか  
福岡市地域包括ケア推進センター  
●高齢者や障害者、認知症や高齢者による、心身や生活に関する、ご相談も、お気軽にご相談ください。

区画の事業情報支援センター  
●最新の自治体や国の情報、地域のさまざまな情報があります。●お電話やメールでのご相談も承ります。

市レベルでの地域ケア会議（福岡市地域包括ケアシステム推進会議）における「ゴミ屋敷や孤独死等が大きな問題となっており、課題が複雑化する前の、予兆の段階で介入する方法を考えていくべき」という意見を受け、福岡市居住支援協議会専門部会で、見守りのポイントなどをまとめた、住まい関係者向け「ご近所気づきチェックリスト」を作成した。

ご近所気づきチェックリスト(福岡市居住支援協議会専門部会作成)

## 居住支援に関連する障害保健福祉施策についての説明

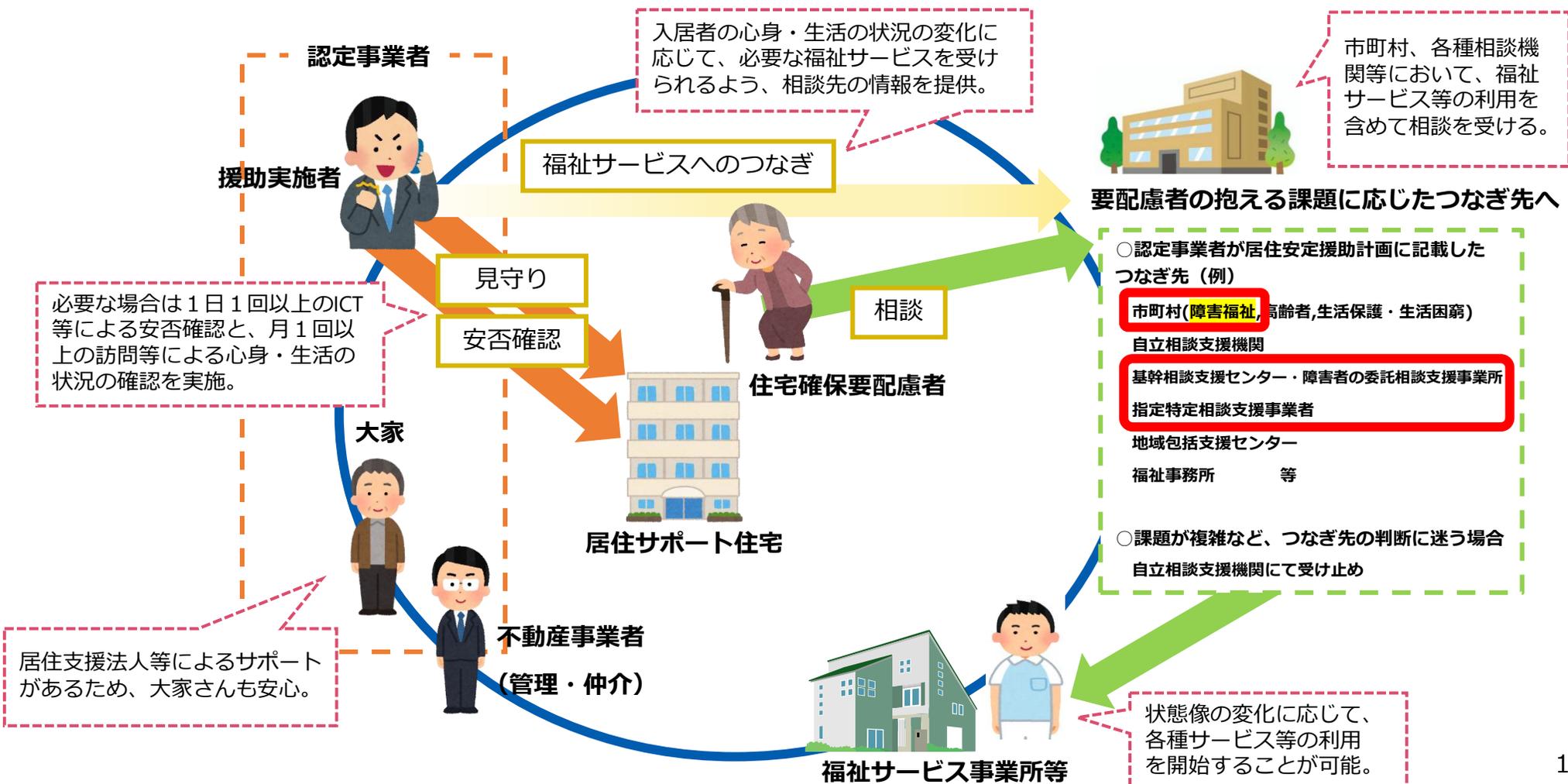
令和7年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会  
～ 住宅と福祉の関係者が連携した地域の居住支援体制の構築と市場環境の整備 ～  
(令和7年6月)

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
地域生活・発達障害者支援室

# 居住サポート住宅の利用イメージ

居住安定援助による入居中のサポートを受けることで、一般住居よりも、本人、家族ともに安心して生活ができます。  
 また、大家が居住サポート住宅を供給するためにバリアフリー工事や防音・遮音工事を行う場合に、大家に対する改修費の補助があるほか、  
 低額所得者が入居し一定の要件を満たす場合には家賃低廉化補助（※）があります

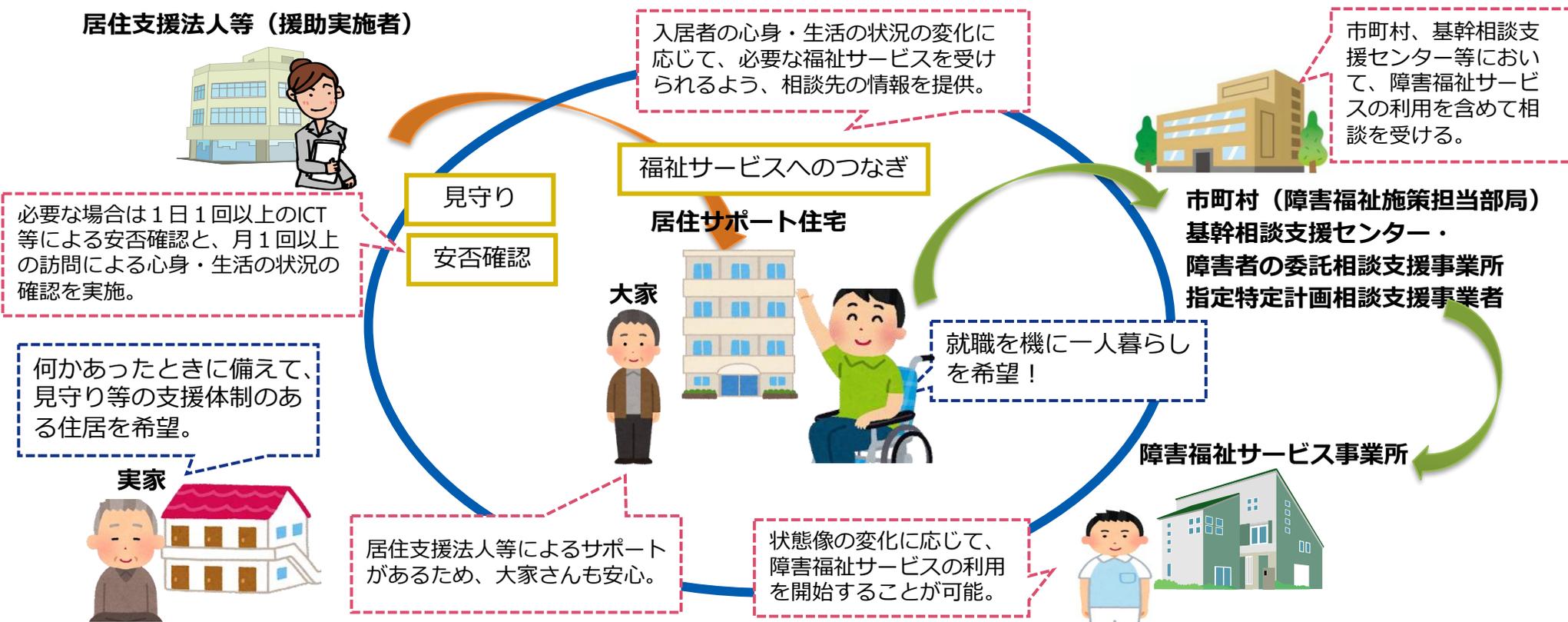
※ 通常の市場家賃よりも家賃を減額した大家に対して補助（自治体が補助を行っている地域に限る）



# 【ケース①】実家から移行して一人暮らしを希望する身体障害者

現在、障害福祉サービスを利用していない方が一人暮らしを希望する場合、これからは居住サポート住宅も受け皿のひとつになります。居住安定援助による入居中のサポートを受けることで、一般住居よりも、本人、家族ともに安心して生活ができます。また、大家が居住サポート住宅を供給するためにバリアフリー工事を行う場合に、大家に対する改修費の補助があるほか、低額所得者が入居し一定の要件を満たす場合には家賃低廉化補助（※）があります

※ 通常の市場家賃よりも家賃を減額した大家に対して補助（自治体が補助を行っている地域に限る）



	月	火	水	木	金	土	日
午前	民間企業等において一般就労						
午後	民間企業等において一般就労						

# 【ケース②】 実家から移行して一人暮らしを希望する知的障害者と自分たちの高齢化等もあり本人へのサポートを希望する両親

両親が自分たちの高齢化も踏まえ、本人が希望する単身生活を検討している場合、これからは居住サポート住宅も受け皿のひとつになります。居住安定援助による入居中のサポートを受けることで、一般住居よりも、本人、家族ともに安心しながら地域で一人暮らしできます。また、大家が居住サポート住宅を供給するために防音・遮音工事を行う場合に、大家に対する改修費の補助があるほか、低額所得者が入居し一定の要件を満たす場合には家賃低廉化補助（※）があります

※ 通常の市場家賃よりも家賃を減額した大家に対して補助（自治体が補助を行っている地域に限る）

## 居住支援法人等（援助実施者）



必要な場合は1日1回以上のICT等による安否確認と、月1回以上の訪問による心身・生活の状況の確認を実施。

今までは親子で同居してきたが、両親の高齢化等を考慮し、こどもの一人暮らしに向けて見守り等の支援体制のある住居を希望。

## 実家



見守り

安否確認

入居者の心身・生活の状況の変化に応じて、必要な福祉サービスを受けられるよう、相談先の情報を提供。

福祉サービスへのつなぎ

市町村や基幹相談支援センター等において、障害福祉サービスの利用（追加の支給申請や支給量の変更）を含めて相談を受ける。

## 居住サポート住宅

大家



認定事業者によるサポートがあるため、安心して一人暮らしをスタート！

居住支援法人等によるサポートがあるため、大家さんも安心。



市町村（障害福祉施策担当部局）  
基幹相談支援センター・  
障害者の委託相談支援事業所  
指定特定計画相談支援事業者

## 障害福祉サービス事業所



通院

訪問

訪問

通所

医療機関

	月	火	水	木	金	土	日
午前	精神科通院	就労継続支援 B型		就労継続支援 B型	就労継続支援 B型		
午後	訪問看護		居宅介護				

# 【ケース③】精神科病院を退院した後の入居先を探す精神障害者

精神科病院退院後の住居の確保に悩んでいる方の場合、これからは、居住サポート住宅も地域移行の受け皿のひとつになります。

居住安定援助による入居中のサポートを受けることで、一般住居よりも、安心して生活できます。

低額所得者が入居し一定の要件を満たす場合には家賃低廉化補助（※）があります

※ 通常の市場家賃よりも家賃を減額した大家に対して補助（自治体が補助を行っている地域に限る）

## 居住支援法人等（援助実施者）



必要な場合は1日1回以上のICT等による安否確認と、月1回以上の訪問による心身・生活の状況の確認を実施。

退院後の住まいを確保したいが入居できる物件を見つけるのが課題。

## 地域移行支援員



精神科病院

見守り

安否確認

居住支援法人等によるサポートがあるため、大家さんも安心。

入居者の心身・生活の状況の変化に応じて、必要な福祉サービスを受けられるよう、相談先の情報を提供。

福祉サービスへのつなぎ

## 居住サポート住宅

大家



認定事業者によるサポートがあるため安心！

市町村や基幹相談支援センター等において、障害福祉サービスの利用（追加の支給申請や支給量の変更）を含めて相談を受ける。



市町村（障害福祉施策担当部局）  
基幹相談支援センター・  
障害者の委託相談支援事業所  
指定特定計画相談支援事業者  
指定一般相談支援事業者

## 障害福祉サービス事業所



訪問

訪問

通所

## 精神科訪問看護



	月	火	水	木	金	土	日
午前	就労継続支援B型	就労継続支援B型	居宅介護	就労継続支援B型		居宅介護	
午後	訪問看護		精神科通院			自立生活援助	

## 【ケース④】親子・夫婦での同居

以下のような同居を希望するケースにおいても、（世帯用として供給されていることを前提として）居住サポート住宅の利用が想定されます。

### 親子の同居

引き続き親子での同居を希望しているが、親の高齢化などを踏まえ、親の負担を軽減するとともに、子がより安心して生活することができるよう、

- ・ 親子が一緒に居住サポート住宅に入居する。（※1）
- ・ 建物の一部が居住サポート住宅の場合、居住サポート住宅の部屋に子（障害者）が、居住サポート住宅でない部屋に両親が、それぞれ入居する。

### 夫婦の同居

障害者の夫婦が一緒に入居する。（※2）

※1

【専用住宅の場合】親子ともに要援助者である場合又は子（障害者）が要援助者で、親と生計を一にする場合は、親子で同居が可能。

【専用住宅以外の場合】要援助者以外も入居可能であるため、親子で同居が可能。

※2

【専用住宅の場合】夫婦ともに要援助者である場合又は片方が要援助者であり夫婦が生計を一にする場合は、夫婦で同居が可能。

【専用住宅以外の場合】要援助者以外も入居可能であるため、夫婦で同居が可能。

# 住宅セーフティネット法等の改正について（障害福祉担当部局向け）

## 改正の趣旨

- 単身世帯の更なる増加、持家率の低下等、単身障害者などの住宅確保要配慮者への住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定されるとともに、住宅確保要配慮者は住宅以外の困りごとを抱えていることも多い。このため、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し安心して生活できるよう、**賃貸人（大家）が住宅を提供しやすい市場環境を整備**するとともに、**住まいに関する相談から適切な福祉サービスにつなぐ総合的・包括的な支援体制の構築**を図る。【令和7年10月1日施行】

## 課題

・死亡後の残置物処理や孤独死による事故物件のおそれなど、大家は障害者等の住宅確保要配慮者の入居に対して一定の拒否感を有している。

・住宅施策と福祉施策の連携不足により、住まいや複合的な課題に関する相談を受け付ける窓口・一元的な情報提供を行う体制がない。

・障害者等の住まいに関する地域課題を把握できていない。

市場環境の整備

居住支援体制の構築

## 住宅セーフティネット法等の見直しの内容

### <円滑に入居できる賃貸住宅の市場環境の整備>

- ・終身建物賃貸借の利用促進
- ・居住支援法人による残置物処理の推進
- ・家賃債務保証業者の認定制度の創設

### <入居中のサポートを行う住宅の創設>

- ・「居住サポート住宅」の認定制度の創設  
居住支援法人等が、住宅確保要配慮者に対して安否確認や見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う「居住サポート住宅」の供給を促進（※市区町村長等が認定を行う）

### <賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和>

- ・国土交通大臣と厚生労働大臣による基本方針の共同策定
- ・基本方針及び賃貸住宅供給促進計画の記載事項に「福祉サービスの提供体制の確保に関する(基本的な)事項」を追加
  - + 基本方針及び賃貸住宅供給促進計画が国の指針や障害福祉計画等の福祉関係計画と調和すべき旨を規定

### <居住支援協議会への参画・相互連携>

- ・市区町村における居住支援協議会設置の努力義務化
- ・居住支援協議会と福祉関係の会議体との連携を努力義務化するとともに、構成員として社会福祉協議会など「住居確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者」を追加

## 期待される効果

- ・賃貸人（大家）の不安軽減により、単身障害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居につながる。
- ・住宅と福祉が連携した総合的・包括的な居住支援体制が構築される。
- ・空き家などの住宅ストックを含め、住まいに関する地域課題が把握される。

賃貸住宅供給促進計画策定に当たり、障害福祉計画等におけるサービスの実施状況や今後の方策等を把握すること等を想定

福祉部局が居住支援協議会へ参画すること等を想定

（自立支援）協議会で明らかになった住まい関係の課題を居住支援協議会に共有すること等を想定

# 1. 賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和について

## 福祉部局に対応いただきたい事項

- ・賃貸住宅供給促進計画を作成する際、障害福祉計画の内容を把握した上で作成することを想定しているため、住宅部局との連携・協働をお願いしたい。

## 賃貸住宅供給促進計画 ※任意

### 記載内容

- ・都道府県/市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
- ・住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
- ・住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項

## 障害福祉計画

### 記載内容

#### 〈必須事項〉

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

#### 〈任意事項〉

- ・必要な見込量の確保のための方策
- ・関係機関との連携に関する事項

## 2. 居住支援協議会への参画・連携について

### 福祉部局に対応いただきたい事項

- ① 福祉部局は住宅部局と連携して、居住支援協議会の設置準備や運営に参画するとともに、必要に応じ（自立支援）協議会のその他の構成員にも居住支援協議会に参画頂くことを検討いただきたい。
- ② （自立支援）協議会等において、住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携推進について協議することを検討いただきたい。
- ③ （自立支援）協議会と居住支援協議会の連携を図っていただきたい。

### 居住支援協議会

#### 構成員

- ・ 地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者 等
- ・ 社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者

#### 協議事項

- ・ 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供
- ・ 民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備
- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進 等

#### 自立支援協議会等との連携

- ・ 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する課題についての情報の共有その他相互の連携に努めなければならない。

### （自立支援）協議会

#### 構成員

- ・ 地方公共団体
- ・ 関係機関、障害者等の福祉、医療等に関連する職務に従事する者 等

#### 協議事項

- ・ 地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議
- ・ 住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携についても協議

- ・ （自立支援）協議会及び居住支援協議会で明らかに  
なった障害者の住まいの確保に係る課題を互いに共有

①

②

③

### 3. 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

#### 福祉部局に対応いただきたい事項

- 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について、未実施の場合はまずは事業実施をご検討頂くとともに、事業実施自治体含め、今後は居住支援法人との連携についてもお検討いただきたい。

#### 【事業概要（地域生活支援事業）】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

#### 【実施主体】

市町村（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる。）

#### 【対象者】

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。ただし、原則として、現に障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者に係るものは除く。

#### 【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

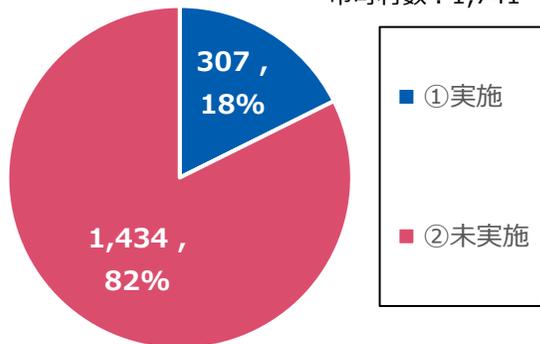
（1）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援。）

※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。

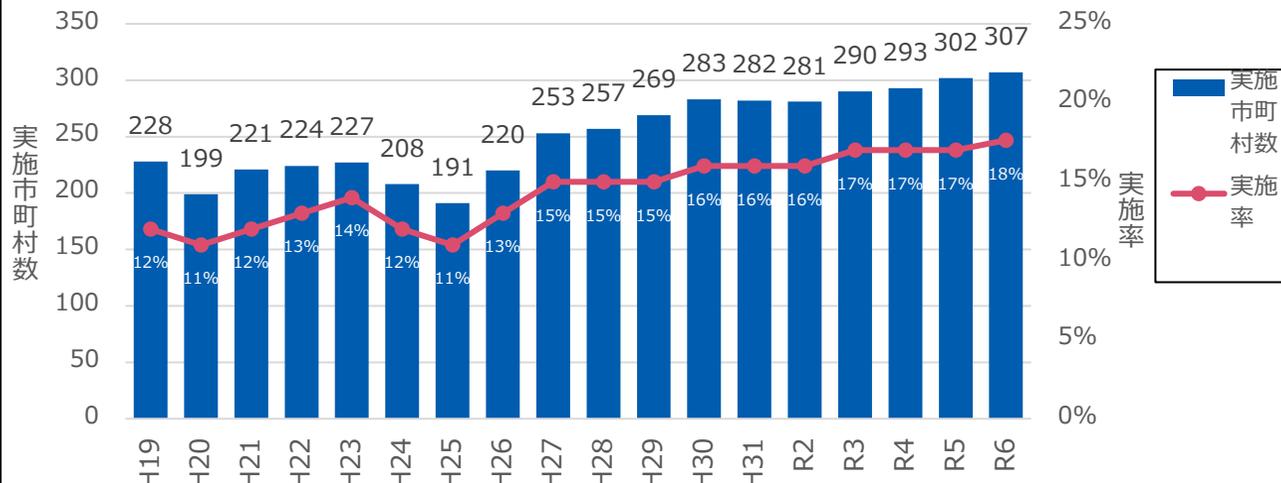
（2）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）

## 住宅入居等支援事業の実施状況

市町村数：1,741

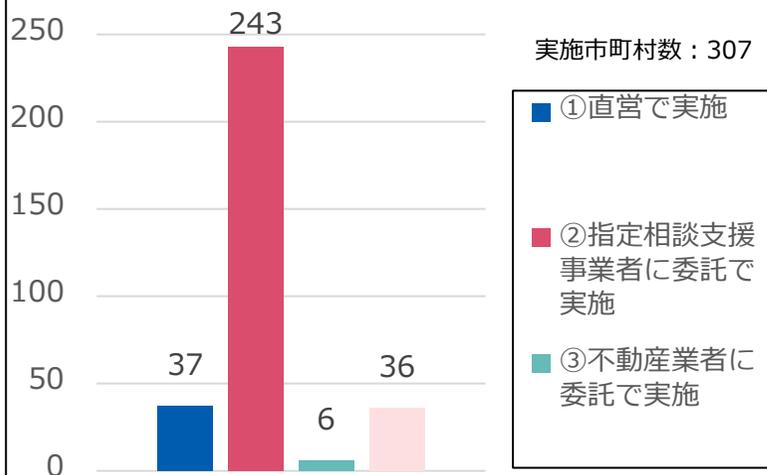


## 住宅入居等支援事業の実施状況（経年比較）



## 住宅入居等支援事業の実施方法

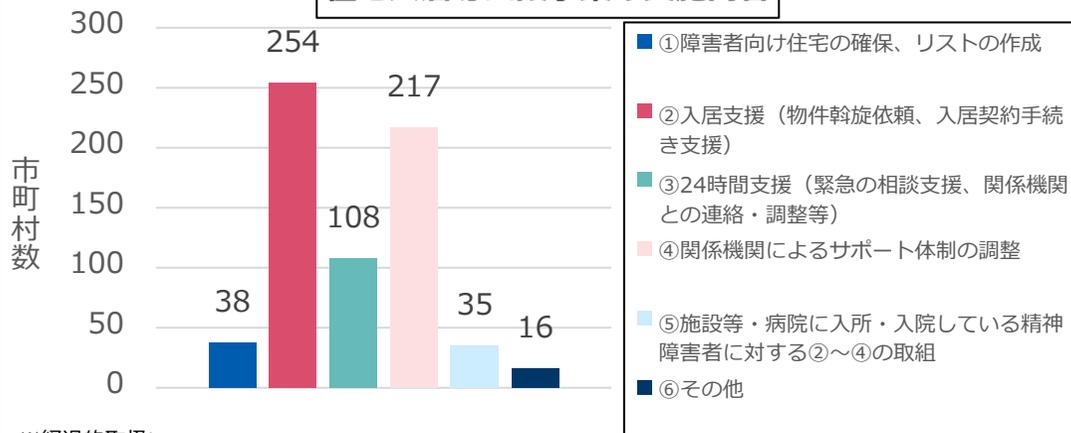
実施市町村数：307



※ 複数回答可であるため、合計数は実施市町村数と一致しない。

## 住宅入居等支援事業の実施内容

実施市町村数：307



※経過措置

現に障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対する入居支援及び居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整及び24時間支援については、地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるもの。

※ 複数回答可であるため、合計数は実施市町村数と一致しない。

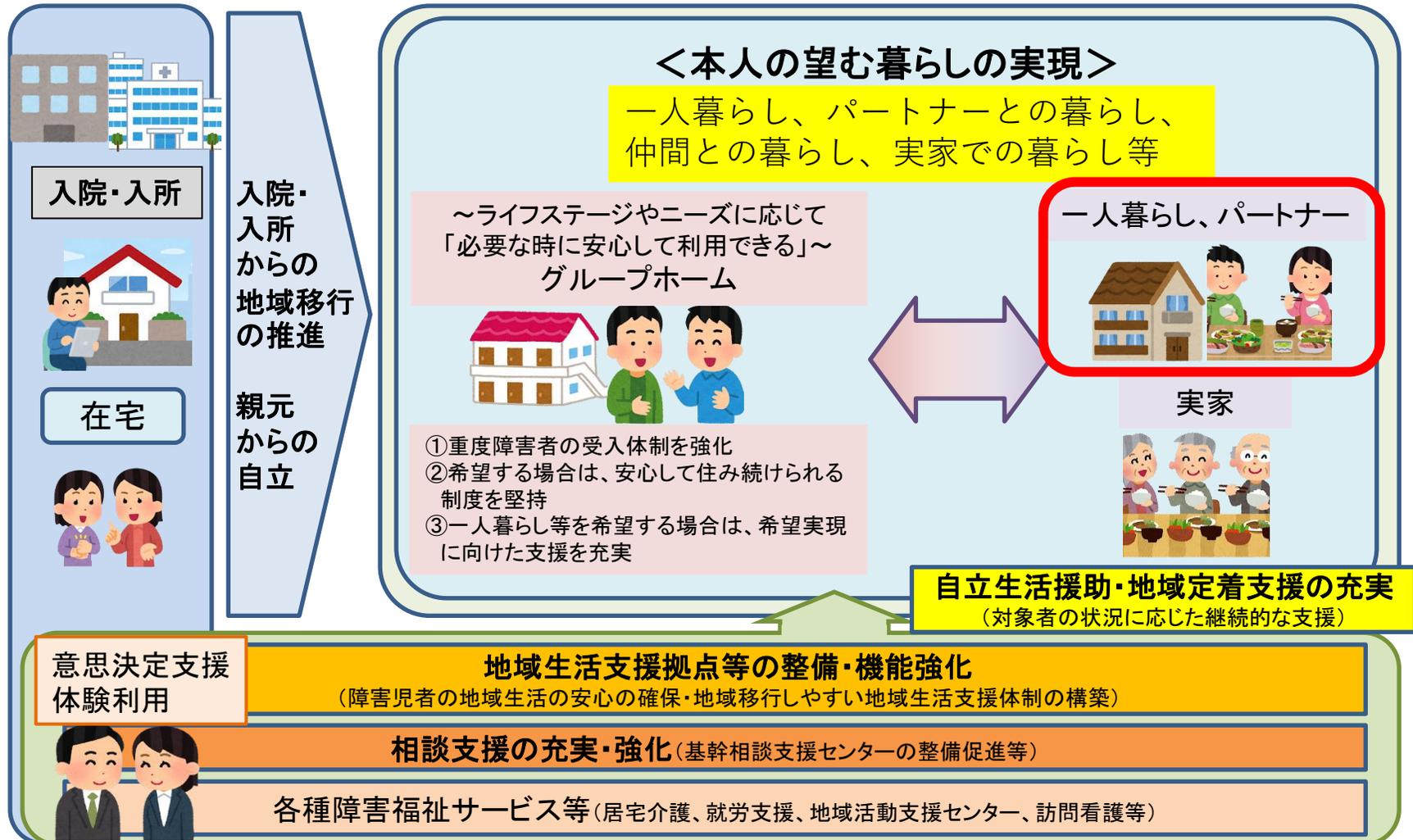


## 参考資料



# 障害者の地域生活支援施策の充実

障害者が希望する地域生活の実現及び継続を支援するため、**障害者の地域生活支援施策を充実・強化。**



# 相談支援の流れ（イメージ）

## 相談窓口（受付）



自治体や相談支援事業所はどこでも、相談をまずは受け止め、丁寧に話を聞き、相談の内容を整理します。  
他機関等による支援が適切である場合には、その機関に丁寧につなぎます。

どこに相談してよいかわからない場合は、市町村が基幹相談支援センターにまずは相談します。

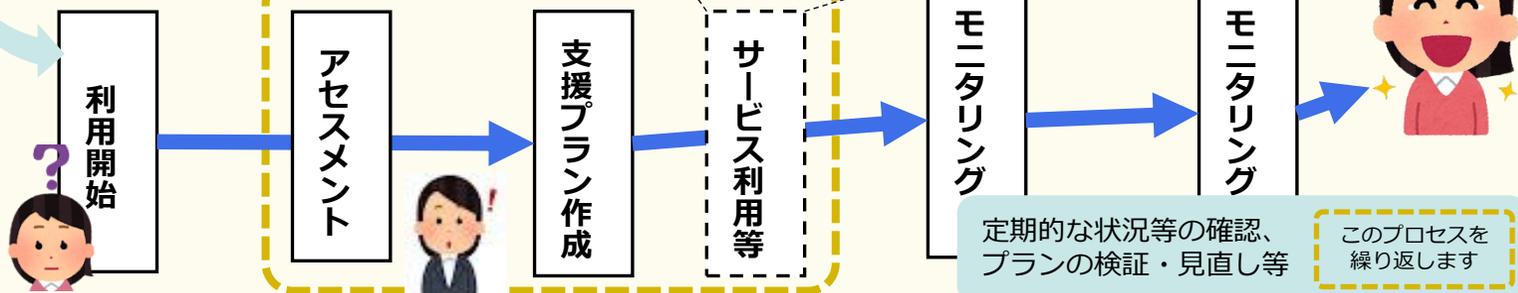
相談は本人のみならず、家族・親族や地域住民、関係機関等からの相談も受け付けます。

## 継続した相談支援

障害福祉サービス等を利用しない場合



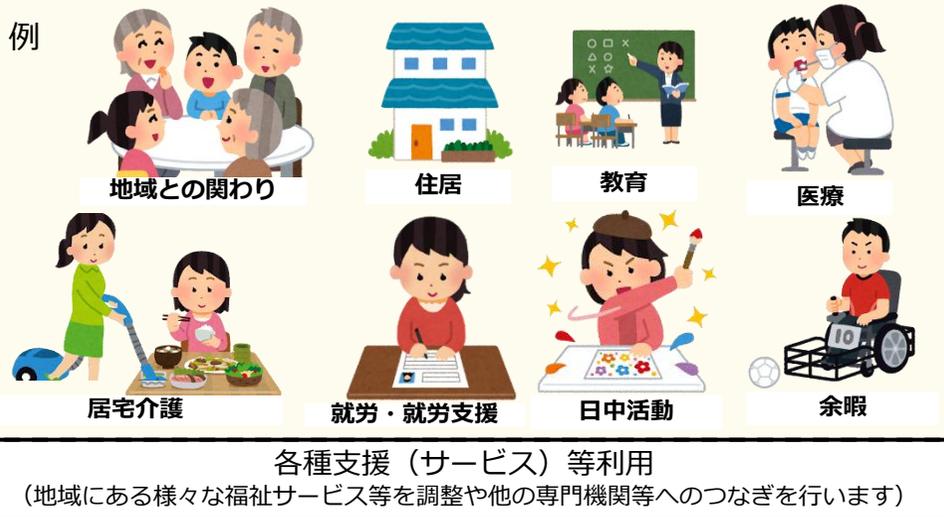
障害福祉サービス等を利用する場合



計画相談以外であっても相談支援専門員は原則としてケアマネジメントの技法を用いて支援を行います。

- ① ケアマネジメントを提供することを基本としながら、その過程で（並行して）、
  - ② 面談や同行等をしながら、不安の解消や本人が前向きになったり、主体的に取り組む方向に向けた働きかけ等を行うこと、本人の希望する暮らしのイメージを具体化するための取組等を行います。（エンパワメント・意思決定支援）
  - ③ 利用者が希望する日常生活を継続するために必要な支援を直接行うこともあります。
- このように支援を通じて、本人の希望する暮らしのイメージ形成や実現に伴走します。

例



# 障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
訪問系	介護給付	居宅介護 <span>者</span> <span>児</span>	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	212,509	22,628
		重度訪問介護 <span>者</span>	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	13,790	7,618
		同行援護 <span>者</span> <span>児</span>	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	27,511	5,739
		行動援護 <span>者</span> <span>児</span>	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	16,564	2,335
		重度障害者等包括支援 <span>者</span> <span>児</span>	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	42	12
日中活動系	介護給付	短期入所 <span>者</span> <span>児</span>	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	62,428	6,560
		療養介護 <span>者</span>	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	21,170	259
		生活介護 <span>者</span>	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	304,920	12,973
施設系		施設入所支援 <span>者</span>	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	122,026	2,526
居住支援系	訓練等給付	自立生活援助 <span>者</span>	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,178	284
		共同生活援助 <span>者</span>	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を行う	199,550	14,247
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） <span>者</span>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,204	185
		自立訓練（生活訓練） <span>者</span>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	15,510	1,383
		就労移行支援 <span>者</span>	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	37,249	2,839
		就労継続支援（A型） <span>者</span>	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	85,116	4,384
		就労継続支援（B型） <span>者</span>	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	381,894	18,427
		就労定着支援 <span>者</span>	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	18,385	1,703

(注) 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 6 年 12 月サービス提供分（国保連データ）

# 障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数								
障害児通所系	障害児支援に係る給付	<table border="1"> <tr> <td>児童発達支援</td> <td>センター 児</td> <td>地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う</td> <td rowspan="2">198,692</td> <td rowspan="2">13,566</td> </tr> <tr> <td></td> <td>センター以外 児</td> <td>日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う</td> </tr> </table>	児童発達支援	センター 児	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う	198,692	13,566		センター以外 児	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う	377,599	22,584
		児童発達支援	センター 児	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う	198,692			13,566				
		センター以外 児	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う									
	放課後等デイサービス	児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う									
	訪問系	居宅訪問型児童発達支援	児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	392	130						
保育所等訪問支援		児	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	26,968	2,369							
入所系	福祉型障害児入所施設	児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,267	183							
	医療型障害児入所施設	児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,705	200							
相談支援系	相談支援に係る給付	<table border="1"> <tr> <td>計画相談支援</td> <td>者 児</td> <td>                     【サービス利用支援】                     <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成</li> <li>支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成</li> </ul>                     【継続利用支援】                     <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）</li> <li>事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨</li> </ul> </td> <td rowspan="2">261,238</td> <td rowspan="2">10,568</td> </tr> <tr> <td>障害児相談支援</td> <td>児</td> <td>                     【障害児利用援助】                     <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成</li> <li>給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成</li> </ul>                     【継続障害児支援利用援助】                 </td> </tr> </table>	計画相談支援	者 児	【サービス利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成</li> <li>支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成</li> </ul> 【継続利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）</li> <li>事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨</li> </ul>	261,238	10,568	障害児相談支援	児	【障害児利用援助】 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成</li> <li>給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成</li> </ul> 【継続障害児支援利用援助】	94,642	6,930
		計画相談支援	者 児	【サービス利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成</li> <li>支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成</li> </ul> 【継続利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）</li> <li>事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨</li> </ul>	261,238			10,568				
		障害児相談支援	児	【障害児利用援助】 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成</li> <li>給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成</li> </ul> 【継続障害児支援利用援助】								
		地域移行支援	者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	721	369						
地域定着支援	者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,638	548								

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2. 利用者数及び施設・事業所数は、令和 6年 12月サービス提供分（国保連データ）

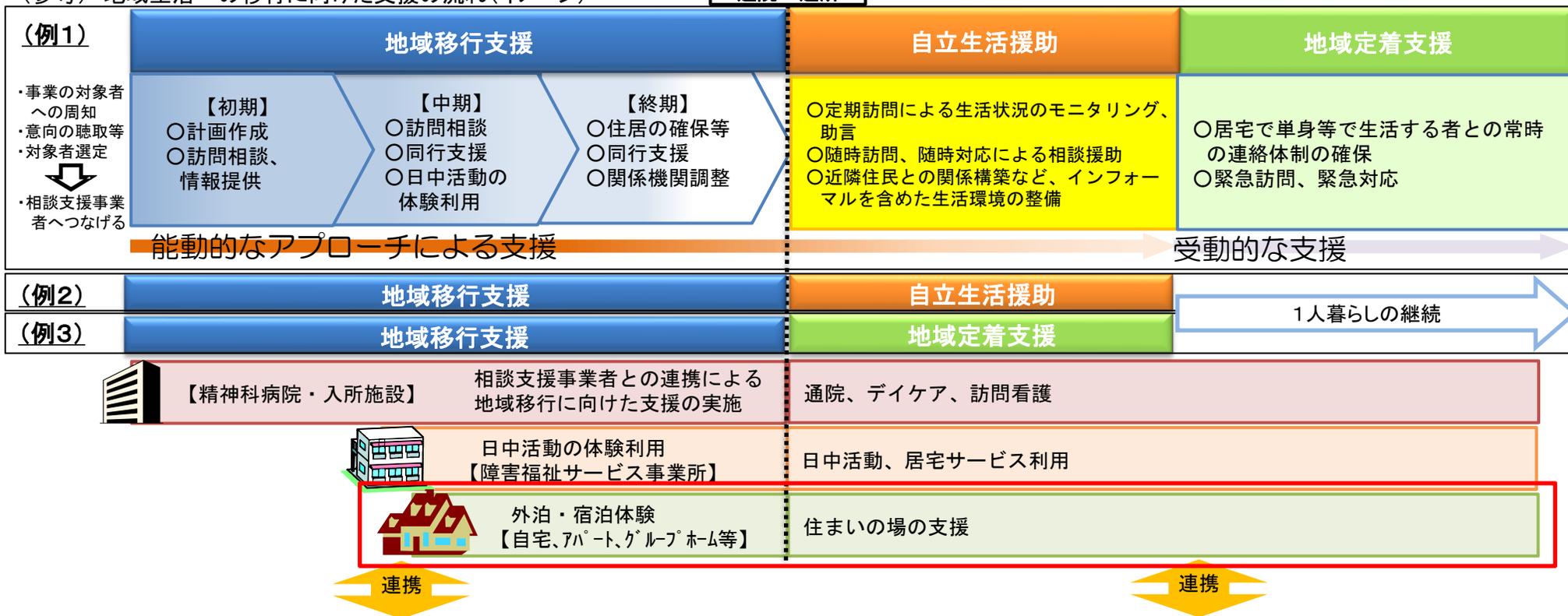
# 障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

## 地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

# (自立支援) 協議会について

## 経緯

- (自立支援) 協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、(自立支援) 協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、(自立支援) 協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

## 概要

- (自立支援) 協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- **都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更**しようとする場合、あらかじめ、(自立支援) 協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R6.4月時点） 市町村：1,689自治体(設置率約97%) ※協議会数：1,212箇所  
都道府県：47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の**地域の実情に応じて選定**されるべきものである。

(想定される例)

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、**不動産関係業者**、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

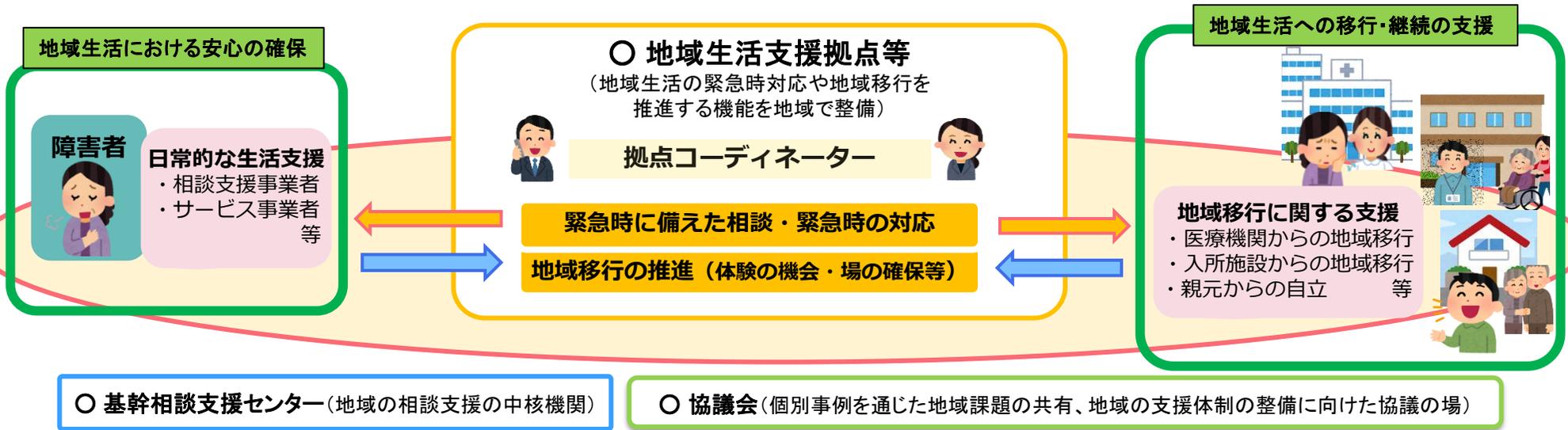
## 【地域生活支援拠点等が担うべき機能（障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

## 本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) \* 複数の市町村で共同設置可



都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

# その他の障害福祉分野における居住支援法人等との連携

## 障害福祉計画

- 市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めるに当たっての国の基本指針において、以下の項目を規定。
  - ・ 障害福祉計画等の作成に当たっては、住宅政策担当部局を含む関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要であること。
  - ・ 障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、障害者の地域生活を支援するサービスと居住支援法人との連携を推進する必要があること。
  - ・ 障害者総合支援法に基づき都道府県及び市町村が設置する協議会と居住支援協議会との連携に努めること。

## 報酬上の評価等（地域移行支援、自立生活援助及び地域定着支援）

- 地域移行支援、自立生活援助及び地域定着支援において以下の取組を実施した場合に報酬上評価する。
  - ・ サービス事業所が居住支援法人又は居住支援協議会に対し、利用者の住宅の確保や居住支援に必要な情報の共有
  - ・ 障害者総合支援法に基づく協議会等に対し、住宅の確保や居住支援に係る課題の報告

## 実施主体の緩和（自立生活援助）

- 自立生活援助について、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されていた実施主体に係る要件を廃止し、居住支援法人を含む多様な事業主体の参入を促す。

# 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針（抜粋）

（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号））

## 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

### 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

#### 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助（障害者総合支援法第五条第十六項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。）、地域移行支援（同条第二十項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。）及び地域定着支援（同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。）、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。（以下略）

### 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

#### 4 協議会の活性化

障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。（中略）

上記を踏まえ、協議会の運営においては、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ることが重要である。例えば、医療を必要とする者が地域で安心・安全に生活できるようにするため、精神科病院その他の医療機関や保健所と連携の上、障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行うことが望ましい。また、協議会の下に設置された専門部会等の活動に当事者が参画することも重要である。さらに、障害者等が安心して地域に住むことができるよう、都道府県及び市町村においては、協議会と居住支援協議会（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第五十一条第一項の住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）との連携に努めることが求められる。（以下略）

## 第三 計画の作成に関する事項

### 一 計画の作成に関する基本的事項

#### 2 計画の作成のための体制の整備

##### （二）市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

障害福祉計画等の作成に当たっては、介護保険担当部局、子育て支援や母子保健等の児童福祉担当部局、労働担当部局、保健医療担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局、デジタル担当部局、情報通信担当部局、文化行政担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要である。（以下略）

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

### 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。  
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

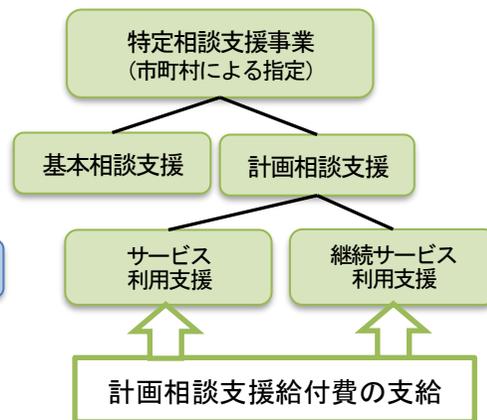
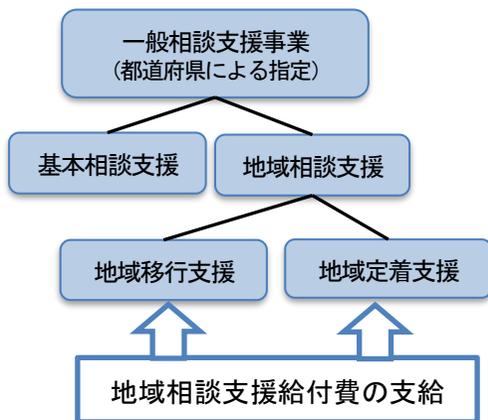
## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

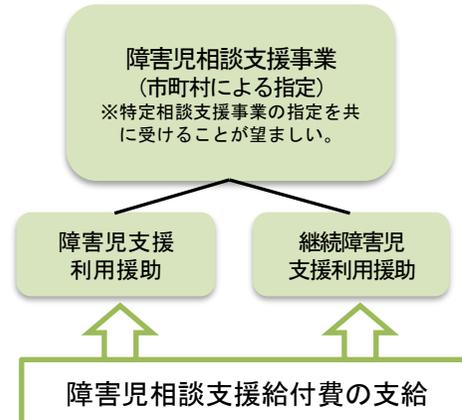
# 障害者総合支援法における相談支援事業の体系

## 個別給付で提供される相談支援

### <障害者総合支援法>



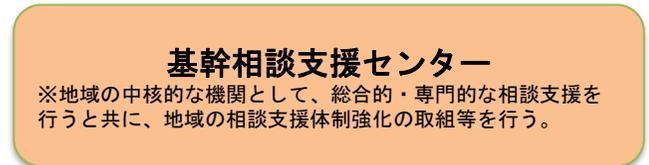
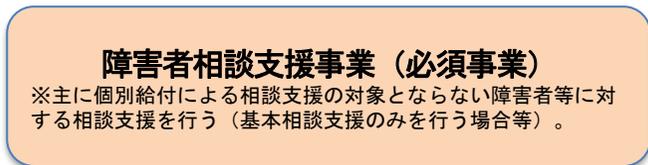
### <児童福祉法>



## 地域生活支援事業により実施される相談支援

### 実施主体は市町村

※ 適切な一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者へ委託可能



# 現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等
<b>指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所</b>	専従の相談支援専門員（業務に支障なければ兼務可）、管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>•基本相談支援</li> <li>•計画相談支援等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用支援、</li> <li>・継続サービス利用支援</li> </ul> </li> </ul> ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 10,563ヶ所 (R2.4) 23,729人</li> <li>11,050ヶ所 (R3.4) 25,067人</li> <li>11,472ヶ所 (R4.4) 26,028人</li> <li>11,846ヶ所 (R5.4) 27,028人</li> <li>12,324ヶ所 (R6.4) 28,661人</li> </ul> ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,209ヶ所 (18%)
<b>指定一般相談支援事業所</b>	専従の指定地域移行支援従事者（兼務可）、うち1以上は相談支援専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>•基本相談支援</li> <li>•地域相談支援等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行支援</li> <li>・地域定着支援</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3,551ヶ所 (R2.4)</li> <li>3,543ヶ所 (R3.4)</li> <li>3,671ヶ所 (R4.4)</li> <li>3,861ヶ所 (R5.4)</li> <li>3,837ヶ所 (R6.4)</li> </ul>
<b>障害者相談支援事業</b>  実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> <li>•福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）</li> <li>•社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）</li> <li>•社会生活力を高めるための支援</li> <li>•ピアカウンセリング</li> <li>•権利擁護のために必要な援助</li> <li>•専門機関の紹介 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全部又は一部を委託 1,560市町村（90%）</li> <li>■単独市町村で実施 1,056市町村（61%）</li> </ul> ※全市町村が実施 （地域生活支援事業必須事業）
<b>基幹相談支援センター</b>	定めなし  《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)</li> <li>● 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務</li> <li>● 地域の相談支援従事者に対する相談、助言、指導その他の援助</li> <li>● (自立支援)協議会の運営への関与を通じた関係機関等の連携の緊密化</li> </ul> ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■1,741市町村中</li> <li>778市町村 (R2.4) 45%</li> <li>873市町村 (R3.4) 50%</li> <li>928市町村 (R4.4) 53%</li> <li>973市町村 (R5.4) 56%</li> <li>1,045市町村 (R6.4) 60%</li> </ul> ※箇所数は1,309ヶ所 (R6.4)

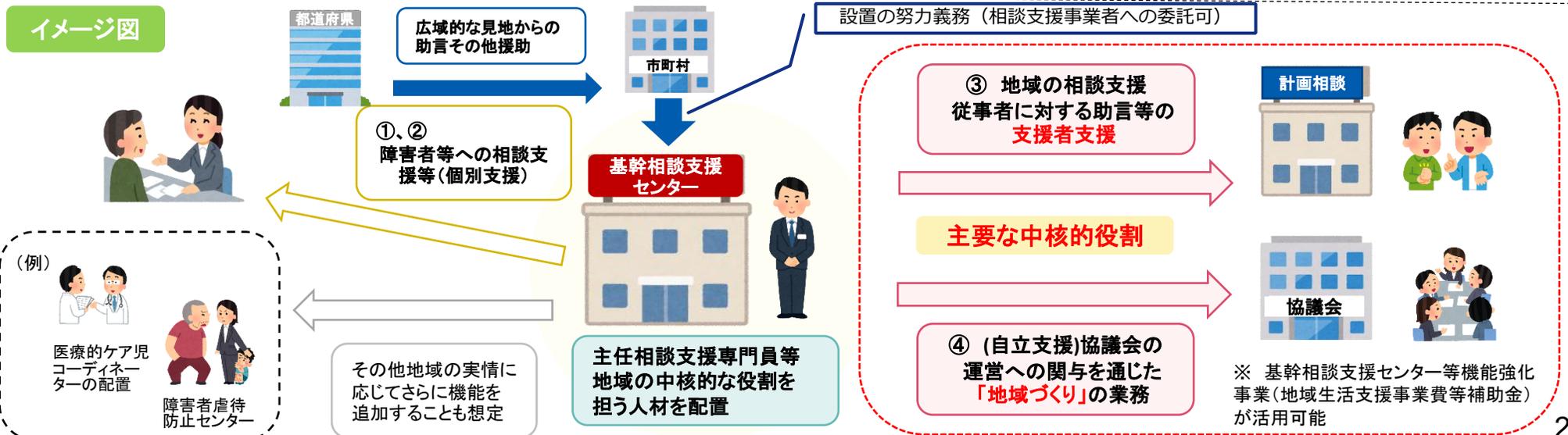
## 基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) **新**  
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
  - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
    - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
    - ② **他法**において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務  
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
    - ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**  
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
    - ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**  
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- ※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(同条第7項) **新**

個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

③④が主要な「中核的な役割」

### イメージ図



# グループホームの概要

- ☆ 障害のある方が**地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。**
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は**6名程度。**

## 具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

## 具体的な支援内容

- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

## 必要な設備等

- ☆ **共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要**
- ☆ **ユニットの入居定員は2人以上10人以下**
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き**7.43㎡**

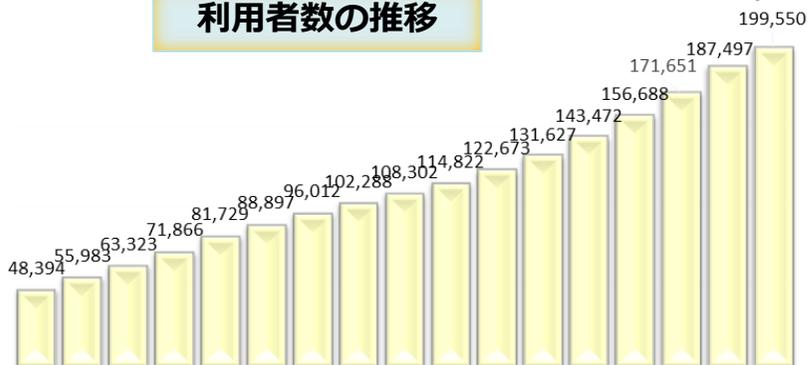
## ★住宅地に立地

### ★入居定員は原則10名以下

- ※ 既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
- ※ 日中サービス支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。(定員の合計は20人以下)



## 利用者数の推移



	グループホーム（共同生活援助）		
	（介護サービス包括型）	（日中サービス支援型）	（外部サービス利用型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助</li> <li>・居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助（日中サービス支援型を除く。）</li> </ul>		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	障害支援区分に応じて <b>600単位～171単位</b>	障害支援区分に応じて <b>997単位～253単位</b>	<b>171単位～115単位</b> 標準的な時間に応じて (受託居宅介護サービス) <b>96単位～</b>
事業所数	11,857事業所	1,242事業所 (平成30年4月～)	1,148事業所
利用者数	167,004人	18,441人 (平成30年4月～)	14,105人

利用者数合計 199,550人

事業所数・利用者数については、国保連令和6年12月サービス提供分実績

# グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

## 現状・課題

令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

## 見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

## 見直しのイメージ

### 現行の支援内容



- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施



### 一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を**希望する入居者**に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。



#### 支援(例)

GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援

GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

# グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

## ①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定による見直し

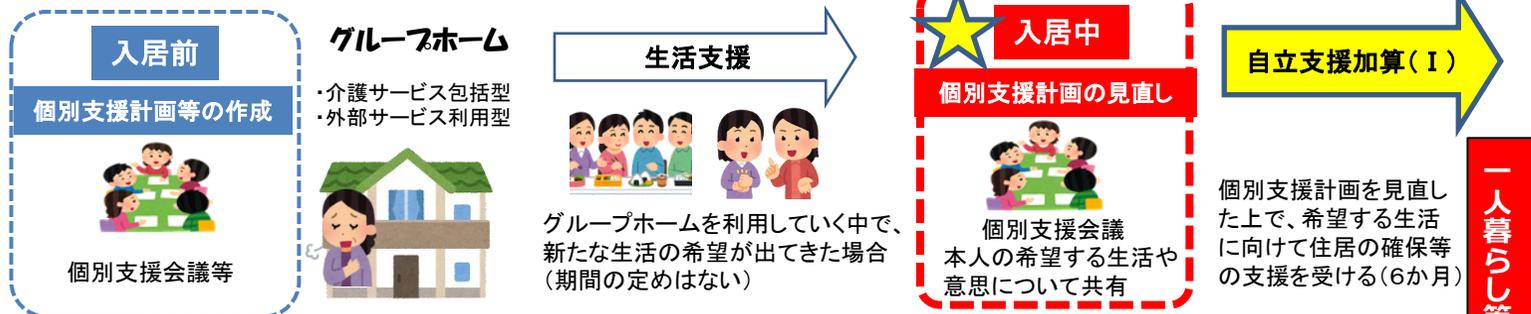
【現行】自立生活支援加算 500単位/回 \*入居中2回、退居後1回を限度  
 【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** **1,000単位/月** \*6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。  
 (現行)自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 \*入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象  
 (新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** **80単位/日** \*移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。  
 ※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】 **ピアサポート実施加算** **100単位/月** \*自立支援加算(Ⅲ)に加算  
 【新設】 **居住支援連携体制加算** **35単位/月**、**地域居住支援体制強化推進加算** **500単位/回** (月1回を限度)  
 \*自立支援加算(Ⅰ)に加算。移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。  
**\*居住支援連携体制加算は、居住支援法人又は居住支援協議会と連携した場合に加算。**

## ②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** **2,000単位/月** \*退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。  
 【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** **100単位/月** \*退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

### 1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



### 2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



### 3. 退居後の支援



\*サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

# 地域移行支援

## ○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
  - 障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等
    - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
  - 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者

## ○ サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- 地域移行にあたっての障害福祉サービスの体験的な利用支援
- 地域移行にあたっての体験的な宿泊支援

## ○ 主な人員配置

- 従業者
  - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

## ○ 報酬単価 (令和6年4月～)

### (Ⅰ)の算定要件

- ①社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
- ②前年度に地域移行した利用者が3人以上であること。
- ③障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

### (Ⅱ)の算定要件

- ①上記①及び③を満たしていること。
- ②前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。

### ■ 基本報酬

地域移行支援サービス費(Ⅰ)	3,613単位/月
地域移行支援サービス費(Ⅱ)	3,157単位/月
地域移行支援サービス費(Ⅲ)	2,422単位/月

### ■ 主な加算

<b>集中支援加算</b> 利用者との対面による支援を月6日以上行った場合 500単位	<b>障害福祉サービスの体験利用加算</b> 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 開始日～5日目 500単位 6日目～15日目 250単位	<b>宿泊体験加算</b> 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位/日 夜間の見守り等の支援を行った場合 700単位/日	<b>退院・退所月加算</b> 退院・退所する月に加算 2,700単位 精神科病院において、1年未満で退院する場合 +500単位/月
<b>居住支援連携体制加算</b> 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位/月	<b>地域居住支援体制強化推進加算</b> ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位/回	<b>ピアサポート体制加算</b> 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位/月	

## ○ 事業所数

369 (国保連令和 6 年12月実績)

## ○ 利用者数

721 (国保連令和 6 年12月実績)

# 自立生活援助

## ○ 対象者

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等や居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者

## ○ サービス内容

■ 居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
  - ・常勤専従である場合 60:1以上
  - ・常勤以外の場合 30:1以上
- 地域生活支援員1以上（25:1が標準）
  - ・サービス管理責任者と地域生活支援員は兼務が可能。
  - ・自立生活援助事業所と併設する地域相談支援事業所を一体的に運営している場合は、サービス管理責任者と相談支援専門員を兼務可能。

## ○ 報酬単価（令和6年4月～）

### ■ 基本報酬

#### 自立生活援助サービス費（Ⅰ）

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所等又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内の場合

- ・地域生活支援員30:1未満 [1,566単位]
- ・地域生活支援員30:1以上 [1,095単位]

#### 自立生活援助サービス費（Ⅱ）

（Ⅰ）以外の場合

- ・地域生活支援員30:1未満 [1,172単位]
- ・地域生活支援員30:1以上 [821単位]

#### 自立生活援助サービス費（Ⅲ）

（Ⅰ）（Ⅱ）以外の場合

利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合 [700単位]

### ■ 主な加算

#### ピアサポート体制加算

研修を修了したピアサポーター等を配置した場合  
100単位/月

**緊急時支援加算（Ⅰ）** ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日  
緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅への訪問等による支援を行った場合  
711単位/日

#### 緊急時支援加算（Ⅱ）

緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合  
94単位/日

#### 集中支援加算

自立生活援助サービス費（Ⅰ）を算定している場合に限り、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、自立生活援助を行った場合  
500単位/月

**日常生活支援情報提供加算** ※月1回を限度  
あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合  
100単位/回

#### 同行支援加算

月2回まで 500単位/月  
月3回 750単位/月  
月4回以上 1,000単位/月

#### 居住支援連携体制加算

居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合  
35単位/月

**地域居住支援体制強化推進加算** ※月1回を限度  
居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合  
500単位/回

## ○ 事業所数

284（国保連令和6年12月実績）

## ○ 利用者数

1,178（国保連令和6年12月実績）

# 地域定着支援

## ○ 対象者

- 以下の者のうち、居宅において地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
  - 単身で生活する障害者
  - 同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある障害者
  - 同居している家族等に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている障害者
    - ※施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
    - ※グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外。

## ○ サービス内容

- 常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握
- 障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援
- 関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

## ○ 主な人員配置

- 従業者
  - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

## ○ 報酬単価（令和6年4月～）

### ■ 基本報酬

地域定着支援サービス費	体制確保費	315単位／月（毎月算定）
	緊急時支援費（Ⅰ）	734単位／日（緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定）
	※地域生活支援拠点等の場合	+50単位／日
	緊急時支援費（Ⅱ）	98単位／日（緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定）

### ■ 主な加算

#### 日常生活支援情報提供加算

あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合 100単位／回

#### 居住支援連携体制加算

居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位／月

#### ピアサポート体制加算

研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位／月

#### 地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度

居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位／回

## ○ 事業所数

548（国保連令和 6 年12月実績）

## ○ 利用者数

4,638（国保連令和 6 年12月実績）